

第四十九条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付しないとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第四十九条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五 偽りその他不正な手段によりその猶予又はその猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づきその猶予をし、又はその猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

第四十九条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六十三条第一項中（換価の猶予）を、若しくは第五十一条の第二項（換価の猶予の要件等）に改め、同項ただし書中「第五十二条（換価の猶予の取消し等）を」を「第五十二条第三項又は第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）に改め、同条第三項中「第五十一条第一項」の下に「若しくは第五十一条の第二項」を加える。

第六十五条第三項第二号中、「法人税」の下に、「地方法人税」を加え、同号イ中（外国税額控除）の下に、「若しくは第六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）を加え、同号ロ中、若しくは第八十一条の十五」を、「第八十一条の十五」に改め、における外国税額の控除の下に、若しくは第六十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）を加え、同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

八 地方法人税法第二十条第十九号（定義）に規定する中間納付額、同法第十二条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額又は同法第二十条第二項（中間申告による納付）の規定により納付すべき地方法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額）

第七十四条の二第一項中、「法人税」の下に、「地方法人税」を加え、同項第二号中「法人税」を、「法人税又は地方法人税」に改め、同条第四項中、「法人税」の下に、又は地方法人税を、連結所得に対する法人税」の下に、「若しくは連結親法人の地方法人税」を、「法人に対する法人税」の下に、「又は地方法人税」を加える。

第七十四条の九第三項中、「前二項」を、「この条」に改め、同項第一号中「同項第二号イ、同項第三号イ」を、「第二号イ、第三号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第七十五条第四項中、「一に」を、「いずれかに」に改め、同項第一号中「又は同法」を、「同法」に、「に係る更正」を、「又は地方法人税法第二十七条第二項（青色申告）に規定する青色申告書に係る更正」に改める。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中、「法人税」の下に、「地方法人税」を加える。

第九十九条の見出しを（国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による判決）に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「申し出なければ」を「通知しなければ」に改め、同条第二項中「申出」を「通知」に改め、国税不服審判所長に対し指示をするときは、を削り、国税審議会の議決に基づいてこれをしなければ、を「国税不服審判所長と共同して当該意見について国税審議会の諮問しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国税不服審判所長は、前項の規定により国税庁長官と共同して国税審議会の諮問した場合には、当該国税審議会の議決に基づいて判決をしなければならない。

（国税徴収法の一部改正）
第八十条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条 第十号中「延納」の下に（第六百五十一条の第二項（換価の猶予の要件等）において「延納」という。）を加える。

第三十六条第三号中、「法人税法」を、「若しくは第六百六十八条の二（非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）、法人税法」に、「若しくは第三百二十二条の三」を、「第三百二十二条の三」に、「相続税法」を、「若しくは第四百四十七条の二（外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）、相続税法」に改める。

第七十九条の見出しを（差押えの解除の要件）に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「差押え」を、「差押えを」に改め、同項第一号中「差押え」を、「差押えに」に改め、同項第二号中「差押え」を、「差押えに」に、「先立つ」を、「先立つ」に、「こえる見込み」を、「こえる見込み」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「差押え」を、「差押えを」に改め、同項第一号中「差押え」を、「差押えに」に、「先立つ」を、「先立つ」に改め、同項第二号中「差押え」を、「差押えを」に改め、同項に次の一号を加える。

三 差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

第八十九条の見出しを（換価する財産の範囲等）に改め、同条第一項中「取立」を「取立て」に改め、同条第二項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「取立」を「取立て」に改め、同条に次の一項を加える。

3 税務署長は、相互の利用上差押財産を他の差押財産（滞納者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの差押財産を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

第九十八条を次のように改める。
（見積価額の決定）

第九十八条 税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならぬ。この場合において、税務署長は、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない。

2 税務署長は、前項の規定により見積価額を決定する場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。

第一百零一条第一項中「入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）」を「入札等」に改める。

第一百二十八条第二号中「差押」を「差押え」に改め、同条第三号中「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八十九条第三項（換価する財産の範囲等）の規定により差押財産（同条第一項に規定する差押財産をいう。以下この項において同じ。）が一括して公売に付され、又は随意契約により売却された場合において、各差押財産ごとに前項第一号に掲げる売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各差押財産の見積価額に応じて按分して得た額とする。各差押財産ごとの滞納処分費の負担についても、同様とする。

第一百二十九条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に、「差押」を「差押え」に改める。

第一百五十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして（換価の猶予の要件等）を付し、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）を（納税の猶予の要件等）又は次条第一項」に改め、同項ただし書中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 税務署長は、前項の規定による換価の猶予又は第百五十二条第三項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合において、必要があるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類又は第百五十二条第一項の規定により分割して納付させるために必要となる書類の提出を求めることができる。

第百五十一条の次に次の一条を加える。

第百五十一条の二 税務署長は、前条の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日）から六月以内なられたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予の要件等）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 前項の規定は、当該申請に係る国税以外の国税（次の各号に掲げる国税を除く。）の滞納がある場合には、適用しない。

一 国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予（次号において「納税の猶予」という。）又は前項の規定による換価の猶予の申請中の国税

二 国税通則法第四十六条第一項から第三項まで又は前条第一項若しくは前項の規定の適用を受けている国税（同法第四十九条第一項第四号（納税の猶予の取消し）次条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）に該当し、納税の猶予又は前条第一項若しくは前項の規定による換価の猶予を取り消されることとなる場合の当該国税を除く。）

3 第一項の規定による換価の猶予の申請をしよとする者は、同項の国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細その納付を困難とする金額、当該猶予を受けようとする期間、その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない。

第百五十二条中、第四十六条第四項から第七項まで（納税の猶予の場合の分割納付等）を、第四十六条第五項から第七項まで及び第九項）を、並びに同法）を、並びに、に改め、第四十一条第一項の下に（第五号に係る部分を除く。）を加え、前条第一項）を、第百五十一条第一項）に、その期間」とを、その期間」と、同条第九項中、第四項（前項において準用する場合を含む。）とあるのは、国税徴収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）と、それぞれに改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

税務署長は、第百五十一条第一項（換価の猶予の要件等）若しくは前条第一項の規定による換価の猶予又は第三項において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項（納税の猶予の要件等）若しくは第四項において準用する同条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合には、その猶予に係る金額その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の税務署長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれその月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

2 税務署長は、第百五十一条第一項又は前条第一項の規定による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

第百五十二条に次の一条を加える。

4 国税通則法第四十六条第五項から第七項まで及び第九項、第四十六条の二第四項及び第六項から第十項まで（納税の猶予の申請手続等）、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六条第九項中、第四項（前項において準用する場合を含む。）とあ

るのは、国税徴収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）と、同法第四十六条の二第四項中、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）とあるのは、「その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額」と、同条第六項中、第一項から第四項まで」とあるのは、「国税徴収法第百五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）又は同法第百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する第四項」と、同条第七項中、「第一項から第四項まで」とあるのは、「国税徴収法第百五十一条の二第四項」と、同条第十項中、「第一項から第四項まで」とあるのは、「国税徴収法第百五十一条の二第三項又は同法第百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項」と、前条第一項から第三項まで又は第七項」とあるのは、「同法第百五十一条の二第一項又は同法第百五十二条第四項において準用する前条第七項」と、同項」とあるのは、「同法第四十七条第二項中、前条第一項から第四項まで」とあるのは、「国税徴収法第百五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）又は同法第百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する前条第四項」と、それぞれ読み替えるものとする。

第百八十二条第二項中、「差し押さえる」を、「差し押さえる」に、「差し押さえた」を、「差し押さえた」に、「引継ぎ」を、「引継ぎ」に改め、同条第三項中、「前項」を、「前二項」に、「引継ぎ」を、「引継ぎ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 税務署長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

第百八十三条第二項及び第三項中、「差し押さえる」を、「差し押さえる」に、「差し押さえた」を、「差し押さえた」に、「引継ぎ」を、「引継ぎ」に改め、同条第四項中、「前条第三項」を、「前条第四項」に、「前二項」を、「前三項」に、「引継ぎ」を、「引継ぎ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 税関長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税関長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

第百八十四条中、「第百八十三条第二項」の下に、「若しくは第三項」を加え、「以下」を削る。

第百八十五条中、「第百八十三条第二項」の下に、「若しくは第四項」を加える。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第九条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「及び地方税法」を、「地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）及び地方税法」に改める。

第三条第四項中、「と、同項」とあるのは、「第二百二十二条第一項」を削る。

第三条の二第一項及び第二項中、「第九條の六第二項から第四項まで」を削り、同条第三項中、「第九條の六第三項若しくは第四項」を削り、同条第四項中、「第九條の六第三項及び第四項」を削り、同条第五項及び第六項中、「第九條の六第二項から第四項まで」を削り、同条第七項及び第八項中、「第九條の六第四項」を削り、同条第十三項中、「第百四十二条」を、「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に改め、同項の表第百七十二条第一項第一号の項中、「第九條の六第二項若しくは第三項（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）を削り、給付補てん金等」を、「給付補填金等」に改め、同条第十四項中、「第百六十四条第一項第一号から第三号まで」を、「第百六十四条第一項第一号」に、当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる」を、同号に定める」に改め、同条第十五項第二号から第四号までの規定中、「第百六十五条」を、「第百六十五条第一項」に改め、同条第二十四項中、「規定する給付補てん金等」を、「規定する給付補填金等」に、「特定給付補てん金等」を、「特定給付補填金等」に改め、同条第二十五項中、「特定給付補てん金等」を、「特定給付補填金等」に改める。

「、第九條の六第三項若しくは第四項」を削り、同条第四項中、「第九條の六第三項及び第四項」を削り、同条第五項及び第六項中、「第九條の六第二項から第四項まで」を削り、同条第七項及び第八項中、「第九條の六第四項」を削り、同条第十三項中、「第百四十二条」を、「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に改め、同項の表第百七十二条第一項第一号の項中、「第九條の六第二項若しくは第三項（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）を削り、給付補てん金等」を、「給付補填金等」に改め、同条第十四項中、「第百六十四条第一項第一号から第三号まで」を、「第百六十四条第一項第一号」に、当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる」を、同号に定める」に改め、同条第十五項第二号から第四号までの規定中、「第百六十五条」を、「第百六十五条第一項」に改め、同条第二十四項中、「規定する給付補てん金等」を、「規定する給付補填金等」に、「特定給付補てん金等」を、「特定給付補填金等」に改め、同条第二十五項中、「特定給付補てん金等」を、「特定給付補填金等」に改める。

第四条第一項中、「第四百二十二条」を、「第四百二十二条若しくは第四百二十二条の九」に改め、同条第二項中、「第四百二十二条」を、「第四百二十二条若しくは第四百二十二条の九」に、及び第四百二十五条を「及び第四百二十五条から第四百六十五条の六まで」に、第四百四十二条を、「第四百四十二条の九」に改め、同条第四項中、「第四百二十二条」を、「第四百二十二条又は第四百四十二条の九」に、第四百四十四条を、「第四百四十二条の九」に改め、同条第五項中、「第四百二十二条」を、「第四百二十二条若しくは第四百四十二条の九」に改め、同条第六項中、「第四百二十二条」を、「第四百二十二条若しくは第四百四十二条の九」に、及び第四百六十五条を、「及び第四百六十五条から第四百六十五条の六まで」に、第四百四十四条までを、「第四百四十四条の二まで」に改める。

第五条の二第三項中、「所得税法第六百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当する」を、「恒久的施設（所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設をいう。第五項及び第六項において同じ。）を有する非居住者である」に、第六十一条第八号を、「第六十一条第一項第十二号」に、第六百六十五条を、「第六百六十五条第一項」に、同条の「を、同項の」に改め、同条第五項中、「所得税法第六百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する」を、「恒久的施設を有しない非居住者である」に、同法を、「所得税法」に改め、同条第六項中、「所得税法第六百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する」を、「恒久的施設を有しない非居住者である」に、つき同法を、「つき所得税法」に改める。

第六条の二第二項中、「第六十一条」を、「第六十一条第一項」に、「第六十二条」を、「第六十二条第一項」に、「第三百三十八条」を、「第三百三十八条第一項」に、「第三百三十九条」を、「第三百三十九条第一項」に改める。

第七条第一項中、「又は税額等」を、「次項において同じ。又は税額等」に、「更正（国税通則法を「更正（同法）に、この項において同じ。）」又は決定（国税通則法を「この項及び次項において同じ。）」又は決定（同法）に改め、決定をいう。同項において同じ」を加え、若しくは各課税事業年度（各課税事業年度を、「各課税事業年度」に、金額若しくは各課税事業年度（各課税事業年度を、「各課税事業年度」に、金額若しくは各課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）」又は相手国居住者等」に、「若しくは各事業年度」を、「各事業年度」に、「金額のうち」を、「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額のうち」に、「国税通則法第二十三条第一項」を、「更正の請求（国税通則法第二十三条第一項）に改め、更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。）」を加え、「金額又は当該」を、「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額又は当該」に、「金額を基礎」を、「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額を基礎」に改め、同条第四項中、「又は税額等」を、若しくは税額等又は第二項に規定する課税標準等」に、「同項」を、「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中（同法第六百四十五條第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条を、「第八十二条及び第六百四十五條並びに地方税法第二十四条」に、「第一項の更正」を、「第一項又は第二項の更正」に改め、同項の表中、「第七條第一項」の下に、「又は第二項」を加え、同表に次のように加える。

| | | | |
|-------------------------|----|----------------------|----|
| 修正申告書の提出し、又は更正若しくは決定 | 更正 | 修正申告書の提出し、又は更正若しくは決定 | 更正 |
| 修正申告書の提出した日又はその更正若しくは決定 | 更正 | 修正申告書の提出又は更正若しくは決定 | 更正 |
| 修正申告書又は更正若しくは決定 | 更正 | 修正申告書又は更正若しくは決定 | 更正 |

法人税法第百四十五條
 修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定
 修正申告書の提出又は更正若しくは決定
 修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定
 修正申告書又は更正若しくは決定

| | | |
|---|---|--|
| <p>第七條第三項を同條第四項とし、同條第二項中、「前項」を、「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 相手国等の法令に基づき、居住者又は内国法人に係る当該相手国等の租税（当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限る。）の課税標準等（当該居住者又は内国法人の所得税法第九十五条第四項第一号又は法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所に係るものに限る。以下この項において同じ。）につき更正又は決定に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等に関し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の国外所得金額（各年分の所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は内国法人の各事業年度の国外所得金額（各事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）若しくは各課税事業年度の連結国外所得金額（各課税事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいい、同法第六十九条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうちに増額されるものがあり、かつ、これらの金額が増額されることによつて当該居住者の各年分の所得税の額又は当該内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額、各課税事業年度の連結所得に対する法人税の額若しくは各課税事業年度の地方税法の額のうち減額されるものがあるときは、当該居住者又は当該内国法人の更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の国外所得金額又は当該内国法人の各事業年度の国外所得金額若しくは各課税事業年度の連結国外所得金額を基礎として、更正をすることができ。</p> <p>第十一條第四項中、「及び第四項」を、「第四項（同條第八項において準用する場合を含む。）及び第九項、第四十六條の二第一項及び第三項」に、「第五百一十一條、第五百一十二條」を、「第五百一十一條、第五百一十二條の二、第五百一十二條（第一項を除く。）」に改め、同項の表国税通則法の項中、「第四十</p> | <p>地方税法第百四十四條の六第一項第十一号又は同條第二項第五号に掲げる金額（当該</p> <p>修正申告書の提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>修正申告書の提出又は更正若しくは決定</p> <p>更正</p> | <p>第百四十四條の六第一項第一号若しくは第二号に掲げる欠損金額若しくは同項第五号に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同項第九号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同項第十号に掲げる金額）若しくは同項第十一号に掲げる金額又は同項第十二号に掲げる金額若しくは同項第十三号に掲げる金額（これら若しくは</p> <p>の確定申告書に記載した、又は決定</p> <p>の地方税法確定申告書に記載した、又は決定</p> <p>更正</p> <p>更正</p> |
|---|---|--|

| | | | |
|---|--------|---|-----|
| 七条 | 納税の猶予 | 徴収の猶予 | 第四十 |
| | を | | 第四十 |
| 六条の二第二項 | 納税 | 徴収 | 第四十 |
| | 一時に | 相手国等に一時に | 第四十 |
| 六条の二第四項 | 納付する | 相手国等に納付する | 第四十 |
| | に、 | | 第四十 |
| 六条の二第五項、及び第十項 | 納税 | 徴収 | 第四十 |
| | に、 | | 第四十 |
| 七条 | 納税の猶予 | 徴収の猶予 | 第四十 |
| | を | | 第四十 |
| 九条第一項第一号 | 完納する | 相手国等において完納する | 第四十 |
| | を | | 第四十 |
| 九条第一項第一号 | 完納する | 相手国等において完納する | 第四十 |
| | を | | 第四十 |
| 九条第一項第四号 | を滞納した | 相手国等において完納する | 第四十 |
| | に改め、同項 | | 第四十 |
| の表国税徴収法の項中、「が租税条約等実施特別法」を、「が相手国等、租税条約等実施特別法」に、相手国等（）を、「相手国等をいい、に改め、我が国」の下に、とす。次条において同じ。を加え、 | に改め、同項 | | 第四十 |
| | を | | 第四十 |
| 第一百五十一条の二第二項 | 一時に | 相手国等に一時に | 第四十 |
| | 納税に | 相手国等における納税に | 第四十 |
| 第一百五十一条の二第二項 | の滞納がある | の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日） | 第四十 |
| | に、 | | 第四十 |

「租税条約等実施特別法第十一條第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する所轄国税局長等が同条第三項」を、「所轄国税局長等が租税条約等実施特別法第十一條第三項（相手国等の租税の徴収の共助）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例」を、「第四節の二 内部取引に係る課税の特例等（第四十條の三の三・第四十條の三の四）」に、第六十六條の四・第六十六條の四の二」を、「第六十六條の四―第六十六條の四の三」に改める。

第一條中、「法人税」を、「法人税、地方法人税」に、相統税法を、「地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、相統税法」に改める。

第二條第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四 削除

第二條第一項第五号中「法人課税信託」の下に、「恒久的施設」を加え、同條第二項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 恒久的施設 法人税法第二條第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。

第二條第二項第二十七号中「及び」を、及び同法第四十四條の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載したものと並びに」に改める。

第二章（第三條の二、第五條の二第六項及び第四十一條の二十一を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を、「恒久的施設を有する非居住者」に、国内に恒久的施設を有する外国人」を、「恒久的施設を有する外国人」に改める。

第三條第二項中、「所得税法第六十四條第一項第二号又は第三号に掲げる」を、「恒久的施設を有する」に、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を、「所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同條第三項中、「第二百二十八條第一項」の下に、「並びに次条」を加える。

第三條の二の見出し中、「内国法人等に対して支払う」を削り、同條中、「内国法人又は国内に」を、「居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは」に、昭和六十三年四月一日」を、「平成二十八年一月一日」に改める。

第五條の二第二項中、「第二條第二十二項」を、「第二條第二十四項」に改め、同條第五項中、「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を、「所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当する」に、同項」を、「第一項」に、「所得税法」を、「同法」に改め、同條第六項中、「内国法人又は国内に」を、「居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは」に改め、同條第七項第四号中、「第六十二條に規定する条約」を、第六十二條第一項に規定する租税条約」に改める。

第五條の三第三項中、「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を、「所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当する」に、「所得税法」を、「同法」に改め、同條第四項第四号中、「第六十二條に規定する条約」を、「第六十二條第一項に規定する租税条約」に改め、同條第十項中、「若しくは第九條の六第四項」を削る。

第六条第一項及び第二項中、「が国内において」を、「恒久的施設を通じて」に改め、同条第六項中、「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を、「所得税法第六百六十四条第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当する」に、「が、同項」を、「が、第四項」に、「所得税法」を、「同法」に改め、同条第九項中、「若しくは主たる事務所」の下に、「所在地」を加え、名称及び本店又は主たる事務所」を、「名称、本店又は主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十五条に規定する法人番号」に改め

る。第八条の第二項中、「所得税法第六百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる」を、「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を、「所得税法第六百六十四条第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中、「所得税法第六百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる」を、「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を、「所得税法第六百六十四条第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、

第八条の四第三項第四号中、「及び第九十五条」を、「第九十五条及び第六百六十五条の六」に、「第九十五条中」を、「第九十五条及び第六百六十五条の六」に改め、

第九条第一項第一号中、「第二十一条第二項」を、「第二十一条第二項」に改め、同条第三項中、「内国法人等に対して支払う」を削る。

第九条の四第四項中、「第六百六十一条第四号」を、「第六百六十一条第八号」に、「又は第五号」を、「又は第九号」に改める。

第九条の四の第二項中、「収益の分配」の下に、「恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるものにあつては、法人税法第四百一十一条第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。」を加え、同条第二項中、「その他の資産」の下に、「恒久的施設を有する外国法人に対し支払われるものにあつては、当該恒久的施設に帰せられるものに限る。」を加える。

第九条の六を次のように改める。

第九条の六 削除

第九条の八中、「第三十七条の十四第十五項及び第十六項」を、「第三十七条の十四第二十五項及び第二十六項」に改める。

第十条第一項中、「他の者」の下に、「当該個人が非居住者である場合の所得税法第六百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。」を加え、同条第六項中、「平成二十六年」を、「平成二十九年」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 増加試験研究費の額（当該個人のその年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から当該個人の比較試験研究費の額を控除した残額をい。以下この号において同じ。）が当該比較試験研究費の額の百分の五に相当する金額を超え、かつ、当該試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合、当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合）（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の額に対する割合をい。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額

第十条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中、「前項」を、「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 第一項の規定により読み替えられた前条第三項又は第五項の規定の適用を受ける場合の同条第十一項の規定の適用については、同項中、「第五項の」とあるのは、「第五項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、「第四項」とあるのは、「第四項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。」とする。

第十条の二の第二項第一号八を削り、同号二中、「イから八まで」を、「イ及びロ」に改め、同号二を同号八とし、同条第三項中、「供したエネルギー環境負荷低減推進設備等」を、「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第六項中、「及び八」を削り、同条第七項中、「又は」を、「及び」に改める。

第十条の三第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十九年三月三十一日」に改め、（第三項）の下に、「及び第五項」を加え、第三項を、「。第五項」に改め、同条第十項中、「第三項又は第四項」を、「第五項から第七項まで」に、「並びに」を、「及び」に、「第十条の三第三項及び第四項」を、「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中、「第三項」を、「第五項及び第六項」に、「同項」を、「これら」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中、「及び第二項」を、「から第四項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中、「第一項」の下に、「及び第三項」を加え、同項を、「これらの規定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中、「おける」の下に、「第五項又は第六項に規定する」を加え、第三項を、「これら」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中、「につき」の下に、「第五項又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中、「同項」の下に、「及び第三項」を加え、及び第五項を削り、次項の下に、「及び第七項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

六 第一項に規定する個人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等その製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項、第三項及び前項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」とい。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三第二項の次に次の二項を加える。

三 第一項に規定する個人が、指定期間のうち産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（第六項において「特定期間」とい。）内に、特定機械装置等のうち第十条の五の五第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項、次項及び第六項において「特定生産性向上設備等」とい。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」とい。）と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をい。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定生産性向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

四 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定生産性向上設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、第二項中、「その合計償却限度額」とあるのは、次項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十条の五第一項中、「平成二十六年」を、「平成二十八年」に改める。

第十條の五の四第一項中「平成二十八年」を「平成三十年」に、「百分の五以上」を「百分の五(平成二十六年又は平成二十七年の各年にあつては百分の二とし、平成二十八年にあつては百分の三とする。以上)」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め、同条第二項第三号中「他の者」の下に、「当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。」を加え、次号及び第五号を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 平均給与等支給額 適用年の継続雇用者(当該適用年及び当該適用年の前年において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。)に対する給与等の支給額として政令で定める金額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 適用年の前年の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額を適用年の前年の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

第十條の五の四の次に次の一条を加える。

(生産性向上設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)
第十條の五の五 青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間(第五項において「指定期間」という。)内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第二條第三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち政令で定める規模のもの(以下この条において「特定生産性向上設備等」という。)の取得等(取得(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの取得に限る。以下この項において同じ。又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事に よる取得又は建設を含む。以下この条において同じ。)をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。))には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第五項及び第六項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十(建物及び構築物については、百分の二十五)に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。))以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定生産性向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定生産性向上設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間(第六項において「特定期間」という。)内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の取得価額から当該特定生産性向上設備等について所得税法第四十九條第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

4 個人の有する特定生産性向上設備等で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び次項」とする。

5 青色申告書を提出する個人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、税額控除限度額(その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四(建物及び構築物については、百分の二))に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 青色申告書を提出する個人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項及び第三項の規定の適用を受けないときは、供用年における前項に規定する税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五(建物及び構築物については、百分の三)に相当する金額の合計額とする。

7 第一項及び第三項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定生産性向上設備等については、適用しない。

8 第一項から第四項までの規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定生産性向上設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9 第五項及び第六項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第五項及び第六項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二十條第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第十條の五の第五項及び第六項(生産性向上設備等取得した場合の所得税額の特別控除)」とする。

11 第七項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十條の六第一項中、政令で定める金額「の下の百分の九十」を加え、同項第五号中「第十條の第三項又は第四項」を「第十條の第三項から第七項まで」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「又は同条第四項」を「同条第六項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第七項」に改め、同項第九号中「前条第一項」を「第十條の五の四第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

十 前条第五項又は同項及び同条第六項の規定 それぞれ同条第五項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第六項の規定により同条第五項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第六項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十條の六第二項中「第十條の第三項」を「第十條の第三項、第七項」に改め、同条第三項中「第十條の第三項」を「第十條の第三項、第八項」に改める。

青色申告書を提出する個人で、その有する耐震改修対象建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第一三三号)第七條に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三條第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下この項において同じ。)につき平成二十七年三月三十一日までに同法第七條又は附則第三條第一項の規定による報告を行ったもの(当該耐震改修対象建築物につき同法第八條第一項又は第十二條第二項(これらの規定を同

法附則第三条第三項において準用する場合を含む。(ロ)の規定による命令又は指示を受けたものを除く。が、平成二十六年四月一日から当該報告を行った日以後五年を経過する日までの間に、当該耐震改修対象建築物の部分について行う同法第二条第二項に規定する耐震改修(当該耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)のための工事の施行に伴って取得し、若しくは建設する当該耐震改修対象建築物の部分(以下この条において「耐震基準適合建築物」という。)(ウ)のうちその建設の後事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)(エ)の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建築物等を建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合においては、その用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該耐震基準適合建築物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該耐震基準適合建築物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十五に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該耐震基準適合建築物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一條の二第二項中「集積産業用資産」を「耐震基準適合建築物等」に改める。

第十一條の三第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第十二條第一項の表の第二号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第三号の第一欄中「の規定により」を「規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一條第二項第二号に規定する」に、指定された」を「定められている」に改め、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|--|--|--|-------------------------------|
| 四 沖縄振興特別措置法第五十五條第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区 | 同法第五十五條の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五條の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業 | 機械及び装置、器具及び備品(財務省令で定めるものに限る。)並びに建物及びその附属設備 | 百分の五十(建物及びその附属設備については、百分の二十五) |
|--|--|--|-------------------------------|

第十二條第三項の表の第二号の上欄中「及びこれに類する地区」として政令で定める区域」を削り、同表に次の一号を加える。

| | | | |
|---|-----------------|---------------------------|--|
| 三 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区 | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの | |
|---|-----------------|---------------------------|--|

第十三條第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。)(ウ)を「並びに」に改め、並びに車両及び運搬具(一般乗用旅客自動車運送業の用に供するものとして政令で定めるものに限る。)(エ)を削る。

第十三條の二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第十三條の三第一項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、(以下この項において「指定期間」という。)(ウ)を削り、指定期間内」を「平成二十四年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内」に改める。

第十四條の二第一項中「とする。」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の百三十とする。」に改め、同条第二項中「並びに第三号」を「第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四号」に改め、同項第二号中「ついでには、」を「ついでには」に、(ウ)を含む」を「及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十五條第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計

画を、口に掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む」に、同法第二十一條第一項を都市再生特別措置法第二十一條第一項」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十一條第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十條第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第十九條第一号中「第十条の五の三」の下に「第十条の五の五」を加える。

第二十條第一項中「平成二十六年」を「平成二十八年」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより、及びその翌年分」及び「当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については」を削る。

第二十條の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより、及びその翌年分」及び「当該特定災害防止準備金の金額については」を削る。

第二十二條第五項中「政令で定めるところにより、及びその翌年分」及び「当該探鉱準備金の金額については」を削る。

第二十四條の二第一項中「第十二條の二第二項」を「第十三條第二項」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより、及びその翌年分」及び「当該農業経営基盤強化準備金の金額については」を削る。

第二十四條の三第一項中「又は交換」を「交換又は法人税法第二十二條の六に規定する現物分配」に改める。

第二十五條第一項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改める。

第二十六條第二項に次の一号を加える。

六 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第 号)の規定によつて特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち当該小児慢性特定疾病医療費の額の算定に係る当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第二十八條第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「補てんする」を「補填する」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項を削る。

第二十八條の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一号を加える。

(債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例)

第二十八條の二の二 青色申告書を提出する個人が、当該個人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの(次項において「債務処理計画」という。)に基づきその有する債務の免除を受けた場合(当該免除により受ける経済的な利益の価額について所得税法第四十四條の二第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される減価償却資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの(以下この条において「対象資産」という。)の価額について当該準則に定められた方法により評定が行われているときは、その対象資産の損失の額として政令で定める金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、当該必要経費に算入する金額は、この項の規定を適用しないで計算した当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を限度とする。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定による不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算、対象資産の種類その他財務省令で定める事項を記載した明細書及び債務処理計画に関する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をしなかった書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた個人が対象資産について行つべき所得税法第四十九条第一項に規定する償却費の計算、その者が対象資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算その他対象資産に係る同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の四第一項中「他の者」の下に「当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十六条第一項第一号に規定する事業場等を含む。」を、他人」の下に「当該個人が非居住者である場合の同号に規定する事業場等を含む。」を加え、所得税法を、同法に改め、同条第五項第二号中「所得税法」の下に「第四十四条の第二項及び」を加え、同項第三号中「及び第九十五条」を、第九十五条及び第六十五條の六」に、第九十五条中「を、第九十五条及び第六十五條の六中」に改め、同条第六項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第二十九条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「所得税法第三十三条第一項に規定する」を削り、他人」の下に「当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。」を、定めるもの」の下に「第三十三条から第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五において、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。」を加え、同条第三項第四号中「及び第九十五条」を「第九十五条及び第六十五條の六」に、第九十五条中「を、第九十五条及び第六十五條の六中」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同条第二項第九号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百四十四条第一項の請求に基づく同法第二十一条第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法百十三條に規定する認定買受計画に、同法第九條第一項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二十一条第一号に規定するマンション（良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものに限る。）に関する事項、当該土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施設に関する事項その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。以下この号において同じ。）を実施する者に対する土地等の譲渡又は当該マンション敷地売却事業に係る同法第四十一条第一項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づく当該マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション敷地売却事業の用に供されるもの

第三十一条の二第二項第十号中「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「前号まで」を「第九号まで、前号」に改め、同条第三項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

第三十三条第三項第一号中「所得税法第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（以下第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）を「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」に改める。

第三十三条の三第一項中「平成十年法律第九十二号」を削り、同条第六項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、同項第十三号中「同項第十六号」に改め、同条第七項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十三条の六第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十四条第二項第四号中「又は独立行政法人国立科学博物館」を「、独立行政法人国立科学博物館又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするものうち政令で定めるものに限る。）」に改める。

第三十四条の二第二項第八号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第十号中「第七十三条第一項」を「第八十一条第一項」に、都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、規定する都市再生整備計画」の下に「又は同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画」を、当該都市再生整備計画」の下に「又は立地適正化計画」を加え、同項第十三号口中「第四十一条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）に該当する決議要除却認定マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九條第一項に規定する決議要除却認定マンションをいう。以下この号において同じ。）の敷地の用に供されている土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二十一条第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法百十三條に規定する認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同項第一号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が実施された場合において、当該土地等に係る同法第四十一条第一項の規定を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第四十五條において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づき同法第五十一条の規定による同法第四十二条第一項第三号の分配金を取得するとき又は当該土地等が同法第二百四十四条第一項の請求により買い取られたとき。

第三十四条の二第二項第二十五号中「第十三條の二第二項」を「第十六條第二項」に、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（を、農地利用集積円滑化団体等（に、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が」を、農地利用集積円滑化団体等が」に、又は一般財団法人を、若しくは一般財団法人である同法第十五條第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構」に改め、同条第三項中「又は第二十一号」を「第二十二号又は第二十二号の二」に改める。

第三十六條の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に、「一億五千万円」を「一億円」に改め、同条第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「一億五千万円」を「一億円」に改める。

第三十六條の五中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

第三十七條第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日）」に、又は交換」を「、交換又は法人税法第二條第十二号の六に規定する現物分配」に、及び第九号」を「、第三号及び第九号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「取得が」を「取得を」に改め、同号の下欄を次のように改める。

第九号

| | |
|-----|-----|
| 取得が | 取得を |
|-----|-----|

既成市街地等以外の地域内(国内に限る。以下この表において同じ。)にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置(農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては次に掲げる区域(口に掲げる区域にあつては、都市計画法第七條第一項の市街地調整区域と定められた区域を除く。)内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては同項の市街地調整区域と定められた区域(以下第三号までにおいて「市街地調整区域」という。)以外の地域内にあるものに限る。)

イ 市街地調整区域のうち都市計画法第七條第一項ただし書の規定により区域区分(同項に規定する区域区分をいう。)を定めるものとされている区域

ロ 首都圏整備法第二條第五項又は近畿圏整備法第二條第五項に規定する都市開発区域その他これに類するものとして政令で定める区域

第三十七條第一項の表の第二号の下欄中、「特定資産(土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。)」を、「土地等(その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該個人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接する土地等に限る。)、建物、構築物又は機械及び装置」に、当該個人の上欄に規定する事業」を、「農業経営基盤強化促進法第十二條第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた個人(第七号において「認定農業者」という。)(又は同法第十四條の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けた個人(同号において「認定就農者」という。))の農業」に改め、同表の第三号の上欄を次のように改める。

三 次に掲げる区域(以下この号において「航空機騒音障害区域」という。)(内にある土地等(平成二十六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となつた日のいづれか遅い日以後に取得(相続、遺贈又は贈与による取得を除く。)(をされたものを除く。)(建物又は構築物でそれぞれ次に定める場合に譲渡をされるもの)

イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四條第一項に規定する航空機騒音障害防止特別区域 同法第八條第一項若しくは第九條第二項の規定により買収され、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

ロ 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九條第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規定により買収され、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

ハ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五條第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規定により買収され、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

第三十七條第一項の表の第三号の下欄中、「特定資産」を、「土地等、建物、構築物又は機械及び装置」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号の上欄中、「次に掲げる区域(以下この号において「都市開発区域等」という。)(及び誘致区域」を、「過疎地域自立促進特別措置法第二條第一項に規定する過疎地域(同項に規定する過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第三十三條第一項の規定に基づいて新たに同法第二條第一項に規定する過疎地域に該当することとなつた区域その他政令で定める区域を除く。以下この号において「過疎地域」という。)(に改め、同欄のイ及びロを削り、同号の下欄中、「都市開発区域等内にある特定資産(上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。)」を、「過疎地域内にある特定資産(土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号及び第六号において同じ。)(に改め、同号を同表の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 都市再生特別措置法第九十五條第一項に規定する都市機能誘導区域(以下この号において「都市機能誘導区域」という。)(以外

都市機能誘導区域内にある特定資産で、当該都市機能誘導区域内における同項に規定する誘導施設等整備事業に係る同法第九十九條に規定する認定誘導事業計画に記載された同項に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるもの

第三十七條第一項の表の第七号を次のように改める。

七 農業振興地域の整備に関する法律第八條第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農業地域区域として定められている区域(以下この号において「農用地区域」という。)(内にある土地等

農用地区域内にある土地等で認定農業者又は認定就農者が農業経営基盤強化促進法第九條の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画の定めるところにより取得をするものうち、その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該認定農業者若しくは認定就農者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するもの

第三十七條第一項の表の第八号の上欄中(以下この号において「防災再開発促進地区」という。)(を「のうち地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として政令で定める地区(以下この号において「危険密集市街地」という。)(に改め、同号の下欄中、「当該防災再開発促進地区」を「当該危険密集市街地」に改め、同表の第九号の上欄中、「取得が」を、「取得を」に改め、同表の第十号の上欄中、「同じ」の下に「のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たないもの」を加え、同条第三項及び第四項中、「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日(第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日)」に改め、同条第十項中、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第三十七條の四中、「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日(第三十七條第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日)」に改める。

第三十七條の五第二項の表第三十七條第四項の項中、「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日(第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日)」に改める。

第三十七條の十第一項中、「雑所得」の下に「所得税法第四十一條の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第二項第一号中、「新株予約権」の下に(同条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。以下この号において同じ。)(を加え、同条第六項第六号中、「及び第九十五條」を、「第九十五條及び第六百六十五條の六」に、「第九十五條中」を「第九十五條及び第六百六十五條の六」に改める。

第三十七條の十一第一項中、「雑所得」の下に「所得税法第四十一條の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第二項第七号中、「第二條第十七項」を「第二條第十九項」に改め、同項第九号及び第十一号口中、「六月以内」を「九月以内(外国法人にあつては、十二月以内)」に改め、同項第十四号中、「公社債」の下に(その発行の時ににおいて法人税法第二條第十号に規定する同族会社に該当する会社が発行したものを除く。)(を加える。

第三十七條の十一の第三項第一号中、「以下この号」を「以下この条、次条第五項及び第三十七條の十一の六第二項に」に、「を」を提出して、を「の提出(当該特定口座開設届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該特定口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条、次条第五項及び第三十七條の十一の六第二項において同じ。)(に改め、同条第五項中、「提出された」を「提出がされた」に改め、同条第六項中、「を」を提出して、を「の提出をした」に改める。

第三十七條の十一の四第一項中、「書類をいう」の下に、「第五項において同じ」を加え、同条第五項中、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同項の規定による特定口座源泉徴収届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしよとする場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特定口座源泉徴収届出書の提出に代えて、当該特定口座源泉徴収届出書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)(により提供することができる。この場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特定口座源泉徴収届出書を提出したものとみなす。

第三十七條の十一の四第一項中、「書類をいう」の下に、「第五項において同じ」を加え、同条第五項中、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同項の規定による特定口座源泉徴収届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしよとする場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特定口座源泉徴収届出書の提出に代えて、当該特定口座源泉徴収届出書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)(により提供することができる。この場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特定口座源泉徴収届出書を提出したものとみなす。

第三十七条の十一の六第二項中「次項」を、「以下この項及び次項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十七条の十一の四第五項の規定は、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしようとする場合について準用する。

第三十七条の十二第一項中「国内に」及び「所得税法第六百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。」を削り、「同号イ」を「所得税法第六百六十四条第一項第二号」に、「同条第一項」を、「第三十七条の十第一項」に改め、同条第二項から第四項までの規定中国内に「を削り、第六百六十四条第一項第四号イ」を、「第六百六十四条第一項第二号」に改める。

第三十七条の十三第一項第四号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

五 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第五十七条の二第一項に規定する指定会社で平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に同項の規定による指定を受けたもの当該指定会社により発行される株式

第三十七条の十四第一項中「非課税口座」の下に「第五項第二号に規定する」を、「雑所得」の下に「所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、同条第四項中「したものと」の下に「第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等取得した者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等同一銘柄の株式等取得したものと」を加え、「第十五項」を、「第二十五項」に改め、同条第五項第一号中「非課税適用確認書」の下に「非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書」を加え、同項第二号中「設けられるものをいう」の下に「以下この条において同じ」を、「受けた非課税適用確認書」の下に「非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書」を加え、その提出の日とし、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十二項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日(その設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日)とする。に改め、同項第三号中「生年月日」を、「及び生年月日」に改め、同項に次の一号を加える。

四 非課税管理勘定廃止通知書 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第十四項から第十六項までの規定の定めるところにより第十四項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、非課税管理勘定を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

五 非課税口座廃止通知書 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第十七項から第十九項までの規定の定めるところにより第十七項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、非課税口座を廃止した年月日、当該廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

第三十七条の十四第六項中「同じ。」を、「同じ。及び」に改め、同条第十二項中「提出された」を、「提出がされた」に改め、同条第二十一項中「第十八項」を、「第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十項中「第十七項及び第十八項」を、「第二十七項及び第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項中「第十七項」を、「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十八項中「第十五項」を、「第二十五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十七項中「第十五項」を、「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十六項を同条第二十六項とし、同条第十五項を同条第二十五項とし、同条第十四項中「前三項」を第

十一項から前項まで」に、「第九条の八及び第一項から第四項までの規定の適用をやめようとする」を、「出国をする」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十三項の次に次の十項を加える。

14 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税口座(以下この項及び次項において「変更前非課税口座」という。)に設けられるべき非課税管理勘定を当該変更前非課税口座以外の非課税口座(以下この項において「他の非課税口座」という。)に設けようとする場合には、その者は、当該変更前非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年十月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、非課税管理勘定を他の非課税口座に設けようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(以下この条において「金融商品取引業者等変更届出書」という。)を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等変更届出書を提出する日以前に当該非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができる。

15 前項の規定による金融商品取引業者等変更届出書の提出があつた場合には、次に定めるところによる。
一 当該金融商品取引業者等変更届出書に係る非課税管理勘定が既に設けられているときは、当該非課税管理勘定は、当該提出があつた時に廃止されるものとする。
二 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出があつた日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限る。)においては、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該変更前非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができないうものとする。ただし、当該金融商品取引業者等の営業所の長が、同日後に第二十項の規定により非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受け、かつ、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長から第二十二項第一号に定める事項の提供を受けた場合は、この限りでない。

16 金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該金融商品取引業者等変更届出書を出した者の氏名、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた旨、非課税管理勘定を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項(以下この項及び第二十二項において「変更届出事項」という。)を第九項第一号に掲げる方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。このとき、当該変更届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等変更届出書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、非課税管理勘定廃止通知書を交付しなければならない。

17 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税口座につき第九条の八及び第一項から第四項までの規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、当該非課税口座を廃止する旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(以下この条において「非課税口座廃止届出書」という。)を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

18 非課税口座廃止届出書の提出があつた場合には、その提出があつた時に当該非課税口座廃止届出書に係る非課税口座が廃止されるものとし、当該非課税口座に受け入れていた上場株式等につき当該提出の時に支払を受けるべき第九条の八に規定する配当等及び当該提出の時に当該上場株式等の譲渡による所得については、同条及び第一項から第三項までの規定は、適用しない。

19 非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該非課税口座廃止届出書を提出した者の氏名、非課税口座廃止届出書の提出を受けた旨、非課税口座を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項（以下この項及び第二十二項において「廃止届出事項」という。）を第九項第一号に掲げる方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄事務局長に提供しなければならないものとし、当該廃止届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときに限り、当該非課税口座廃止届出書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、非課税口座廃止届出書を交付しなければならない。

一 当該非課税口座廃止届出書の提出を一月一日から九月三十日までの間に受けた場合、当該提出を受けた日において当該非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき。

二 当該非課税口座廃止届出書の提出を十月一日から十二月三十一日までの間に受けた場合、当該提出を受けた日において当該非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなつていたとき。

20 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が非課税管理勘定廃止届出書又は非課税口座廃止届出書を提出して当該非課税口座に非課税管理勘定を設けようとする場合には、その者は、その設けようとする非課税管理勘定に係る年分の前年十月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、当該非課税管理勘定廃止届出書又は非課税口座廃止届出書を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。この場合において、当該非課税口座廃止届出書の交付の基因となつた非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の九月三十日までの間は、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座廃止届出書を受領することができない。

21 第五項第一号又は前項の非課税管理勘定廃止届出書又は非課税口座廃止届出書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるこれらの書類を含む。以下この項及び次項において「廃止届出書」という。）の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、当該廃止届出書の提出を受けた旨、当該廃止届出書に記載された非課税管理勘定が廃止された年月日又は非課税口座が廃止された年月日（次項において「廃止年月日」と総称する。）その他の財務省令で定める事項（以下この項及び次項において「提出事項」という。）を第九項第一号に掲げる方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄事務局長（次項において「所轄事務局長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該廃止届出書につき帳簿を備え、当該廃止届出書を提出した者の各人別に、提出事項を記載し、又は記録しなければならない。

22 当該提出事項の提供を受けた所轄事務局長は、当該廃止届出書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「提出者」という。）に係る第十六項又は第十九項の規定による変更届出事項又は廃止届出事項（当該提出事項に係る廃止年月日と同一のものに限る。）の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄事務局長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。

一 当該提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項の提供がある場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該金融商品取引業者等の営業所における当該提出者の非課税口座の開設又は当該営業所に開設された当該提出者の非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨その他財務省令で定める事項

二 当該提出者に係る変更届出事項若しくは廃止届出事項の提供がない場合又は当該提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄事務局長若しくは他の事務局長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合、当該金融商品取引業者等の営業所における当該提出者の非課税口座の開設又は当該営業所に開設された当該提出者の非課税口座への非課税管理勘定の設定ができない旨及びその理由その他財務省令で定める事項

23 金融商品取引業者等の営業所の長が、政令で定めるところにより第九項、第十三項、第十六項、第十九項又は第二十一項に規定する所轄事務局長（以下この項において「所轄事務局長」という。）の承認を受けた場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する方法により、これらの規定により提供すべきこととされている事項（以下この項において「提供事項」という。）を財務省令で定める事務局長に提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提供事項を所轄事務局長に提供したものとみなして、第九条の八及びこの条の規定を適用する。

第三十七条の十四の二第一項中「次条第一項」を「同条第一項」に、「国内において行う事業に係る資産として」を「恒久的施設において」に改め、として政令で定めるものを削り、国内事業管理株式会社を「恒久的施設管理株式会社」に、国内事業管理外国合併親法人株式を「恒久的施設管理合併親法人株式」に改め、同条第二項中「国内事業管理株式会社」を「恒久的施設管理株式会社」に、国内事業管理外国分割承継親法人株式を「恒久的施設管理外国分割承継親法人株式」に改め、同条第三項中「国内事業管理株式会社」を「恒久的施設管理株式会社」に、「国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」に、「国内事業管理外国分割承継親法人株式」を「恒久的施設管理外国分割承継親法人株式」に、「国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」に、「当該非居住者の国内において行う事業に係る資産として」を「その交付の時に当該恒久的施設において、国内事業管理親法人株式に」を「恒久的施設管理親法人株式に」に、行為が行われた時に、その時における価額に相当する金額による譲渡があつた」を「交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者の恒久的施設と所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等との間で移転が行われた」に、「第三十七条の十及び第三十七条の十一の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する」を「同号の規定を適用する」に改め、同条第七項中「所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に、「第六十四条第一項第四号イ」を「第六十四条第一項第二号」に改める。

第三十七条の十四の三第三項中「同法第十二号の六の四」を「同法第十二号の六の四」に、「第六十五号」を「第六十五号第一項」に改め、同条第五項中「所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に、「第六十四条第一項第四号イ」を「第六十四条第一項第二号」に改める。

第三十七条の十五第一項中「及び貸付信託の受益権」を「、貸付信託の受益権その他政令で定めるもの」に改める。

第三十九条第一項中「この項」の下に、「第六項及び第七項」を、「第七十条の五」の下に、「若しくは第七十条の七の三」を「ものを含む」の下に、「第六項において同じ」を加え、「同法第十九条の規定の適用がある場合には、政令で定めるところにより同条に規定する贈与税の額を調整して計算した金額とし、同法第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項の規定により控除される金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする」を削り、「申告書」の提出期限を「申告書、第四項において「相続税申告書」という。）の提出期限（第四項において「相続

税申告期限」という。)に、(当該相続又は遺贈による移転につき所得税法第五十九条第一項の規定の適用があつたものを除く。)を譲渡した」を「の譲渡(第三十一条第一項に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この項、第四項及び第八項において同じ。)をした」に、同法第三十三条第三項」を「所得税法第三十三条第三項」に、(のうち政令で定める)を「のうち当該譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した」に改め、同条第二項及び第三項中「添付」を「添付」に改め、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

- 4 第一項に規定する課税価格の計算に算入された資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告期限の翌日から相続税申告期限までの間に相続税申告書の提出(第六十九条の三第五項第一号(第七十条第九項において準用する場合を含む。))の規定により第二項第三項第一号に規定する期限内申告書とみなされるものの提出を含む。以下この項において「相続税の期限内申告書の提出」という。)をした者(当該確定申告期限までに既に相続税申告書の提出をした者及び当該相続税の期限内申告書の提出後に確定申告書の提出をした者を除く。)が、当該資産の譲渡について第一項の規定を適用することにより、当該譲渡をした者の確定申告書又は決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。)に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正(第九項において「更正」という。))があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等)が過大となる場合には、当該相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により更正の請求をする場合について準用する。この場合において、第二項中「確定申告書」とあるのは「更正請求書」と、第三項中「確定申告書」とあるのは「次項に規定する相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月以内に更正請求書」と、添付がない確定申告書」とあるのは「添付がない更正請求書」と、その提出」とあるのは「当該二月以内にその提出」と読み替えるものとする。
 - 6 第一項に規定する相続税法の規定による相続税額は、同一の被相続人(第七十条の六第一項に規定する被相続人をいう。)からの相続又は遺贈による財産の取得をした者のうちに同条第一項の規定の適用を受ける者がある場合には、同条第二項に規定する納付すべき相続税の額とし、同法第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項の規定により控除される金額がある場合には、同法の規定による相続税額又は当該納付すべき相続税の額に当該金額を加算した金額とする。
 - 7 第一項に規定する課税価格の計算に算入された資産には、相続又は遺贈による当該資産の移転につき所得税法第五十九条第一項の規定の適用を受けた資産を含まないものとし、当該課税価格の計算の基礎に算入された資産につき第三十三条の三の規定の適用を受けた場合における当該資産に係る同条第一項の換地処分又は同条第二項、第四項若しくは第六項の権利変換により取得した資産を含むものとする。
 - 8 第一項の規定を適用する場合において、同項の規定により同項に規定する取得費に加算する金額は、譲渡をした資産ごとに計算するものとする。
 - 第三十九条に次の一項を加える。
 - 20 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、相続税法第十九条の規定の適用がある場合における第一項に規定する同法の規定による相続税額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第四十条第一項中「及び第三項」を「、第三項及び第十六項」に改め、同条第五項中「この項の下に」及び第十六項」を加え、同条第六項中「この項から第十項まで」を「この条」に改め、同条第八項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第十六項中「第十四項」を「第十八項」に改め、同条第十七項中「第十三項」を「第十七項」に改め、同条第二十項とし、同条第十五項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

第五項から第十項までの規定の適用を受けようとする場合には、当該公益法人等は、政令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該受贈資産が当該公益法人等に係る特定贈与等に係る第三項に規定する財産等であることの確認を求めることができる。この場合において、当該公益法人等が当該受贈資産のうち平成二十年十二月一日以後の贈与又は遺贈に係るものについてその確認を求めることができるのは、その確認を求めることにつき災害その他やむを得ない理由がある場合に限るものとする。

- 17 国税庁長官は、前項の規定により確認を求められたときは、当該確認に係る公益法人等に対し、速やかに回答しなければならない。
- 第四十条第二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「前項まで」を「第十一項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)まで」に、及び前項の譲渡法人」を「第十項の譲渡法人並びに前項の規定を適用する場合における同項の当初法人(特定一般法人及び譲渡法人)に、同項」を「第十項の譲渡法人又は前項の譲渡法人について第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。
 - 11 第六項に規定する公益併合法人が、特定贈与等を受けた公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合(当該公益法人等が当該移転につき同項に規定する書類を当該合併の日の前日までに提出しなかつた場合に限り)において、当該公益併合法人が、政令で定めるところにより、当該資産が当該特定贈与等に係る第三項に規定する財産等であることを知つた日の翌日から二月を経過した日の前日までに、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、第六項の規定にかかわらず、当該合併の日以後は、当該公益併合法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益併合法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。
 - 12 前項の規定は、第八項に規定する引継法人が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合(当該当初法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日までに提出しなかつた場合に限り)、第九項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合(当該特定一般法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日までに提出しなかつた場合に限り)及び第十項に規定する譲渡法人が同項に規定する譲渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合(当該譲渡法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日までに提出しなかつた場合に限り)について準用する。この場合において、当該引継法人が当該当初法人から当該引継財産の贈与を受けた場合について準用するときは、前項中「資産は」とあるのは「第八項に規定する公益引継資産は」と読み替えるものとする。
 - 第四十条の二第一項中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもの)のうち政令で定めるものに限る。」に改め、同条第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。
 - 第四十条の四第八項及び第四十条の七第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。
 - 第二章第四節の二を同章第四節の次に次の一節を加える。
 - 第四節の二 内部取引に係る課税の特例等
 - (非居住者の内部取引に係る課税の特例)

第四十条の三の三 恒久的施設を有する非居住者の平成二十九年以後の各年において、当該非居住者の事業場等(所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等をいう。第十六項において同じ。)と恒久的施設との間の同号に規定する内部取引(以下この条において「内部取引」という。)の対価の額とした額(第十二項及び第十三項において「内部取引価格」という。)が独立企業間価格と異なることにより、当該非居住者の各年分の同法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第六十五条第一項の規定により準じて計算した各種所得の金額の計算上、収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額が過少となるとき、又は必要経費に算入すべき金額若しくは支出した金額に算入すべき金額が過大となるときは、当該非居住者のその年分の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該内部取引の内容及び当該内部取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。

一 棚卸資産の販売又は購入 次に掲げる方法

イ 独立価格比率法（特殊の関係として政令で定める関係（口において「特殊の関係」という。）にない売手と買手が、内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法（以下「イ」）。

ロ 再販売価格基準法（内部取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（口において「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法（以下「ロ」）。

ハ 原価基準法（内部取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法（以下「ハ」）。

二 イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

二 前号に掲げる取引以外の取引 同号イから二までに掲げる方法と同等の方法

3 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、非居住者に内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該非居住者がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該非居住者のその年分の所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第六十五条第一項の規定により同法第二十二條の規定に準じて計算した金額又は同法第二十一条第二十五号に規定する純損失の金額につき同法第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」）と、同法第四十四号に規定する決定（第十二項において「決定」）とをすることができ、

一 当該非居住者の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む個人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎とした前項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号に定める方法（同項第一号ロ又はハに掲げる方法と同等の方法に限る。）

二 前項第一号二に規定する政令で定める方法又は同項第二号に定める方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法

4 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、非居住者が前項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該非居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するた

めに必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該非居住者の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項、次項及び第八項において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

5 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、非居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

6 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第四項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

9 法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科す。

10 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

11 非居住者の内部取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

12 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」）と、又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」）と、（以下この項において「決定」）とをいう。同法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中、「前二項の規定により」とあるのは、「前二項及び租税特別措置法第四十条の三の第三十二項（非居住者の内部取引に係る課税の特例）の規定により」と、前二項」とあるのは、「前二項及び同法第四十条の三の第三十二項」と、同条第四項中、「第一項又は前項」とあるのは、「第一項 前項又は租税特別措置法第四十条の三の第三十二項」と、同法第七十一条第一項中、「前条」とあるのは、「前条及び租税特別措置法第四十条の三の第三十二項（非居住者の内部取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは、「前条及び同項」とする。

一 非居住者が内部取引価格を第一項に規定する独立企業間価格と異なる額とした事実に基づいてする所得税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき所得税に係る更正決定 これらの更正決定に係る所得税の同法第二十一条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 前号に規定する事実に基づいてする所得税に係る更正決定若しくは国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書(同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。)の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき所得税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出に伴いこれらの所得税に係る同法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定。その納税義務の成立の日

13 非居住者が内部取引価格を第一項に規定する独立企業間価格と異なる額としたことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた所得税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該所得税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限(同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。)から一年間は、進行しない。

14 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

15 第十二項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき所得税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第四十条の三の第三十二項(非居住者の内部取引に係る課税の特例)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

16 第一項の規定の適用がある場合において、非居住者の恒久的施設と当該非居住者(所得税法第百六十二条第一項に規定する租税条約(以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。))の規定により租税条約の我が国以外の締約国又は締約者(以下この項及び次条第一項において「条約相手国等」という。)の居住者とされるものに限る。)の事業場等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で当該租税条約に基づき合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該非居住者が同項の規定の適用により納付すべき所得税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

17 第二項第一号イに規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第三項まで及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)
 第四十条の三の四 非居住者が租税条約の規定に基づき当該非居住者に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等(国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。)は、当該申立てに係る前条第十二項第一号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額(当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。及び当該所得税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限(同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。)から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づき同法第二十六条の規定による更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第七項において「納税の猶予期間」という。)に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該所得税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 税務署長等は、前項の規定による納税の猶予(以下この条において「納税の猶予」という。)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 国税通則法第四十六条第六項の規定は、前項の規定により担保を徴する場合について準用する。

4 国税通則法第四十七条及び第四十八条の規定は、納税の猶予をする場合又は納税の猶予を認めない場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「第四十六条(納税の猶予の要件等)」とあるのは、「租税特別措置法第四十条の三の四第一項(内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)」と、同条第二項中「前条第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた」とあるのは、「租税特別措置法第四十条の三の四第一項の申請がされた」と読み替えるものとする。

5 納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消すことができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 一 第一項の申立てを取り下げたとき。
- 二 第一項の協議に必要な書類の提出につき協力しないとき。
- 三 国税通則法第三十八条第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- 四 その猶予に係る所得税につき提供された担保について税務署長等が国税通則法第五十一条第一項の規定によつてした命令に応じないとき。
- 五 新たに猶予に係る所得税の額以外の国税を滞納したとき(税務署長等がやむを得ない理由があるとして認めるときを除く。)
- 六 前各号に掲げるもののほか、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとして認められるとき。

6 納税の猶予を受けた所得税についての国税通則法及び国税徴収法の規定の適用については、国税通則法第二条第八号中「納税の猶予又は」とあるのは、「納税の猶予(租税特別措置法第四十条の三の四第一項(内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)の規定による納税の猶予を含む。)(又は」と、同法第五十二条第一項中「及び納税の猶予」とあるのは、「及び納税の猶予(租税特別措置法第四十条の三の四第一項(内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)の規定による納税の猶予を含む。)(又は」と、同法第五十五条第一項第一号及び第七十三条第四項中「納税の猶予」とあるのは、「納税の猶予(租税特別措置法第四十条の三の四第一項(内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)の規定による納税の猶予を含む。)(と、国税徴収法第二条第九号中「納税の猶予又は」とあるのは、「納税の猶予(租税特別措置法第四十条の三の四第一項(内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)の規定による納税の猶予を含む。)(又は」と、同条第十号中「納税の猶予又は」とあるのは、「納税の猶予(租税特別措置法第四十条の三の四第一項の規定による納税の猶予を含む。)(又は」と、同法第五十一条第一項中「納税の猶予の要件等)又は」とあるのは、「納税の猶予の要件等)、租税特別措置法第四十条の三の四第一項(内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)又は」と、同法第五十一条第二項中「納税の猶予の要件等)とあるのは、「納税の猶予の要件等)又は租税特別措置法第四十条の三の四第一項(内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)と、同条第二項第一号中「第三項まで」とあるのは、「第三項まで若しくは租税特別措置法第四十条の三の四第一項」と、同項第二号中「第三項まで」とあるのは、「第三項まで若しくは租税特別措置法第四十条の三の四第一項」と、同法とあるのは、「国税通則法」と、含む。)(と、あるのは、「含む。)(又は租税特別措置法第四十条の三の四第五項第五号」とする。

7 納税の猶予をした場合には、その猶予をした所得税に係る延滞税のうち納税の猶予期間(第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)(に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第五項の規定による取消しの基因となすべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、税務署長等は、その免除をしないことができる。

8 納税の猶予に関する申請の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第一項中、ある家屋の下に(耐震基準(地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第二十四項において同じ。))又は経過年数基準(家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。))に適合するものに限る。))を加え、(において「既存住宅」を「及び第二十四項において「既存住宅」に、及び第十項を「第十項及び第二十四項」に改め、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

24 居住者が、建築後使用されたことのある家屋(耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。))で政令で定めるもの(以下この項において「要耐震改修住宅」という。))の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。))を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、当該要耐震改修住宅をその居住の用に供する日(当該取得の日から六月以内の日に限る。))までに当該耐震改修(第四十一条の十九の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。))により当該要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅の取得は既存住宅の取得と、当該要耐震改修住宅は既存住宅とそれぞれみなして、第一項及び第二十一項の規定を適用することができる。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中、「平成二十五年十二月三十一日」を、「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の八を次のように改める。

(給付金の非課税)
第四十一条の八 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者(政令で定める日において住民基本台帳に記録されている者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。))のうち、平成二十六年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第二百二十八条(同法第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。))の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において「市町村民税」という。が課されていないもの又は市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。))の同法の規定による扶養親族とされている者その他の財務省令で定める者を除く。))に対して市町村又は特別区から給付される給付金で、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)第七条第一号八の規定に基づき、同法に規定する消費税率の引上げ(次項において「消費税率の引上げ」という。))に際しての低所得者に配慮する観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

2 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付の支給を受ける者その他の財務省令で定める者(平成二十五年の所得が同法第五条第一項に規定する政令で定める額以上である者その他の財務省令で定める者を除く。))に対して市町村又は特別区から給付される給付金で、消費税率の引上げに際しての児童の属する世帯への経済的な影響の緩和等の観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

第四十一条の九第四項中、「と、(同法)とあるのは(所得税法)」を削る。
第四十一条の十の見出し中、「給付補てん金等」を、「給付補填金等」に改め、同条第一項中、「給付補てん金」を、「給付補填金」に、「給付補てん金等」を、「給付補填金等」に改め、同条第二項中、「所得税法第六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者」を、恒久的施設を有する非居住者に、「給付補てん金等」を、「給付補填金等」に、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を、「所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中、「給付補てん金等」を、「給付補填金等」に改める。

第四十一条の十一(見出しを含む)中、「給付補てん金等」を、「給付補填金等」に改める。
第四十一条の十二第四項中、「と、(同法)とあるのは(所得税法)」を削り、同条第七項第三号中「を除く」を、「その他政令で定めるものを除く。」に改める。
第四十一条の十二の二第六項第一号二を次のように改める。

二 利子が支払われる公社債で、その発行価額として財務省令で定める金額の額面金額に対する割合が財務省令で定める割合以下であるもの
第四十一条の十二の二第六項第三号イ中、「が国内において」を、「の恒久的施設を通じて」に改め、同条第七項中、「と、(同法)とあるのは(所得税法)」を削る。

第四十一条の十三第五項中、「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を、「所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第七項第四号中、「第六十二条に規定する条約」を、「第六十一条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第十三項中、「特定振替割引債の発行者」を、「特定振替割引債(第七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定する振替地方債に該当するものを除く。))の発行者」に改める。
第四十一条の十四第二項第五号中、「及び第九十五条」を、「第九十五条及び第六十五条の六」に、「第九十五条中」を、「第九十五条及び第六十五条の六中」に改める。
第四十一条の十五の三第一項中、「第六十五条」を、「第六十五条第一項」に、「同項」を、「同法第三十五条第四項」に改め、同条第三項中、「第六十一条第八号口」を、「第六十一条第一項第十二号口」に改める。
第四十一条の十八第一項中、「平成二十六年十二月三十一日」を、「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九第一項中、「第六十五条」を、「第六十五条第一項」に改め、同項第二号中「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。
三 第三十七条の十三第一項第五号に掲げる指定会社 当該指定会社により発行される株式
第四十一条の十九の四の次に次の一号を加える。

(国外所得金額の特例)
第四十一条の十九の五 居住者の平成二十九年以後の各年において、当該居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等(以下この条において「国外事業所等」という。))との間の同号に規定する内部取引(以下この条において「内部取引」という。))の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該居住者の各年分の同法第九十五条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収入すべき金額が過大となるとき、又は損失等の額(当該内部取引に係る同法第三十七条又は第三十八条に規定する必要経費に算入すべき金額に相当するもの又は資産の取得費に相当するものとして政令で定める金額をいう。))が過少となるときは、当該居住者のその年分の同項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

- 2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第四十条の三の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。
- 3 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄事務若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者が第十項において準用する第四十条の三の三第三項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。
- 4 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄事務若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。
- 5 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - 二 第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
- 8 法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
- 9 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 10 第四十条の三の三第三項及び第十一項から第十六項まで並びに第四十条の三の四の規定は、国外事業所等を有する居住者の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| | | |
|---|---------------------------------|----------------|
| 第四十条の三の三第三項 | 第一項に | 第四十一条の十九の五第一項に |
| 所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第六十五条第一項の規定により同法第二十二條の規定に準じて計算した金額又は同法第二條第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同法第四十三号 | 所得税の額から控除する金額につき所得税法第二條第一項第四十三号 | |

| | | |
|---------------|---|--|
| 第四十条の三の三第三項 | 同項の | 第四十一条の十九の五第一項の |
| 第四十条の三の三第三十二項 | 及び租税特別措置法及び同法 | 及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の特例）において準用する同法 |
| 第四十条の三の三第三十三項 | 又は租税特別措置法 | 又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法 |
| 第四十条の三の三第三十四項 | 内部取引価格を第一項に規定する独立企業間価格 | 第四十一条の十九の五第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格 |
| 第四十条の三の三第三十五項 | 租税特別措置法 | 租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の特例）において準用する同法 |
| 第四十条の三の三第三十六項 | 非居住者の恒久的施設と当該非居住者の居住者とされるの事業場等とのに係る第一項に規定する | 居住者の第四十一条の十九の五第一項に規定する事業場等と当該居住者の同項に規定する国外事業所等に在する |
| 第四十条の三の三第三十七項 | に係る第一項に規定する | に係る第四十一条の十九の五第一項に規定する |
| 第四十条の三の三第三十八項 | 、当該非居住者の権限ある当局 | 、当該居住者の国税庁長官 |
| 第四十条の三の三第三十九項 | 第四十条の三の四第一項の | 第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の特例）において準用する同法第四十条の三の四第一項の |
| 第四十条の三の三第四十項 | 第四十条の三の四第一項の | 第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の特例）において準用する同法第四十条の三の四第一項の |
| 第四十条の三の三第四十一項 | 第四十条の三の四第一項の | 第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の特例）において準用する同法第四十条の三の四第一項の |
| 第四十条の三の三第四十二項 | 猶予の要件等（、 | 猶予の要件等）の規定、 |

| | |
|---------------|-----------------|
| 猶予)又は | 猶予)の規定又は |
| 若しくは租税特別措置法 | 若しくは租税特別措置法第四十 |
| 含む。)又は租税特別措置法 | 一条の十九の五第十項において準 |
| 用する同法 | 用する同法 |

11 第三項の帳簿書類(その写しを含む。)の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の二十一第一項中「行う事業につき国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国人に該当する」を「恒久的施設を通じて事業を行う」に、所得税法第六十四條第一項第四号に掲げる非居住者に該当する者又は法人税法第四百一条第四号に掲げる外国人に該当する法人を当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないもの」に改め、同項第五号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、第四百四十一条第四号を「第六百六十一条第一項第一号」に、「非居住者」を「国内源泉所得」に、第四百四十一条第四号を「第六百三十八条第一項第一号」に、「外国人に該当する」を「国内源泉所得を有しないこととなる」に改め、同条第三項中「第六百六十一条第一号の二」を「第六百六十一条第一項第四号」に改め、同条第七項中「第六百六十一条第一号の二」を「第六百六十一条第一項第四号」に改め、同条第六百六十一条第一項に改め、同条第九項中「第六百六十五條第一項」を「第六百六十一条」に改め、同条第九項中「第六百六十五條第一項」を「第六百六十一条」に改め、同条第一項中「第六百六十一条第一項」に改め、同条第一項中「第六百六十一条第一項」に改め、同条第一項中「第六百六十二条に規定する条約」を「第六百六十二条に規定する租税条約」に改め、同条第一項中「第六百六十一条第八号」を「第六百六十一条第十二号」に改め、同条第二項中「第六百六十一条第二号」を「第六百六十一条第六号」に改め、同条第二項第一号中「同項」を「第六百六十一条第一項」に改め、同条第三項中「第六百六十一条第八号」を「第六百六十一条第十二号」に改め、同条第三項中「第六百六十一条第二号」を「第六百六十一条第六号」に改め、同条第四項中「第二項中「第六百六十一条第二号」を「第六百六十一条第十号」に、同条第六号」を「同条第一項第十号」に改め、同条第二項第一号中「第六百六十二条に規定する条約」を「第六百六十二条に規定する租税条約」に改め、同条第三項中「その者の国内において行う事業に關せられる」を「法人税法第四百一条第一号に掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第八項中「所在地の」を「所在地その他の財務省令で定める事項の」に改める。

第四十二條の二第一項中「第三十七條の十四第十五項」を「第三十七條の十四第二十五項」に改め、同條第二項中「第三十七條の十四第十五項」を「第三十七條の十四第二十五項」に改め、同條第二項の下に(次項において「所轄の稅務署長」といふ。)を加え、同條第三項中「第一項」を「第一項又は前項」に、「前項」を「第二項」に、「第三十七條の十四第十五項」を「第三十七條の十四第二十五項」に、「第三十七條の十四第二十一項まで」を「第三十七條の十四第二十七項から第三十一項まで」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の稅務署長の承認を受けた場合には、その者は、第九條の四の第二項、第二十九條の二第五項若しくは第六項、第二十九條の三第四項若しくは第五項、第三十七條の十一の第三項、第三十七條の十四第二十五項又は第四十一條の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定及び第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める稅務署長に提供することができる。

第四十二條の三第一項中「第九十五條」を「第九十五條又は第六百六十五條の六」に、「同條の」を「これらの」に改め、同條第四項第二号中「第三十七條の十四第十五項」を「第三十七條の十四第二十五項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七條の十四第十七項」を「第三十七條の十四第二十七項」に改める。

第四十二條の四第一項中「連結法人」の下に「及び当該法人が外國法人である場合の法人税法第三百三十八條第一項第一号に規定する本店等」を加え、第四十二條の六第二項、第三項及び第五項を「第四十二條の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、第四十二條の九の下に「、第四十二條の十第二項、第三項及び第五項」を加え、並びに第四十二條の十二の四を「、第四十二條の十二の四並びに第四十二條の十二の五第七項及び第八項」に、「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第六百四十四條及び第六百四十四條の二の規定」に改め、同條第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 増加試験研究費の額(当該法人の当該事業年度(設立事業年度を除く。)の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該法人の比較試験研究費の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。)(が当該比較試験研究費の額の百分の五に相当する金額を超えかつ、当該試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合、当該増加試験研究費の額に百分の三十(増加試験研究費割合)(当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この号において同じ。)(が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合)を乗じて計算した金額

第四十二條の四第十一項中「第六十六條第一項から第三項まで」を「第六十六條第一項及び第二項」に、「第四十二條の六第五項」を「第四十二條の六第十二項」に改め、第四十二條の九第四項の下に、「第四十二條の十第五項」を加え、第四十二條の十二の三第五項、第六十七條の二第一項及び第六十八條第一項を「及び第四十二條の十二の三第五項」に改め、同條第十二項第八号中「同法第四百四十一条第一号に掲げる外國法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改め、同條第十七項中(同法第七十二條及び第七十四條を同法第四百四十五條第一項において準用する場合を含む。)(を「及び第三編第二章」に、「と」を「と、同法第四百四十四條中」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額(租税特別措置法第四十二條の四第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額」と、「同法第四百四十四條の二第二項中、対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(租税特別措置法第四十二條の四第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。)(と、同法第四百四十四條の四第一項第三号中」の「規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二條の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同條第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二條の六第一項第三号中」の「規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二條の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項」と、同法第六百四十四條の六第一項第三号中「の「規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二條の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同條第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二條の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項」とするに改め、同條第十八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、ついで「同法」を「ついで、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二條の四の二第四項を同條第五項とし、同條第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定を受ける場合の同条第十五項の規定の適用については、同項中「第七項」とあるのは「第七項(これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の」と、「又は第六項」とあるのは「又は第六項(これらの規定を同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(と、同条第六項」とあるのは「同条第六項(これらの規定を第六十八條の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(とする。

第四十二条の六第二項中、「この項に」を、「この条に」に、前項を「第二項及び第三項」に、「次項及び第五項」を「から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十並びに第四十二條の十一、及び並びに第四十二條の十二」を「第四十二條の十二の四並びに第四十二條の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を、「第四十二條及び第四十四條の二の規定を」に、「この項及び次項」を「第九項まで」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 中小企業者等が、特定期間内に、特定生産性向上設備等（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む特定生産性向上設備等において、当該特定生産性向上設備等につき第一項、第二項及び前項の規定の適用を受けたいときは、特定供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の特定供用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該特定供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該特定供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 中小企業者等が、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第十項までにおいて「特定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第四十二條の十二の五第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき前項の規定の適用を受けたいときは、供用年度のうち平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度（第八項において「特定供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 中小企業者等が、特定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「特例対象事業年度等」という。）の特定期間内に、特定機械装置等のうち第四十二條の十二の五第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（次項及び第十項において「生産性向上設備等」という。）であつて同条第三項に規定する政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該中小企業者等の同日を含む事業年度、解散合併による解散を除く。この日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。以下この条において「特例適用事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において第四十二條の十二の五第三項に規定する他の特別償却等に関する規定（第十項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時ににおける帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 中小企業者等が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで）の間に行われたものに限り、特定適格合併等（以下この項において「適格合併等」という。）により特定機械装置等のうち生産性向上設備等（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（第四十二條の六第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当するものに限る。以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の特定期間内に、取得したものを（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）又は製作したものに（第二項）であつて第四十二條の五第四項に規定する政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該中小企業者等の特例適用事業年度終了の日までの間に国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該特例適用事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該中小企業者等の特例対象事業年度等において同条第四項に規定する他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時ににおける帳簿価額（当該特例適用事業年度が当該特定適格合併等の日を含む事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5 前二項の規定の適用を受けることができる中小企業者等が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第四十四條の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第四十四條の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理すること）をいう。以下第八節までにおいて同じ。）の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 前項の規定の適用を受けた中小企業者等の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該中小企業者等の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八條の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

第四十二條の九第一項中、「第四十二條の六第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二條の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第四十二條の十一第二項」を、「次条第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十一第二項」に、並びに第四十二條の十二の四、を、「第四十二條の十二の四並びに第四十二條の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を、「第四十四條及び第四十四條の二の規定を」に改め、同項の表の第二欄中、「第二十八條第一項の規定により」を、「第二十九條第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八條第二項第二号に規定する」に、「指定された」を、「定められていない」に改め、同表の第三号の第三欄中、「財務省令」を、「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第四号の第一欄中、「の規定により」を、「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を、「定められていない」に改め、同表の第五号の第一欄中、「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改め、同表の第二欄中、第三号第十四号に規定する金融業務に係る」を、「第五十五條の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五條の二第二項第一号に規定する特定経済金融活性化産業に属する」に改め、同表の第三欄中、「政令で定める」を削り、同条第四項中、「から第三項まで」を、「及び第二項」に、「第四十二條の六第五項」を、「第四十二

条の六第十二項に、第四十二条の十一第五項、を、次条第五項、第四十二条の十一第五項及びに改め、第六十七条の第二項及び第六十八条第一項(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)を、及び第三編第二章に、とする。を、と、同法第四十五条第一項、と、あるのは、と、法人税の額、とあるのは、法人税の額(租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取付た場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)と、と、同法第四十四条の第二項中、対する法人税の額、とあるのは、対する法人税の額(租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取付た場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額、次項及び第三項において同じ。)、と、同法第四十四条の第四項第三号中、の規定、とあるのは、及び租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取付た場合の法人税額の特別控除)の規定、と、同項第四号及び同条第二項第二号中、前節、とあるのは、前節及び租税特別措置法第四十二条の九、と、同法第四十四条の六第一項第三号中、の規定、とあるのは、及び租税特別措置法第四十二条の九(沖縄の特定地域において工業用機械等を取付た場合の法人税額の特別控除)の規定、と、同項第四号及び同条第二項第二号中、前節、とあるのは、前節及び租税特別措置法第四十二条の九、とする。に改め、同条第八項中、法人税法、の下に、及び地方税法を加え、ついで、同法、を、ついで、法人税法、に、同法の規定、を、同法及び地方税法の規定、に改める。

第四十二条の十を次のように改める。

(国家戦略特別区域において機械等を取付た場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)
 第四十二条の十 青色申告書を提出する法人で特定事業(国家戦略特別区域法第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条において同じ。)の同法第八条第二項第二号に規定する実施主体として同法第十一条第一項に規定する認定区域計画(以下この項及び次項において、認定区域計画、という。)に定められたもの(以下この条において、実施法人、という。)が、同法附則第一条第一号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの期間(次項において、指定期間、という。)内に、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域(次項において、国家戦略特別区域、という。)内において、当該認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された次の各号に掲げる減価償却資産(政令で定める規模のものに限る。以下この条において、特定機械装置等、という。)の製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施法人の特定事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。))には、その特定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十一項において、供用年度、という。)の当該特定機械装置等の償却限度額、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)との合計額とする。

- 一 機械及び装置並びに器具及び備品(器具及び備品については、専ら開発研究(新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。)の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。)、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に著しく資する中核的な特定事業として財務省令で定める事業の用に供されるもので政令で定める規模のもの、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額
- ロ イに掲げるもの以外のもの、その取得価額の百分の五十に相当する金額
- 二 建物及びその附属設備並びに構築物、その取得価額の百分の二十五に相当する金額

2 実施法人が、指定期間内に、国家戦略特別区域内において、その認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等とその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額(この項、次項及び第五項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、前条、第四十二条の十二、第四十二条の十二の第二項、第四十二条の十二の第三項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二まで及び第四十二条及び第四十四条の規定を適用しない)で計算した場合の法人税の額と、同法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。からその特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該実施法人の供用年度における税額控除限度額が、当該実施法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の前一年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度(以下この項において、一年以内連結事業年度、という。))とし、当該事業年度に係る連結税額控除限度(以下この項において、一年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結税額控除限度)をいふ。同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしていない場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。における税額控除限度額(当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十四第二項に規定する税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。))を含む。のうちの、第二項の規定(連結税額控除限度額については、同条第二項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額(既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。))がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

5 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該承認の取消しの日(以下この項において「取消日」という。))が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十四第二項又は第三項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項及び第二項の規定、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、前条第四項、次条第五項及び第四十二条の十二の第五項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十四第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6 実施法人が、第一項第一号イに掲げる減価償却資産のうち同号に規定する開発研究の用に供されるもの（以下この項及び次項において「開発研究用資産」という。）につき第一項の規定の適用を受ける場合には、当該実施法人の同号に規定する開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、第四十二条の四第十二項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び第四十二条の四の二の規定を適用する。

7 実施法人の第四十二条の四第三項若しくは第七項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定の適用を受けようとする事業年度又は当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額）のうち開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における第四十二条の四第三項又は第七項の規定の適用については、同条第三項及び第七項中、「試験研究費の額が」とあるのは、「試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第四十二条の十第一項の規定の適用を受ける同条第六項の開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）が」とする。

8 第一項の規定は、実施法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

9 第一項の規定は、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10 第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

11 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二十一条に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十四第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二十一条に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一条に規定する確定申告書）に第六十八条の十四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中、「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十第二項若しくは第三項（国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）と、同法第七十条の二中、「この款」とあるのは、「この款並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）」と、まず前条」とあるのは、「まず前条」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十一条第一号中、「の」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十四条第一項第二

号中、「前節（税額の計算）」とあるのは、「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第四十四条中、「と」とあるのは、「と、法人税の額」とあるのは、「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、同法第四十四条の二第一項中、「対する法人税の額」とあるのは、「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四十四条の四第一項第三号中、「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同項第四号及び同条第二項第二号中、「前節」とあるのは、「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」と、同法第四十四条の六第一項第三号中、「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同項第四号及び同条第二項第二号中、「前節」とあるのは、「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」とする。

13 第五項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十七条第一項中、「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第四十二条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第三項中、「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第四十二条の十第五項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十一第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改め、又は「の下に、当該計画に記載された」を加え、第九項を、「第十項」に改め、同条第二項中、「特定機械装置等」を、「当該国際戦略総合特別区域に係る前項に規定する財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等」に改め、又は「の下に、当該計画に記載された」を加え、前項を、「同項」に、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項を、「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、並びに第四十二条の十二の四を、「第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を、「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同条第五項中、「から第三項まで」を、「及び第二項」に、「第四十一条の六第五項」を、「第四十二条の六第十二項」に、「第四十二条の十二の三第五項、第六十七條の二第一項及び第六十八條第一項」を、「前条第五項及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第十二項中、「第十項」を、「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中、「法人税法」の下に、「及び地方税法」を加え、ついで、同法を、「ついで、法人税法」に、「同法の規定」を、「同法及び地方税法の規定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）を、「及び第三編第二章に」とする。と、同法第四十四条中、「と」とあるのは、「と、法人税の額」とあるのは、「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、同法第四十四条の二第一項中、「対する法人税の額」とあるのは、「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四十四条の四第一項第三号中、「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等取得した場合の法人

税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは、「前節及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項」と、同法第四十四号の六第一項第三号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項(国際戦略総合特別区域において機械等取得した場合は法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは、「前節及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項」とするに改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に改め、同項を加える。

7 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 前条第一項から第三項までの規定

二 前条第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三 前条第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第四十二条の十二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十一項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項を、「第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二第一項中(同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合)については、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。

「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、並びに第四十二条の十二の四及び第五項を、「第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同条第三項第二号イ中「第四十二条の六第一項」の下に、「若しくは第二項」を加え、「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項」に、「第四十三号から第四十四号まで」を「第四十二条の十二の五第一項、第四十三号、第四十四号」に改める。

第四十二号の三第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、並びに次条を、「次条並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を、「及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を、「第四十二条の六第十二項」に、「第四十二条の十一第五項、第六十七号の二第一項及び第六十八号第一項」を、「第四十二条の十五項及び第四十二条の十一第五項」に改め、同条第十一項中「法人税法」の下に、「及び地方税法」を加え、ついで、同法を、「ついで、法人税法」に、「同法の規定」を、「同法及び地方税法の規定」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の五以上」を「百分の五(平成二十七年四月一日前に開始する事業年度にあつては百分の二とし、同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては百分の三とする。以下)に」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、並びに前条第二項、第三項及び第五項を、「前条第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項」に、「の規定を」を、「第百四十四号の二の規定を」に改め、同条第二号中「以上であること」を、「を超えること」に改め、同条第二項第二号中「連結法人の下に」及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八号第一項第一号に規定する本店等」を加え、次号及び第五号を、「以下この項」に改め、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六 平均給与等支給額 適用年度の継続雇用者(当該適用年度及び当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。次号において「前事業年度等」という)において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ)に対する給与等の支給額として政令で定める金額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 前事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額を前事業年度等の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

第四十二条の十二の四第六項中(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五号第一項において準用する場合を含む)を、「及び第三編第二章」に、「とする」を、「と、同法第四十四号中」と、とあるのは、「と、法人税の額」とあるのは、「法人税の額(租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)として」と、同法第四十四号の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは、「対する法人税の額(租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ)」と、同法第四十四号の四第一項第三号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第四十四号中「前節」とあるのは、「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項」と、同法第四十四号の六第一項第三号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは、「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項」と改め、同条の次に次の一条を加える。

(生産性向上設備等)の取得又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十二の五 青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間(以下第九項までにおいて「指定期間」という)内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第二十三条第三項に規定する生産性向上設備等に該当するもの(以下この条において「生産性向上設備等」という)のうち政令で定める規模のもの(以下この項において「特定生産性向上設備等」という)の取得等(取得、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ)又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう)のための工事による取得又は建設を含む。以下この条において同じ)をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。第七項及び第八項において「供用年度」という)の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十(建物及び構築物については、百分の二十五)に相当する金額をいう)との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間(第八項において「特定期間」という)内に、特定生産性向上設備等(前項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ)の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

3 青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内、生産性向上設備等のうち政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、当該法人の同日を含む事業年度解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。以下この条において「特例適用事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において第五十三条第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けられていないものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時ににおける帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の指定期間内に取得等をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）に限る。）のうち政令で定める規模のもので当該指定期間内に国内にある当該被合併法人等の事業の用に（貸付けの用を除く。）に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該法人の特例適用事業年度終了の日までの間に国内にある当該法人の事業の用に供した場合に、当該法人の特例適用事業年度当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該法人の特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時ににおける帳簿価額（当該特例適用事業年度が当該特定適格合併等の日を含む事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5 前二項の規定の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 前項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の第三項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

7 青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等（第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けるときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項及び次項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び

第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに前条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二まで、第四百四十四条及び第四百四十五条の二の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8 青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等（第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項及び第二項の規定の適用を受けるときは、供用年度における前項に規定する税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額とする。

9 青色申告書を提出する法人が、特例対象事業年度等の指定期間内に、特定生産性向上設備等（生産性向上設備等のうち第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項及び第五項の規定の適用を受けるときは、当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）を前二項の特定生産性向上設備等と、当該法人の特例適用事業年度をこれらの規定の供用年度と、それぞれみなして、これらの規定を適用する。

10 第一項から第三項までの規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得したこれらの規定に規定する特定生産性向上設備等については、適用しない。

11 第一項から第四項までの規定は、確定申告書等（これらの規定に規定する特定生産性向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。）

12 第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

13 第七項及び第八項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる第七項から第九項までに規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第七項及び第八項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載されたこれらの特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

14 法人の有する減価償却資産で、第二項の規定の適用を受けたもの（当該法人の事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十五の六第二項の規定の適用を受けたもの）又は第二項の規定の適用を受けることができるものに係る第四十二条の十二の二、第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、第四十二条の十二の二第三項第二号イ中、第四十二条の十二の五第一項とあるのは、「第四十二条の十二の五第二項若しくは第二号イ中、第五十二条の二第一項中、第四十二条の十二の五第一項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項」と、第六十八条の四十一第一項とあるのは、「第六十八条の四十一第一項（第六十八条の十五の六第十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、同項の特別償却限度額に満たない場合」とあるのは、「第六十八条の四十一第一項の特別償却限度額に満たない場合」とする。

第四十四条の四第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め

る。第四十四条の五の見出しを、(特定信頼性向上設備等の特別償却)に改め、同条第二項中「前項」

を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規

定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者に該当するものが、

平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、災害対策用基幹放送設備(同

法第九十二条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第百一十二条に規定する特定地上

基幹放送局等設備又は同法第二十四条に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における

同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして財務省令で定めるものをいう。以下

この項において同じ。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得

し、又は災害対策用基幹放送設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用貸

付けの用を除く。)に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該災害対策用基幹放

送設備等をその事業の用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該災

害対策用基幹放送設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかわ

らず、当該災害対策用基幹放送設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該災害対策用基幹

放送設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第四十五条第一項中「第四号」を「第五号」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同

項の表の第二号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改

め、同表の第二号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画にお

いて同法第四十一条第二項第一号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同

表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|--|--|--|---|
| 四 沖縄振興特別措置 法第五十五条第一項 の規定により経済金 融活性化特別地区と して指定された地区 | 同法第五十五条の四に 規定する認定経済金融 活性化計画に記載され た同法第五十五条の二 第二項第一号に規定す る特定経済金融活性化 産業に属する事業 | 機械及び装置、器具及 び備品(財務省令で定 めるものに限る。並び に建物及びその附属設 備) | 百分の五十(建物 及びその附属設備 については、百分 の二十五) |
|--|--|--|---|

第四十五条第二項の表の第二号の上欄中「及びこれに類する地区として政令で定める区域」を削

り、同表に次の一号を加える。

| | | |
|--|---------------------|------------------------------|
| 三 奄美群島振興開発特別措 置法第一条に規定する奄美 群島のうち産業の振興の ための取組が積極的に促進 されるものとして政令で定 める地区 | 製造業その他の政令で定める事 業 | 当該事業の用に供される設 備で政令で定める規模のも |
|--|---------------------|------------------------------|

第四十六条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「これ

に類するものとして政令で定める構築物を含む。」を「並びに」に改め、並びに車両及び運搬具(一

般乗用旅客自動車運送業の用に供するもの)で政令で定めるものに限る。」を削る。

第四十六条の二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条

第十四項」に改める。
第四十六条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め

る。第四十七条の二第一項中「とする。」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場
合には百分の三十とする。」に改め、同条第三項中「並びに第三号」を「第三号に掲げる建築物
に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四号」に改め、同項第二号中「つ

いては、を「ついで」に、「を含む」を「及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を受け

た同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、口に掲げる地域について

は当該区域計画を、それぞれ含む。」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第

一」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済

活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済

活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第五十二条の二第一項中「第四十二条の六第一項」の下に、「若しくは第二項」を加え、第四十二

条の十一第一項」を「第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項」に改め、第四十二条の十

二の三第一項」の下に、「第四十二条の五第一項」を加える。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の六」の下に、「第四十二条の十」を、「第四十二条の十

二の三」の下に、「第四十二条の五」を加える。

第五十五条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「次の表

の各号の上欄」を「次の各号」に、「当該各号の中欄に掲げる株式会社等(以下この条において「特定株

式等」という。))を「特定株式会社等」に改め、又は貸倒れ」を削り、の下欄に掲げる」を「に定める

」に改め、及び当該特定株式会社等の種類別」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 資源開発事業法人(第三号に掲げる法人に該当するものを除く。) 百分の三十

二 資源開発投資法人(第四号に掲げる法人に該当するものを除く。) 百分の三十

三 資源探鉱事業法人 百分の九十

四 資源探鉱投資法人 百分の九十

第五十五条第二項第六号中「新增資資源株式会社等」を「特定株式会社等」に改め、又は債権」を削り、

同号及び口中「分社型分割」の下に、「若しくは現物出資」を加え、同号八及び同項第七号を削り、

同条第四項中「又は資源特定債権(同条第二項第六号八に規定する資源特定債権を含む。以下この

条において同じ。))を削り、同項第一号から第三号までの規定中「又は資源特定債権」を削り、同

項第五号中「又は資源特定債権」及び「当該特定法人の株式等について」を削り、同条第五項中

「、政令で定めるところにより、から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む

事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「一年経過日」

という。))を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二

年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年

度」及び「、当該海外投資等損失準備金の金額については」を削り、同条第九項中「特定法人の」

の下に「第二項第六号」を加え、又は貸倒れ」及び「及び当該特定株式会社等の種類別」を削り、同

業競争力強化法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業（以下この項において「特定新事業開拓投資事業」という。）の実施に資するものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）のうち、当該計画の認定を受けた日から当該計画の認定に係る特定新事業開拓投資事業計画（産業競争力強化法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第四項において「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。）に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間として財務省令で定める期間終了の日までの期間（以下この項及び第四項において「積立期間」という。）内において当該投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたものが、当該認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした当該投資事業有限責任組合の組合財産となる産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者（当該計画の認定を受けた日以後に剰余金の配当をしたものを除く。以下この条において「新事業開拓事業者」という。）の株式（積立期間内における設立（合併及び分割型分割による設立を除く。）又は資本金の額の増加に伴う払込み又は現物出資により交付されるものに限る。以下この条において同じ。）を積立期間内に終了する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）において有している場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適用事業年度終了の時に有する当該株式合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）の当該適用事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に関する法律第八条第一項の事業年度（以下この項及び第四項において「計算期間」という。）終了の時（当該適用事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該適用事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下（当該適用事業年度の決算の確定の日まで）に剰余金の処分により積立金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日まで）に剰余金の処分により積立金として積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度において前項の規定により当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十三の二第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額）がある場合には、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項に規定する法人が、認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式の全部を積立期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）の積立期間内において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第八項及び第九項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該適用事業年度終了の時として当該株式の当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下（当該適用事業年度の新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割等の日以後二月以内に同項の新事業開拓事業者投資損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6 第一項に規定する法人が適格合併により合併法人に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該法人の当該適格合併の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。

7 前項又は第六十八条の四十三の二第七項の場合において、これらの規定の合併法人が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人のその適格合併の日を含む事業年度（連結事業年度に該当するものを除く。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第四項に規定する法人が適格分割等により分割承継法人等に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該法人の当該適格分割等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等に引き継ぐものとする。

9 前項又は第六十八条の四十三の二第九項の場合において、これらの規定の分割承継法人等が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等のその適格分割等の日を含む事業年度（連結事業年度に該当するものを除く。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第一項及び第四項の規定は、前条第一項又は第九項の規定（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定を含む。）の適用を受けた新事業開拓事業者の株式については、適用しない。

11 第三項及び前項に定めるもののほか、第一項、第二項及び第四項から第九項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定事業再編投資損失準備金）

第五十五条の三 青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に同法第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画（以下この項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項及び次項において「計画の認定」という。）を受けたものが、当該計画の認定を受けた日から同日以後十年を経過する日（当該計画の認定に係る特定事業再編計画（同法第二十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第三項及び第四項第一号において「認定特定事業再編計画」という。）に記載された同法第二条第十二項に規定する特定事業再編（以下この項及び第三項において「特定事業再編」という。）に係る同条第十二項第二号に規定する特定会社（以下この条において「特定会社」という。）が当該特定事業再編による財務内容の健全性の向上に關する目標として政令で定める目標を達成した場合）は、その目標を達成した日として政令で定める日）までの期間（第一号において「積立期間」という。）内の日を含む各事業年度（平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該適用事業年度終了の時に掲げる帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（当該適用事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下（当該適用事業年度の決算の確定の日まで）に剰余金の処分により積立金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日まで）に剰余金の処分により積立金として積み立てたとき（当該適用事業年度の新事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該特定会社の株式若しくは出資（以下この項及び次項において「特定株式」という。）で積立期間内における設立若しくは資本金の額若しくは出資金の額の増加に伴う払込み等若しくは合併、分社型分割若しくは現物出資（次項第一号において「設立等に伴う払込み等」という。）により交付されるもの又は当該特定会社に対する貸付金に係る債権（以下この項及び次項において「特定債権」という。）で積立期間内における貸付けに係るもの、当該事業年度において当該特定株式又は特定債権の取得（当該計画の認定を受けた日以後最初に当該特定事業再編が行われた日（次号及び次項第二号において「最初特定事業再編実施日」という。）前の取得を除く。次項第一号において「特定取得」という。）をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権 当該事業年度が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

2 青色申告書を提出する法人で指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「特定期間」という。）内に計画の認定を受けたものが、平成二十六年四月一日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。）において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある事業年度（以下この項において「特例適用事業年度」という。）において当該特定株式等合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該特例適用事業年度終了の時ににおける帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（特定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「特例対象事業年度等」という。）又は当該特例適用事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該特例対象事業年度等又は当該特例適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該特例対象事業年度等が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該特例適用事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該特例適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 特定株式で特定期間内における設立等に伴う払込み等により交付されるもの又は特定債権で特定期間内における貸付けに係るもの 特例対象事業年度等において当該特定株式又は特定債権の特定取得をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権 特例対象事業年度等が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

3 第一項又は前項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人の認定特定事業再編計画に係る第一項に規定する積立期間内の日を含む各事業年度のうち最後の事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場

合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された特定事業再編投資損失準備金の金額（当該各事業年度終了の日において同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特定事業再編投資損失準備金の金額（以下この項において「連結特定事業再編投資損失準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により利益金の額に算入された金額、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により利益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により利益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）がある場合には、当該認定特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額については、当該基準事業年度等の終了の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十（当該特定会社が第一項に規定する政令で定める目標を達成した場合には、当該積立期間開始の日から同項に規定する政令で定める日までの期間の月数を勘案して政令で定める数）で除して計算した金額（当該金額が前事業年度等から繰り越された当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額を超える場合には、当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、当該法人のその該当することとなつた日を含む事業年度（第三号に掲げる場合には、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 産業競争力強化法第二十七条第二項又は第三項の規定により認定特定事業再編計画に係る特定事業再編投資損失準備金の金額 取り消された場合 その取り消された日における当該認定特定事業再編計画に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

二 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等（第一項及び第二項に規定する株式若しくは出資又は債権をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合を除く。） その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金のうちその有しないこととなつた特定株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）

三 合併により合併法人に当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等を移転した場合 その合併の直前における特定事業再編投資損失準備金の金額

四 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社が解散した場合 その解散の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

五 当該法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における特定事業再編投資損失準備金の金額

六 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の帳簿価額を減額した場合 その減額をした日における特定事業再編投資損失準備金のうちその減額をした金額に相当する金額

七 前項、前各号、次項及び第六項の場合以外の場合において特定事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特定事業再編投資損失準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八條の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日以後である場合には、同日）における特定事業再編投資損失準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八條の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項の規定は、適用しない。

7 第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、第五十五条第一項又は第九項の規定（第六十八條の四十三第一項又は第八項の規定を含む。）の適用を受けた特定株式会社等については、適用しない。

10 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八條の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人の当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

11 前三項に定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の四 削除

第五十五条の五 第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中、政令で定めるところにより、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び、「当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については」を削り、同条第六項を次のように改める。

6 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十五条の六 第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中、政令で定めるところにより、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び、「当該特定災害防止準備金の金額については」を削り、同条第六項中、前条第六項を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十六条第六項中、「政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年

度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び、「当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額については」を削り、同条第九項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十七条の三 第四項中「政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び、「当該使用済燃料再処理準備金の金額については」を削り、同条第六項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十七条の四 第一項中「控除した金額」の下に、「当該事業年度の月数（当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間（以下この項において「積立期間」という。）の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数（当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度である場合には、積立期間の月数）で除して計算した金額（当該事業年度が積立期間の末日を含む事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第十一項において「積立限度額」という。）を加え、同項第一号中、「当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 当該事業年度終了の日における前事業年度（法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合）は、その前日を含む連結事業年度（以下この条において「事業年度等」という。）から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（各事業年度終了の日において第六十八條の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該連結原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額）として積み立てた金額でその積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額（その積み立てられた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額）がある場合にはこれらの損金の額に算入されなかつた金額を、それぞれ含むものとし、前事業年度等の終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された金額（第六十八條の五十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）の百分の九十に相当する金額

第五十七条の四 第二項中「いい、前項に規定する事業年度終了の日における累積発電量割合とは、特定原子力発電施設に係る発電の開始の日から当該事業年度終了の日までの間に発生した電気の量の当該特定原子力発電施設に係る発電予定期間において発生すると見込まれる電気の量に占める割合として政令で定める割合」を削り、同条第三項中「同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）を「連結原子力発電施設解体準備金の金額」とし、同条第二項又は第四項」に「同条第四項」を「同条第三項」に、以下この条を「次項を除き、以下この条」に改め、同条第四項中「金額が」を「金額（連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された金額を、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規

定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。)が、に改め、同条第五項第三号中「を廃止した日から一年を経過する日まで」を「の廃止につき電氣事業法第九條第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日まで」の期間(当該経過する日前に当該特定原子力発電施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第四十三條の三の三十三第二項の認可の申請を行った場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。)内に、同日を、当該猶予期間の末日に改め、同条第六項中「政令で定めるところにより」から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。))を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度及び、当該原子力発電施設解体準備金の金額についてを削り、第九項を「第十項」に改め、同条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、ほか、の下に「適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた法人の当該特定原子力発電施設に係る当該適格合併の日を含む事業年度における積立限度額の計算その他」を加え、第七項を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五十七條の四第四項」を「第五十七條の四第一項及び第四項」と、同項とあるのは、これらの規定に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五十五條の五第六項」を「第五十五條の二第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十七條の五第一項中「補てん」を「補填」に改め、同項第七号中「火災共済協同組合及び中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の九第一項第三号」を「中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の九第三項に規定する火災等共済組合(第四項において「火災等共済組合」という。))及び同条第一項第三号」に改め、同条第四項中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条第十一項中「第五十五條の五第六項」を「第五十五條の二第三項」に改め、同条第十二項中「補てん」を「補填」に改める。

第五十七條の六第一項中「補てん」を「補填」に改め、同条第七項中「第五十五條の五第六項」を「第五十五條の二第三項」に改め、同条第八項中「補てん」を「補填」に改める。

第五十七條の七第一項第二号中「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第六項中「政令で定めるところにより」から当該事業年度開始の日以後一年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。))を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度及び、当該中部国際空港整備準備金の金額については、を削り、同条第八項中「第五十五條の五第六項」を「第五十五條の二第三項」に改め、同条第十一項中「第七項及び」を削り、第六項を「第七項」に改める。

第五十七條の七の二第五項中「政令で定めるところにより」から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。))を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度及び、当該中部国際空港整備準備金の金額については、を削り、同条第八項中「第五十五條の五第六項」を「第五十五條の二第三項」に改め、同条第十一項中「第七項及び」を削り、第六項を「第七項」に改める。

第五十七條の八第六項中「政令で定めるところにより」から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。))を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む

事業年度)までの各事業年度及び、当該特別修繕準備金の金額については、を削り、同条第九項中「第五十五條の五第六項」を「第五十五條の二第三項」に改め、同条第十七項中「第八項及び」を削り、第七項を「第八項」に改める。

第五十八條第三項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第六項中「政令で定めるところにより」から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。))を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度及び、当該採鉱準備金の金額又は海外採鉱準備金の金額については、を削り、同条第八項中「第五十五條の五第六項」を「第五十五條の二第三項」に改め、同条第十四項中「第五十五條第一項に規定する特定株式等」を「第五十五條第二項第六号の特定株式等(当該海外自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。))」に、同項及び同条第九項を「同条第一項及び第九項」に改め、同条第十五項中「第九項」を「第八項及び前項に定めるもののほか、第九項」を「同項から第七項まで及び第九項から第十三項まで」に改める。

第六十條第一項中「指定の日以後」を「提出の日以後」に改め、(同表の第三号の上欄に掲げる法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の二十に相当する金額を限度とする。)を削り、同項の表の第一号の上欄中「第二十九條第一項」を「第二十八條第五項」に、指定を「提出」に改め、同号の中欄中「同項の規定により」を「同法第二十九條第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第四十一條第二項第二号に規定する」に、指定されたを「定められている」に改め、(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)を削り、同表の第三号を削り、同条第六項中「地区」の下に、又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区を加え、同項に「を」第一項に規定する提出の日又は第二項に「に、同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に、又は第二項を加え、同項を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に、又は第二項を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に、又は第二項を加え、同項を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「第四十二條の九」を「第四十二條の九第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖繩振興特別措置法第五十六條第一項の規定による認定を同法第五十五條第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人に該当するもの(当該指定の日以後に設立された法人で、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。))が、当該各事業年度(当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間(当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間)内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。))において、当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度終了の日における当該内国法人の当該地区内の事業所で当該内国法人の事業に従事する者の数の当該内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十条の二第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に、「第四項」を「第五項」に改め、ものとし、第四十二条の十一又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く、を削り、同条第六項中、「第二項、第三項」を「第二項から第四項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 第四十二条の十第一項から第三項まで又は第四十二条の十一第一項から第三項までの規定
二 第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三 第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十一条第二項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十七年三月三十一日」に改める。
第六十一条の二第一項中、「第十二条の二第二項」を、「第十三条第二項」に改め、同条第四項中、「政令で定めるところにより」から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度）及び、当該農業経営基盤強化準備金の金額については、を削り、同条第六項中、「第五十五条の五第六項」を、「第五十五条の二第三項」に改める。

第六十一条の三第一項中、「適格現物分配」を「法人税法第二十一条の六に規定する現物分配」に改め、第七十二条第一項第一号の下に、又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号を加え、同項に、を、「同法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に」に改める。

第六十一条の四第四項中、「前項第二号」を、「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中、「第二号」を、「以下この項」に、「をい」を、「をい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二十一条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く、第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう」に改め、同項第二号中、「飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二十一条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く）」を、「飲食費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項第一号に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限りに適用する。

第六十一条の四第二項を同条第三項とし、同条第一項中、「法人が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（を、前項の場合において、法人のうち「に、法人（を、もの（に、は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない）」を、をもつて、前項に規定するを超える部分の金額とすることができ」に改め、同項各号中、「当該交際費等」を、「前項の交際費等」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

法人が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第六十二条第一項中、「から平成二十六年三月三十一日まで」の間、を、「以後」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に、「第四十二条の十第五項」を加え、同条第六項第二号を次のように改める。

二 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中、並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一の四第一項中、並びに次条第七項及び第八項」とあるのは、「次条第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の五第七項中、並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十三第一項中、並びに前条第七項及び第八項」とあるのは、「前条第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」とする。

第六十二条第七項中、「法令の規定」の下に、「及び地方法人税の申告又は還付に関する地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十二条の三第一項中、「第四十二条の六第五項」を、「第四十二条の六第十二項」に改め、第四十二条の九第四項の下に、「第四十二条の十第五項」を加え、同条第二項第一号イ②中（連結法人）を（他の連結法人）に、他の連結法人を、法人にあつては当該他の連結法人を含み、外国法人にあつては法人税法第三十八条第一項第一号に規定する本店等」に改め、同条第四項中、「平成二十五年十二月三十一日」を、「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同項第九号中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同項の次に次の一号を加える。

九の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百四十四条第一項の請求に基づく同法第二十一条第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第二百三十三条に規定する認定買受計画に、同法第九号第一項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二十一条第一号に規定するマンション（良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものに限る。）に関する事項、当該土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施設に関する事項その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。以下この号において同じ。）を実施する者に対する土地等の譲渡又は当該マンション敷地売却事業に係る同法第二百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第二百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づく当該マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション敷地売却事業の用に供されるもの

第六十二条の三第四項第十号中、「前号」を、「第九号」に改め、同項第十一号中、「前号まで」を「第九号まで、前号」に改め、同条第五項中、「平成二十五年十二月三十一日」を、「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同条第八項中、「第四十二条の六第五項」を、「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に、「第四十二条の十第五項」を加え、同条第十項中、「法人税法第二百四十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く）」を、「確定申告書等」に、「第五項に」を、「同項に」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中、並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二の四第一項中、並びに次条第七項及び第八項」とあるのは、「次条第七項及び第八項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十三第一項中、並びに前条第七項及び第八項」とあるのは、「前条第七項及び第八項並びに第六十二条の三」とする。

第六十二条の三第十二項中、「法令の規定」の下に、「及び地方税法の申告又は還付に関する地方税法その他地方税法に関する法令の規定」を加え、同条第十三項中、「平成二十五年十二月三十一日」を、「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十三条第一項中、「第四十二条の六第五項」を、「第四十二条の六第十二項」に改め、第四十二条の九第四項の下に、「第四十二条の十第五項」を加え、同条第二項第一号中、「連結法人」の下に、「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第七項中、「平成二十五年十二月三十一日」を、「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十五条第一項第六号中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を、「同項第十六号」に改める。

第六十五条の三第一項第四号中、「又は独立行政法人国立科学博物館」を、「独立行政法人国立科学博物館又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもの）のうち政令で定めるものに限る。」に改める。

第六十五条の四第一項第八号中、「第五十一条第一項」を、「第六十一条第一項」に改め、同項第十号中、「第七十三条第一項」を、「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を、「都市再生推進法人」に改め、規定する都市再生整備計画の下に、「又は同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画」を、「当該都市再生整備計画」の下に、「又は立地適正化計画」を加え、同項第十三号口中、「第四十一条第二項」を、「第四十九条第二項」に改め、同項第二十二号中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 建築物の耐震改修の促進に関する法律第五十三条第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）に該当する決議要除却認定マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションをいう。以下この号において同じ。）の敷地の用に供されている土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第百十三条に規定する認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同項第一号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が実施された場合において、当該土地等に係る同法第百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づき同法第百五十一条の規定による同法第百四十二条第一項第三号の分配金を取得するとき又は当該土地等が同法第百二十四条第一項の請求により買い取られたとき。

第六十五条の四第一項第二十五号中、「第十三条の二第二項」を、「第十六条第二項」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（を、「農地利用集積円滑化団体等（に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を、「農地利用集積円滑化団体等が、に、又は一般財団法人」を、「若しくは一般財団法人である同法第十五条第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構」に改め、同条第二項及び第三項中、「又は第二十二号」を、「第二十二号又は第二十二号の二」に改める。

第六十五条の七第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中、「取得が」を、「取得を」に、「譲渡が」を、「譲渡を」に改め、同号の下欄を次のように改める。

既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置（農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては、次に掲げる区域（口）に掲げる区域にあつては、都市計画法第七條第一項の市街地調整区域と定められた区域を除く。）内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては同項の市街地調整区域と定められた区域（以下第三号までにおいて「市街地調整区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。）

イ 市街地調整区域のうち都市計画法第七條第一項ただし書の規定により区域区分（同項に規定する区域区分をいう。）を定めるものとされている区域

ロ 首都圏整備法第二條第五項又は近畿圏整備法第二條第五項に規定する都市開発区域その他これに類するものとして政令で定める区域

第六十五条の七第一項の表の第二号の下欄中、「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」を、「土地等（その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接する土地等に限る。）」、建物、構築物又は機械及び装置」に、「当該法人の上欄に規定する事業」を、「農業経営基盤強化促進法第十二條第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた法人（第七号において「認定農業法人」という。）の農業」に改め、同表の第三号の上欄を次のように改める。

三 次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等（平成二十六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となつた日のいづれか遅い日以後に取得（贈与による取得を除く。）をされたものを除く。）」、建物又は構築物でそれぞれ次に定める場合に譲渡をされるもの

イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区 同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

ロ 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

ハ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄中、「特定資産」を、「土地等、建物、構築物又は機械及び装置」に改め、同表の第四号の上欄中、「次に掲げる区域（以下この号において「都市開発区域等」という。）及び誘致区域」を、「過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（同項に規定する過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第三十三條第一項の規定に基づいて新たに同法第二条第一項に規定する過疎地域に該当することとなつた区域その他政令で定める区域を除く。以下この号において「過疎地域」という。）に改め、同欄のイ及びロを削り、同号の下欄中、「都市開発区域等内にある特定資産（上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。）」を、「過疎地域内にある特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号及び第六号において同じ。）」に改め、同号を同表の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 都市再生特別措置法第九十五条第一項に規定する都市機能誘導区域（以下この号において「都市機能誘導区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物

都市機能誘導区域内にある特定資産で、当該都市機能誘導区域内における同項に規定する誘導施設等整備事業に係る同法第九十九条に規定する認定誘導事業計画に記載された同項に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるもの

- 2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該内部取引の内容及び当該内部取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。
 - 一 棚卸資産の販売又は購入 次に掲げる方法
 - イ 独立価格比準法（特殊の関係（第六十六条の四第一項に規定する特殊の関係をいう。口において同じ。）にない売手と買手が、内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）
 - ロ 再販売価格比準法（内部取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（口において「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）
 - ハ 原価比準法（内部取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）
 - ニ イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法
 - 二 前号に掲げる取引以外の取引 同号イからニまでに掲げる方法と同等の方法
- 3 外国法人の各事業年度における内部寄附金の額（当該外国法人の当該事業年度の内部取引において当該外国法人の恒久的施設が当該外国法人の本店等に対して支出した額のうち法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額に相当するものをいう。）は、当該外国法人の各事業年度の同法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該外国法人の当該金額につき同法第四十二条第二項の規定により同法第三十七条の規定に準じて計算するときは、同条第一項中「次項」とあるのは、次項又は租税特別措置法第六十六条の四の第三項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）と読み替えるものとする。
- 4 国税庁の当該職員又は外国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人が第十一項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該外国法人の各事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。
- 5 国税庁の当該職員又は外国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

| | | |
|--|--|----------------------------|
| 6 前二項の規定による当該職員の権限は犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 | 6 前二項の規定による当該職員の権限は犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 | |
| 7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 | 7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 | |
| 8 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 | 8 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 | |
| 一 第四項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 | 一 第四項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 | |
| 二 第四項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者 | 二 第四項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者 | |
| 9 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。 | 9 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。 | |
| 10 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 | 10 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 | |
| 11 第六十六条の四第四項、第六項及び第十五項から第二十一項まで並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 | 11 第六十六条の四第四項、第六項及び第十五項から第二十一項まで並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 | |
| 第六十六条の四第四項 | 同項 | 第六十六条の四の第三項 |
| 寄附金の額 | 同条第三項に規定する内部寄附金の額 | |
| 所得 | 法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得 | |
| 第一項 | 第六十六条の四の第三項 | |
| 所得 | 法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得 | |
| 法人税法 | 同法 | |
| 第六十六条の四第六項第一号 | 第二項第一号口 | 第六十六条の四の第三項第一号 |
| 第六十六条の四第六項第二号 | 第二項第一号二 | 第六十六条の四の第三項第一号二 |
| 第六十六条の四第十項 | 当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の | 第六十六条の四の第三項に規定する本店等の名称及びその |
| 第六十六条の四第十項 | 同項の | 第六十六条の四の第三項の |
| 第六十六条の四第十七項 | 租税特別措置法第六十六条の四第十七項（ | 租税特別措置法第六十六条の四の第三項（ |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|--|---|---|-------------------|---------------------------------|-------------------|-------------------------------------|--|-------------------------------------|-------------------------|------------------|
| 及び同法 又は租税特別措置法 | 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号） | 並びに租税特別措置法 | 、租税特別措置法 | 当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた | 第六十六條の四第二十項 | 租税特別措置法 | 法人と当該法人に係る国外関連者 | 第六十六條の四第二十項 | 国外関連取引に係る第一項に規定する | 第六十六條の四の二第二項 | 第六十六條の四の二第二項 | 第六十六條の四の二第二項 | 第六十六條の四の二第二項 | 猶予の要件等、 猶予）又は |
| 及び同法第六十六條の四の三第十一項において準用する同法 | 又は租税特別措置法第六十六條の四の三第十一項において準用する同法 | 並びに租税特別措置法第六十六條の四の三第十一項において準用する同法 | 、租税特別措置法第六十六條の四の三第十一項において準用する同法 | 第六十六條の四の三第一項に規定する内部取引の対価の額とした額と異なる額とした | 租税特別措置法第六十六條の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法 | 租税特別措置法第六十六條の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法 | 外国法人の恒久的施設と当該外国法人 | 第六十六條の四の三第一項に規定する内部取引に係る同項に規定する | 第六十六條の四の三第一項に規定する | 第六十六條の四の三第十一項において準用する同法第六十六條の四の二第二項 | 第六十六條の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六條の四の二第二項 | 第六十六條の四の三第十一項において準用する同法第六十六條の四の二第二項 | 猶予の要件等）の規定、 猶予）の規定又は | |

若しくは租税特別措置法
若しくは租税特別措置法第六十六條の四の三第十一項において準用する同法

含む。）又は租税特別措置法第六十六條の四の三第十一項において準用する同法

12 第四項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項から第三項まで、第五項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六條の五第五項第九号中、「第六百六十四條第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者又は法人税法第四百一十條第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該非居住者又は外国法人のこれらの規定に定める」を、「第六百六十四條第一項第一号又は法人税法第四百一十條第一号に掲げる」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中、「及び前項」を削り、同項を同条第十項とする。

第六十六條の五の二第二項中、「及び第四項第二号」を、「第四項第二号及び第九項第一号口」に、「同号」を、「第四項第二号」に改め、同条第七項中、「法人」を、「内国法人」に改め、同条第八項中、「法人の」を、「内国法人の」に、「当該法人に」を、「当該内国法人に」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 外国法人に係る第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項及び第四項第二号の関連者支払子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとし、イに掲げる金額を含み、ロに掲げる金額を除くものとする。

イ 法人税法第三百三十八條第一項第一号に規定する内部取引において当該外国法人の当該恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対する支払子等に該当することとなる金額

ロ 法人税法第四百二十二條の五第一項の規定により当該外国法人の当該事業年度の同法第四百一十條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に係るものとする。

のつち、当該外国法人の関連者等に対する支払子等の額に相当するものとして政令で定める金額

二 第一項の控除対象受取子等合計額、第四項第一号の関連者純支払子等の額及び同項第二号の支払子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

三 第一項の調整所得金額は、当該外国法人の法人税法第四百一十條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に係るものとする。

第六十六條の五の二第十項中、「前三項」を、「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第四百二條の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以下となる場合には、第一項の規定は、適用しない。

11 外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第四百二條の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、同条第一項の規定は、適用しない。

第六十六條の五の三第十項中、「第四百二十二條に規定する」を、「第四百一十條第一号イに掲げる」に、「国内において」を、「恒久的施設を通じて」に改める。

第六十六條の六第八項中、「第二十二項」を、「第二十二項」に改める。

第六十六條の七第一項中、「第十三項」を、「第二十一項」に改め、除く。）の下に、「及び地方税法第十二條」を加え、同条第八項を、「法人税法第六十九條第十四項」に改める。

第六十六条の九の二第九項中、「第二条第二十二項」を、「第二十二項」に改める。
 第六十六条の九の三第一項中、「第十三項」を、「第二十一項」に改め、除く。の下に、「及び地方
 法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を、「法人税法第六十九條第十四項」に改める。
 第六十六条の十一の二第五項に後段として次のように加える。
 第六十六条の十一の二第五項に後段として次のように加える。

この場合における地方法人税法の規定の適用については、同法第二条第二十二項中、「第十四条」とあるのは、「第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項」とする。
 第六十六条の十三第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改める。
 第六十七条の三第一項中、「平成二十七年三月三十一日」を、「平成三十年三月三十一日」に改める。
 第六十七条の五第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五の二の次に次の一条を加える。
 (特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例)
 第六十七条の五の三 法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に
 関する法律第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて同法第二十九條第一項に規
 定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の
 設定は、その設定の日以後に終了する当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、法人税法第
 六十二條第一項に規定する資産の販売等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、
 同条第六項第二号中、「提供の期日」とあるのは、「提供の期日(租税特別措置法第六十七條の五の
 三第一項(特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例)に規定する公共施設等
 運営権の設定の場合には、その設定の日)とする。

2 前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、
 政令で定める。
 第六十七條の六第一項中、「内国法人等に対して支払う」を削り、同条第二項中、「第四百二十二條」
 を、「第四百二十二條第二項」に、「同条」を、「同項」に改める。
 第六十七條の七第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成三十一年三月三十一日」に改め
 る。

第六十七條の八から第六十七條の十一までを次のように改める。
 第六十七條の八から第六十七條の十一まで 削除
 第六十七條の十四第三項の表第六十一條の四第一項の項中、「第六十一條の四第一項」を、「第六十
 一條の四第二項」に改める。
 第六十七條の十五第一項第二号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト 当該事業年度終了の時ににおいて有する投資法人法第二條第一項に規定する特定資産のうち
 有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時に
 おいて有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えているこ
 と。

第六十七條の十五第二項中、「株式」との下に、「同条第十七項に規定する新投資口予約権は新株
 予約権と、それぞれ」を加え、同条第四項の表第六十一條の四第一項の項中、「第六十一條の四第
 一項」を、「第六十一條の四第二項」に改め、同条第十項中、「第一項」を、「第一項第一号口(1)に該当す
 るものであることその他の要件を満たす投資法人に係る同項第二号トに掲げる要件の特例その他同
 項」に、「の適用その他」を、「及び」に改める。

第六十七條の十六第一項中、「行う事業につき法人税法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げ
 る外国法人に該当する」を、「恒久的施設を通じて事業を行う」に、「第四十一條の二十一第一号各号」
 を、「同条第一項各号」に、「同法第四百四十一條第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を、「当該投
 資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないもの」に、「同法その他」を、「法人税法

その他」に改め、同条第二項中、「第六十一條第一号の二」を、「第六十一條第一項第四号」に、「第
 百六十一條」を、「第六十一條第一項」に、「第三百三十八條」を、「第三百三十八條第一項」に、
 「第六十五條第一項において準用する同法第七十四條第一項」を、「第六十四條の六第一項」に
 改め、同条第三項中、「第三百三十八條」を、「第三百三十八條第一項」に改め、「に係る所得の金額」を削
 る。

第六十七條の十七の見出し中、「利子等」を、「償還差益等」に改め、同条第一項中、「利子及び」を
 削り、同条第二項中、「利子等及び」を削り、同条第三項中、「利子及び」を削り、同条第四項中、「第
 四十一條の十二第七項に規定する割引債(次項において「割引債」という。)の同条第七項に規定す
 る償還差益(次項において「償還差益」という。)及び」を削り、「国内において」を、「恒久的施設を
 通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を、「係るもの」に、「第三百三十八條第一
 号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を、「第三百三十八條第一項第二号に掲
 げる国内源泉所得」に改め、同条第五項中、「法人税法第四百四十一條第三号から第四号までに掲げる」
 を削り、「割引債(第四十一條の十二第三項)を、「第四十一條の十二第七項に規定する割引債(同条
 第三項)に、以下この項において同じ。)を、「)の同条第七項に規定する」に、「外国法人の発行
 する割引債の償還差益にあつては前項に規定する政令で定めるものに限るものとし、同法第四百四
 十一條第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受けるものにあつてはその者のこれらの規定に規
 定する事業に帰せられないものに限る」を、「法人税法第四百四十一條第一号に掲げる国内源泉所得
 に該当するものを除く」に、「同条第二号イ、第三号イ又は第四号イ」を、「同号口又は同条第二号」
 に改め、同条第七項中、「同項に規定する特定利子(次項において「特定利子」という。)及び」を削
 り、「(同条第一項)を、「(同項)に改め、同条第八項中、「特定利子又は」を削り、同条第十項中、「利
 子及び償還差益」を、「償還差益」に改め、「利子等及び」、第二條第一項第四号に規
 定する国内に、及び(以下この項において、国内に恒久的施設を有する外国法人」という。)を削
 り、又は国内に、を、「又は」に、「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で
 定める」を、「法人税法第四百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第十
 一項中、「利子等又は」を削り、同条の次に次の一条を加える。
 (国外所得金額の計算の特例)
 第六十七條の十八 内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内
 国法人の法人税法第六十九條第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等(第
 十項において「国外事業所等」という。)との間の同号に規定する内部取引(以下この条において
 「内部取引」という。)の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該内国法人
 の当該事業年度の同法第六十九條第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る
 収益の額が過大となるとき、又は損失等の額(当該内部取引に係る同法第二十二條第三項各号に
 掲げる額に相当するものをいう。)が過少となるときは、当該内国法人の当該事業年度の同法第六
 十九條第一項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によ
 るものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第六十六條
 の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。
 3 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国
 法人が第十項において準用する第六十六條の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその
 写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該内国法人の各事業年度における
 内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要
 と認められる範囲内において、当該内国法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に
 質問し、当該事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気
 的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子
 計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当
 該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を検査し、又は当該帳簿書類その写しを含む。)の
 提示若しくは提出を求めることができる。

第六十七條の十八 内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内
 国法人の法人税法第六十九條第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等(第
 十項において「国外事業所等」という。)との間の同号に規定する内部取引(以下この条において
 「内部取引」という。)の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該内国法人
 の当該事業年度の同法第六十九條第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る
 収益の額が過大となるとき、又は損失等の額(当該内部取引に係る同法第二十二條第三項各号に
 掲げる額に相当するものをいう。)が過少となるときは、当該内国法人の当該事業年度の同法第六
 十九條第一項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によ
 るものとする。

| | | | |
|-------------|--|---|---|
| | | 4 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類(その写しを含む)を留め置くことができる。 | |
| | | 5 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 | |
| | | 6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 | |
| | | 7 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 二 第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者 | |
| | | 8 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。 | |
| | | 9 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 | |
| | | 10 第六十六条の四第六項及び第六項から第二十一項まで並びに第六十六条の四の二の規定は、国外事業所等を有する内国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 | |
| 第六十六条の四第六項 | 第一項 所得の金額又は欠損金額 | 第六十七条の第十八第一項 | 法人税の額から控除する金額 |
| 第六十六条の四第十項 | 同項の | 第六十七條の第十八第一項の | 第六十七條の第十八第一項の |
| 第六十六条の四第十七項 | 租税特別措置法第六十六条の四第十七項(及び同法 又は租税特別措置法 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) 並びに租税特別措置法 | 租税特別措置法第六十七条の第十八項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四第十七項(及び同法第六十七條の第十八第十項において準用する同法 | 租税特別措置法第六十七條の第十八第十項において準用する同法第六十七條の第十八第十項において準用する同法 |
| 、租税特別措置法 | | 八、租税特別措置法第六十七條の第十項において準用する同法 | |

| | | | |
|--------------|--------------|--|--|
| 第六十六條の四第十項 | 第六十六條の四第二十一項 | 第六十六條の四第二十一項 の居住者又は法人とされる の居住者又は法人とされる の居住者又は法人とされる の居住者又は法人とされる | 第六十六條の四第二十一項 の居住者又は法人とされる の居住者又は法人とされる の居住者又は法人とされる の居住者又は法人とされる |
| 第六十六條の四の二第四項 | 第六十六條の四の二第一項 | 第六十六條の四の二第一項 第六十六條の四の二第一項 第六十六條の四の二第一項 第六十六條の四の二第一項 | 第六十六條の四の二第二項 第六十七條の第十八第十項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第一項(第六十七條の第十八第十項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項) |
| 第六十六條の四の二第六項 | 第六十六條の四の二第二項 | 第六十六條の四の二第二項 第六十七條の第十八第十項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項 | 第六十七條の第十八第十項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項(第六十七條の第十八第十項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項) |
| 第六十七條の第十八第十項 | 第六十七條の第十八第十項 | 第六十七條の第十八第十項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項 | 第六十七條の第十八第十項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項 |

11 第三項の帳簿書類(その写しを含む)の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の三第一項から第三項までの規定中「第四百四十二條」を「第四百四十二條第二項」に改め、第六十八條の三の二第九項から第十項までを削り、同條第十二項中「第七項及び第八項」を前二項に改め、及び前三項を削り、同項を同條第九項とする。

第六十八條の三の第三項中(第一号)を(以下この項)に改め、同項第二号八を同号二とし、同号口の次に次のように加える。

八 当該事業年度終了の時に於て有する投資信託法第二条第一項に規定する特定資産のうち有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時に於て有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。

第六十八條の三の第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項及び第八項」を前二項に改め、及び前三項を削り、同項を同条第九項とする。

第六十八條の三の第四項中「第五十五條」を「第五十五條から第五十五條の三まで」に改め、同条第二項中「第四十二條の六第三項」を「第四十二條の六第九項」に改め、第四十二條の九第二項の下に、「第四十二條の十第三項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合(当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く)には、当該外国法人の法人税法第四百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第五十五條の二、第五十五條の三及び第五十七條の八の規定その他政令で定める規定を適用する。

4 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた日(その有することとなつた日を含む事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限り)には、当該外国法人の法人税法第四百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、第四十二條の四第三項及び第七項、第四十二條の五第三項、第四十二條の六第九項、第四十二條の九第二項、第四十二條の十第三項、第四十二條の十一第三項並びに第四十二條の十二の四の規定その他政令で定める規定を適用する。

第六十八條の四「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八條の八第五項中「法令の規定」の下に、及び地方税法その他地方税法に關する法令の規定」を加える。

第六十八條の九第一項中「第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八條の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、第六十八條の十三の下に、「第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、並びに第六十八條の十五の五を「第六十八條の十五の五並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 増加試験研究費の額(当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額から比較試験研究費の合計額(当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。以下この号において同じ。)を控除した残額をいう。以下この号において同じ。)が比較試験研究費の合計額の百分の五に相当する金額を超え、かつ、当該試験研究費の額の合計額が基準試験研究費の額を超える場合、当該増加試験研究費の額に百分の三十(増加試験研究費割合(当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の合計額に対する割合をいう。以下この号において同じ。))が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合)を乗じて計算した金額

第六十八條の九第十一項中「第六十八條の十一第五項」を「第六十八條の十一第十二項」に改め、第六十八條の九第十四項の下に、「及び地方税法」を加え、同条第十七項中「第二編第一章の二」の下に、「及び地方税法」を加え、ついで、同法を「ついで、法人税法」に、「とす」を、「と、地方税法」に、「とす」を、「と、地方税法」に、「とす」とあるのは、「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八條の九第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第

九項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、(同法)とあるのは、「(法人税法)とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方税法の規定」に改める。

第六十八條の九の第二項中「次項」を「同項」に、「次項」を「第七項」に改め、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第十三項から第十九項まで」に、「第五項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第十二項の」に改め、法人税法の下に、及び地方税法」を加え、ついで、同法を「ついで、法人税法」に、「第六十八條の十一第五項」を「第六十八條の十一第十二項」に、「金額」とするほか、同法に、「金額の合計額」と、地方税法第十五條第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは、「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八條の九第一項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、(同法)とあるのは、「(法人税法)とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方税法の規定」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「第二項又は第

九項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、(同法)とあるのは、「(法人税法)とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方税法の規定」に改める。

第六十八條の九の第二項中「次項」を「同項」に、「次項」を「第七項」に改め、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第十三項から第十九項まで」に、「第五項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第十二項の」に改め、法人税法の下に、及び地方税法」を加え、ついで、同法を「ついで、法人税法」に、「第六十八條の十一第五項」を「第六十八條の十一第十二項」に、「金額」とするほか、同法に、「金額の合計額」と、地方税法第十五條第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは、「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八條の九第一項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、(同法)とあるのは、「(法人税法)とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方税法の規定」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「第二項又は第

三項」を「第七項から第九項まで」に改め、第二編第一章の二の下に「及び地方法人税法」を加え、ついで、同法を「ついで、法人税法」に、第六十八條の十一、第二項若しくは第三項を「第六十八條の十一、第七項から第九項まで」に、並びに「を」及び「に」を「第六十八條の十一、第二項及び第三項」を「第六十八條の十一、第七項から第九項まで」に、同条第二項及び第三項を「同条第七項から第九項まで」に、とする。を」と、地方法人税法第六十五條第一項中「第七項に掲げる金額」とあるのは、「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八條の十一、第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法」とあるのは「(法人税法」とする。同項を同条第二十項とし、同条第十項中「第三項の規定は」を「第九項の規定は」に、第四項を「第十一項」に、第四十二條の六、第二項を「第四十二條の六、第七項」に、第四十二條の六、第三項を「第四十二條の六、第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 第十項の規定は、前項の規定にかかわらず、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、第九項の規定による控除の対象となる第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に計算される金額につき同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第六十八條の十一、第九項中「第二項」を「第七項及び第八項」に、同項を「これら」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第八項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八條の十一、第七項中「から第三項まで」を「から第四項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改め、第六十八條の十三、第四項の下に「第六十八條の十四、第五項」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「前項」を「第九項」に改め、()における「の」下に「第七項又は第八項に規定する」を加え、「第四十二條の六、第二項」を「第四十二條の六、第七項又は第八項」に、「第二項」を「第七項又は第八項」に、「同条第二項」を「同条第七項又は第八項」に、「同条第三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「につき」の下に「第七項又は」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特例対象連結事業年度の特定期間内に、特定生産性向上設備等(特定機械装置等)のうち生産性向上設備等であつて第六十八條の十五の六、第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。以下この項において同じ。でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作し、これを国内において、当該特定生産性向上設備等につき第三項及び第五項の規定の適用を受けるときは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特例適用連結事業年度(法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む連結事業年度を除く。)における前項の規定の適用については、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等(特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。)の取得価額の合計額の百分

の七(特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十)に相当する金額を、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の同項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算する。

第六十八條の十一、第二項中「この項に」を「この条に」に、「前項」を「第一項及び第二項」に、「次項及び第五項」を「から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八條の十三」の下に「第六十八條の十四、第二項、第三項及び第五項」を加え、並びに第六十八條の十五の五を「第六十八條の十五の五並びに第六十八條の十五の六、第七項及び第八項」に、「第四項まで」を「第九項まで及び第十一項」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等(第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内において、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項、第二項及び前項の規定の適用を受けないときは、特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人の税額控除限度額次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。以下この項において同じ。及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該特定供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該特定供用年度の法人税額基準額(当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額(当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額(当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき同項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一 中小連結親法人又はその中小連結子法人のうち次号に掲げる連結法人以外の連結法人。その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額

二 特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人。その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額

第六十八條の十一、第一項の次に次の五項を加える。

2 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間(以下第十項までにおいて「特定期間」という。)内に、特定機械装置等(第六十八條の十五の六、第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの(以下この項において「特定生産性向上設備等」という。))でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内において、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度のうち平成二十六年四月一日以後に終了する連結事業年度(第八項において「特定供用年度」という。)の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第八十一條の三、第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一條第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額とする。

3 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した連結事業年度（同日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この条において「特別対象連結事業年度等」という。）の特定期間内、特定機械装置等のうち第六十八条の十五の六第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（次項及び第十項において「生産性向上設備等」という。）であつて同条第三項に規定する政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合に、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の同日を含む連結事業年度（以下この条において「特別適用連結事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特別対象連結事業年度等）において第六十八条の十五の六第三項に規定する他の特別償却等に関する規定（第四十條において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特別適用連結事業年度開始の時ににおける帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により特定機械装置等のうち生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（第四十二條の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当するものに限る。以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特別対象連結事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の特定期間内に、取得したものの（その製作の後事業の用に供されたことのないもの）に限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）又は製作したものに限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）であつて第六十八条の十五の六第四項に規定する政令で定める規模のもの（以下この項において「特定特定期間内に国内にある当該被合併法人等の営む指定事業の用に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特別適用連結事業年度終了の日までの間に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合に、当該特別適用連結事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特別対象連結事業年度等）において同条第四項に規定する他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特別適用連結事業年度開始の時ににおける帳簿価額）当該特別適用連結事業年度が当該特定適格合併等の日を含む連結事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5 中小連結親法人又はその中小連結子法人で、前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第八十一条の第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結親法人の決算において費用又は損失として経理すること）をいう。以下この章において同じ。）の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の備金の計算上損金の額に算入する。

6 前項の規定の適用を受けた中小連結親法人又はその中小連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二條の第三項第五号から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。第六十八条の十三第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第四項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「第六十八条の十五の五」を「次条第五項、第六十八条の十五第五項」に改め、同条第八項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方税法」を加え、「ついで、同法」を「ついで、法人税法」に、「とする」を「と、地方税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは、「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「同法」とあるのは「法人税法」とする。に改め、同条第九項中「法人税法」の下に「及び地方税法」を加え、「ついで、同法」を「ついで、法人税法」に、「金額」とあるのは「金額」とする。同法」を「金額の合計額」と、地方税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「同法」とあるのは「法人税法」とする。同法」を「同法」に、「同法の規定」を「同法及び地方税法の規定」に改め、同条第十項中「第五項」の下に「から第七項まで」を加え、及び第六項から第八項まで」を削る。

第六十八条の十四を次のように改める。
 （国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）
 第六十八条の十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定事業（国家戦略特別区域法第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条において同じ。）の同法第八条第二項第二号に規定する実施主体として同法第十一条第一項に規定する認定区域計画（以下この項及び次項において「認定区域計画」という。）に定められたもの（以下この条においてそれぞれ「実施連結親法人」又は「実施連結子法人」という。）が、同法附則第一条第一号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域（次項において「国家戦略特別区域」という。）内において、当該認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された第四十二條の十一第一項に規定する特定機械装置等（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の特定事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その特定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十二項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（第四十二條の十第一項各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）との合計額とする。

- 2 実施連結親法人又はその実施連結子法人が、指定期間内に、国家戦略特別区域内において、その認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八條の九、第六十八條の十第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一第七項から第九項まで及び第十二項、前条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の五並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項並びに法人税の額として、国税通則法第十三条から第八十一条の十七までの規定を適用しない）で計算した場合の法人税の額とし、同条第二項から第四項に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該実施連結親法人の税額控除限度額（その特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各実施連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該実施連結親法人又はその各実施連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該実施連結親法人又はその実施連結子法人に帰せらるる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。
- 3 連結親法人又は当該実施連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該実施連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該実施連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該実施連結親法人又はその実施連結親法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額）（当該連結事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該実施連結親法人又はその連結子法人に帰せらるる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該実施連結親法人又はその連結子法人に帰せらるる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。
- 4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該実施連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該実施連結親法人による法人税法第二十三条第二号に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十二に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしなくてもお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（以下同条第三項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。）以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額（合計額をいう。）
- 5 連結親法人又は当該実施連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しの日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限り）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項までの規定、第六十八條の九第十一項、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第二項、前条第四項、次条第五項、第六十八條の十五の四第五項、第六十八條の百第一項及び第六十八條の百八第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。
- 6 実施連結親法人又はその実施連結子法人が、第四十二条の十第一項第一号に掲げる減価償却資産のうち同号に規定する開発研究の用に供されるもの（以下この項及び次項において「開発研究用資産」という。）につき第一項の規定の適用を受ける場合には、当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の同号に規定する開発研究の用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、第六十八條の九第十二項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び第六十八條の九の二の規定を適用する。
- 7 実施連結親法人若しくはその実施連結子法人の第六十八條の九第三項若しくは第七項（これらの規定を第六十八條の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結所得の金額に算入される額に算入される第六十八條の九第一項に規定する試験研究費の額又は当該実施連結親法人若しくはその実施連結子法人の同条第三項若しくは第七項に規定する前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（当該実施連結親法人の同条第三項又は第七項に規定する前連結事業年度がない場合には、当該連結事業年度開始の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額）のうち、開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における第六十八條の九第三項又は第七項の規定の適用については、同条第三項及び第七項中、試験研究費の額の合計額が」とあるのは、試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八條の十四第一項の規定の適用を受ける同条第六項の開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が」とする。
- 8 第一項の規定は、実施連結親法人又はその実施連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。
- 9 第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結子法人については、適用しない。
 - 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該実施連結親法人
 - 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
 - 三 清算中の連結子法人
- 10 第一項の規定は、連結確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 11 第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第三項第一号中「第六十八條の十一第一項」の下に、「若しくは第二項」を加え、第六十八條の十五第一項を「第六十八條の十四第一項、第六十八條の十五第一項、第六十八條の十九」に改め、同条第八項中「第二編第一章の二」の下に、「及び地方税法第五條」を加え、ついで「同法」を「ついで、法人税法」に、「とす」を、「と、地方税法第五條第一項中、第三号に掲げる金額」とあるのは、「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八條の十五の第三項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「同法」とあるのは、「法人税法」とする」に改める。

第六十八條の十五の四第二項中「第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八條の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、第六十八條の十三の下に、「第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、並びに次条を、「次条並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第五項中「第六十八條の十一第五項」を「第六十八條の十一第十二項」に改め、第六十八條の十三第四項の下に、「第六十八條の十四第五項」を加え、同条第十一項中「第二編第一章の二」の下に、「及び地方税法」を加え、ついで「同法」を「ついで、法人税法」に、「とす」を、「と、地方税法第五條第一項中、第三号に掲げる金額」とあるのは、「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八條の十五の四第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「同法」とあるのは、「法人税法」とする」に改め、ついで「同法」を「ついで、法人税法」に、「とす」を、「と、地方税法第五條第一項中、第三号に掲げる金額」とあるのは、「第三号に掲げる金額」とする」に改め、同条第十二項中「及地方税法」とあるのは、「及及び地方税法」とする」と、地方税法第五條第一項中、第一号に掲げる金額」とあるのは、「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八條の十五の四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「同法」とあるのは、「法人税法」とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方税法の規定」に改める。

第六十八條の十五の五第一項中「連結親法人事業年度」の下に、「(以下この項において「連結親法人事業年度」という。)を加え、平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の五以上」を「百分の五(連結親法人事業年度が平成二十七年四月一日前に開始する連結親法人事業年度にあつては百分の二とし、連結親法人事業年度が同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結親法人事業年度にあつては百分の三とする)以上」に、「第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八條の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、第六十八條の十三の下に、「第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、並びに前条第二項、第三項及び第五項を、「前条第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を」を「を」に改め、同条第二項第三号中「次号及び第五号」を、「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 平均給与等支給額 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の適用年度の継続雇用者(当該適用年度及び当該適用年度開始の日の前日を含む連結親法人年度(当該前日を含む事業年度が連結親法人に該当しない場合には、当該事業年度、次号において「前連結親法人年度」という。)において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。)に対する給与等の支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 連結親法人及び適用年度終了の時に当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の前連結親法人の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額の合計額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

第六十八條の十五の五第六項中「第二編第一章の二」の下に、「及び地方税法」を加え、ついで「同法」を「ついで、法人税法」に、「とす」を、「と、地方税法第五條第一項中、第三号に掲げる金額」とあるのは、「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八條の十五の五第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「同法」とあるのは、「法人税法」とする」に改める。

第六十八條の十五の六第一項中「第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八條の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、第六十八條の十三の下に、「第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、並びに前条を、「第六十八條の十五の五並びに前条第七項及び第八項」に、「に相当する」を「の百分の九十に相当する」に改め、同条第五号中「第六十八條の十一第二項又は第三項」を「第六十八條の十一第七項から第九項まで」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「又は同条第三項」に規定する繰越税額控除限度超過額」を、「同条第八項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額(同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む)」に改め、同項第十一号中「前条第一項」を「第六十八條の十五の五第一項」に改め、同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第六十八條の十四第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八條の十五の六第一項に次の一号を加える。
十三 前条第七項又は同条第八項の規定 それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第八項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額のうち同項及び同条第八項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八條の十五の六第二項中「第六十八條の十一第三項」を「第六十八條の十一第九項」に改め、第六十八條の十三第二項の下に、「第六十八條の十四第三項」を加え、同条第三項中「第六十八條の十一第四項」を「第六十八條の十一第十一項」に改め、第六十八條の十三第三項の下に、「第六十八條の十四第四項」を加え、同条を第六十八條の十五の七とする。

第六十八條の十五の次に次の一条を加える。
(生産性向上設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八條の十五の六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間(以下第九項までにおいて「指定期間」という。)内に、第四十二條の十二の五第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの(以下この条において「生産性向上設備等」という。)のうち政令で定める規模のもの(以下この項において「特定生産性向上設備等」という。)の取得等(取得(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの)の取得に限る。以下この項において同じ。)又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事にによる取得又は建設を含む。以下この条において同じ。)をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む連結親法人年度(平成二十六年四月一日以後に終了する連結親法人年度に限る。第七項及び第八項において「供用年度」という。)の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第八十一條の第三第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十(建物及び構築物については、百分の二十五)に相当する金額をいう。)(の合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第八項において「特定期間」という。）内に、特定生産性向上設備等（前項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合は、前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した連結事業年度（同日前に終了した事業年度が連結事業年度のうちに平成二十六年四月一日前に終了した事業年度。以下この条において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、生産性向上設備等のうち政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合に、当該連結親法人又はその連結子法人の同日を含む連結事業年度（以下この条において「特例適用連結事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象連結事業年度等）において第六十八條の四十二第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一條第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用連結事業年度開始の時ににおける帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に）行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。により生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の指定期間内に取得等をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）に限る。）のうち政令で定める規模のもので当該指定期間内に国内にある当該被合併法人等の事業の用に（貸付けの用を除く。）に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該連結親法人又はその連結子法人の特例適用連結事業年度終了の日までの間に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合に、当該特例適用連結事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該連結親法人又はその連結子法人の特例対象連結事業年度等）において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一條第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用連結事業年度開始の時ににおける帳簿価額（当該特例適用連結事業年度が当該特定適格合併等の日を含む連結事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5 連結親法人又はその連結子法人で、前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八條の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二條の三第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等（第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けるときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び次項、第六十八條の九、第六十八條の十第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一、第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、第六十八條の十四第二項、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項及び第五項並びに前条並びに法人税法第八十一條の十三から第八十一條の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）以下この項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等（第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合は、前項において、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したときは、供用年度における前項に規定する税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額とする。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、特例対象連結事業年度等の指定期間内に、特定生産性向上設備等（生産性向上設備等のうち第三項に規定する政令で定める規模のもの（をいう。）の取得等をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等（特例対象連結事業年度等）において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）を前二項の特定生産性向上設備等と、当該連結親法人又はその連結子法人の特例適用連結事業年度をこれらの規定の供用年度と、それぞれみなして、これらの規定を適用する。

10 第一項から第三項までの規定は、連結親法人又はその連結子法人が所有権移転外リース取引により取得したこれらの規定に規定する特定生産性向上設備等については、適用しない。

11 第一項から第四項まで、第七項及び第八項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結親法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結親事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結親事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

12 第一項から第四項までの規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する特定生産性向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限りに適用する。

13 第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結親事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等とその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

14 第七項及び第八項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる第七項から第九項までに規定する特定生産性向上設備等の取得価額を控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細書を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第七項及び第八項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載されたこれらの特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

15 連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で、第二項の規定の適用を受けたもの(当該連結親法人又はその連結子法人の連結親事業年度開始の前一年以内に開始した事業年度が連結親事業年度に該当しない場合には、第四十二条の五第二項の規定の適用を受けたもの)又は第二項の規定の適用を受けることができるものに係る第六十八条の三、第六十八条の四及び第六十八条の五の六第一項とあるのは、「第六十八条の三、第六十八条の四、第六十八条の五の六第一項、第六十八条の五の六第二項とあるのは、「第六十八条の三、第六十八条の四、第六十八条の五の六第一項若しくは第二項」と、第五十二条の二第一項とあるのは、「第五十二条の二第一項(第四十二条の五第五十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」と、第六十八条の四第一項とあるのは、「前条第一項(第六十八条の五の六第六十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第二項(場合(第五十二条の三第一項)とあるのは、「場合(第五十二条の三第一項(第四十二条の五第五十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。))と、同項の特別償却限度額に満たない場合」とあるのは、「第五十二条の三第一項の特別償却限度額に満たない場合」とする。

16 第七項及び第八項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中、「第八十一条の十七まで(税額控除)とあるのは、「第八十一条の十七まで(税額控除)又は税額特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項(生産性向上設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第六十八条の十七中、「この款」とあるのは、「この款並びに税額特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項(生産性向上設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」と、まず前条」とあるのは、「まず同条第七項及び第八項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第六十八条の十八第一項中、「までに掲げる金額」とあるのは、「までに掲げる金額並びに税額特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項(生産性向上設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第六十一条の二十第一項第二号中、「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項(生産性向上設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中、「前節(税額の計算)とあるのは、「前節(税額の計算)並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項(生産性向上設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」と、地方税法第十五条

第一項中、「第三号に掲げる金額」とあるのは、「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法(法人税法)とあるのは、「法人税法」とする。

17 第十項から第十五項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十八及び第六十八条の十九を削る。

第六十八条の十七第一項中、「第四十三条の二第一項」を、「第四十四条第一項」に改め、同条第二項中、「前条第二項」を、「第六十八条の十六第二項」に改め、同条を第六十八条の十九とする。

第六十八条の十六の次に次の二条を加える。

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、その有する耐震改修対象建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下この項において同じ。)につき平成二十七年三月三十一日までに同法第七条又は附則第三条第一項の規定による報告を行ったもの(当該耐震改修対象建築物につき同法第八条第一項又は第十二条第二項(これらの規定を同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は指示を受けたものを除く。)が、平成二十六年四月一日から当該報告を行った日以後五年を経過する日までの間に、当該耐震改修対象建築物の部分について行う同法第二条第二項に規定する耐震改修(当該耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)のための工事の施行に伴って取得し、若しくは建設する当該耐震改修対象建築物の部分(以下この項において、耐震基準適合建築物等)という。)のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建築物等を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む連結親事業年度の当該耐震基準適合建築物等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、港湾法第三十七条第一項に規定する技術基準(非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき平成二十七年三月三十一日までに同法第五十六条の五第三項の規定による同法第二条第一項に規定する港湾管理者からの求めに対し同法第五十六条の五第三項の規定による報告(同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果)についての報告に限る。)を行ったもの(当該特定技術基準対象施設につき同法第五十六条の二の二十一第一項の規定による報告を受けたものを除く。)が、港湾法第三十七条(平成二十五年法律第三十一号)附則第一条第二号に定める日から当該報告を行った日以後三年を経過する日までの間に、当該特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴って取得し、若しくは建設する当該特定技術基準対象施設(港湾法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)の部分(以下この項において、「技術基準適合施設」という。)のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は技術基準適合施設を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結親事業年度の当該技術基準適合施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別償却額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該耐震基準適合建築物等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該耐震基準適合建築物等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、港湾法第三十七条第一項に規定する技術基準(非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき平成二十七年三月三十一日までに同法第五十六条の五第三項の規定による同法第二条第一項に規定する港湾管理者からの求めに対し同法第五十六条の五第三項の規定による報告(同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果)についての報告に限る。)を行ったもの(当該特定技術基準対象施設につき同法第五十六条の二の二十一第一項の規定による報告を受けたものを除く。)が、港湾法第三十七条(平成二十五年法律第三十一号)附則第一条第二号に定める日から当該報告を行った日以後三年を経過する日までの間に、当該特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴って取得し、若しくは建設する当該特定技術基準対象施設(港湾法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)の部分(以下この項において、「技術基準適合施設」という。)のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は技術基準適合施設を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結親事業年度の当該技術基準適合施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別償却額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該技術基準適合施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該技術基準適合施設の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。
第六十八條の十八 削除
第六十八條の二十から第六十八條の二十三までを次のように改める。
第六十八條の二十五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。
第六十八條の二十六の見出しを、「特定信頼性向上設備等の特別償却」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者に該当するものが、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、災害対策用基幹放送設備等（同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第一百二十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二十四条に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第八十八條の放送の確実な実施に著しく資するものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は災害対策用基幹放送設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該災害対策用基幹放送設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該災害対策用基幹放送設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該災害対策用基幹放送設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該災害対策用基幹放送設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。
第六十八條の二十七第一項中「第四号」を「第五号」に、又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二項の表に次の一号を加える。

| | | |
|---------------------------|-------------|---------------------------|
| 三 第四十五條第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区 | 同号の中欄に掲げる事業 | 当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |
|---------------------------|-------------|---------------------------|

第六十八條の三十一第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、並びに「これを類するものとして政令で定める構築物を含む。」を「並びに」に改め、並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）を削る。
第六十八條の三十二第一項中「第五條第十四項」を「第五條第十三項」に、「同條第十五項」を同條第十四項」に改める。
第六十八條の三十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三十五第一項中「とする。」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の三十とする。」に改め、同条第三項中「次に」を「第一号及び第二号に」に、「並びに第四十七條の二第三項第三号」を「第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四十七條の二第三項第四号」に改め、同項第二号中「ついでには、」を「ついでには、」を含む。」を、及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、口に掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む。」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第六十八條の四十第一項中「第六十八條の十一第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、第六十八條の十五第一項」を「第六十八條の十四第一項、第六十八條の十五第一項」に改め、第六十八條の十五の四第一項」の下に「第六十八條の十五の六第一項」を加え、第六十八條の二十」を「第六十八條の十九」に改める。

第六十八條の四十二第一項第二号中「第六十八條の十一」の下に「第六十八條の十四」を、「第六十八條の十五の四」の下に「第六十八條の十五の六」を加え、第六十八條の二十」を「第六十八條の十九」に改める。

第六十八條の四十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に、「当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）を「特定株式等」に改め、又は貸倒れ」を削り、「の下欄に掲げる」を「に定める」に改め、及び当該特定株式等の種類別」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 資源開発事業法人（第三号に掲げる法人に該当するものを除く。） 百分の三十
- 二 資源開発投資法人（第四号に掲げる法人に該当するものを除く。） 百分の三十
- 三 資源探鉱事業法人 百分の九十
- 四 資源探鉱投資法人 百分の九十
- 第六十八條の四十三第二項第六号中「新增資資源株式等」を「特定株式等」に改め、又は償却及び「及び次号」を削り、同号イ及びロ中「分社型分割」の下に「若しくは現物出資」を加え、同号ハ及び同項第七号を削り、同条第四項中「又は資源特定債権（同条第一項の海外投資等損失準備金に係る同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。）を削り、同項第一号から第三号までの規定中「又は資源特定債権」を削り、同項第五号中「又は資源特定債権」及び「当該特定法人の株式等について」を削り、同条第八項中「特定法人の」の下に「第二項第六号の」を加え、又は貸倒れ」及び「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同条第十項、第十二項、第十五項及び第十八項中「又は資源特定債権」を削り、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「前項」を「第七項」に、「特定株式等」を「第二項第六号の特定株式等」に、「同項」を「第一項」に、「第二十項」を「第六項まで及び第八項から前項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条の次に次の二条を加える。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）
第六十八條の四十三の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に同法第十七條第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画（以下この項において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び第五項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているもの（当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、当該連結親法人又はその連結子法人が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち政令で定めるものに該当する場合には当該投資事業有限責任組合の産業競争力強化法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業（以下この項において「特定新事業開拓投資事業」という。）の実施に資するものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）のうち、当該計画の認定を受けた日から当該計画の認定に係る特定新事業開拓投資事業計画（産業競争力強化法第十八條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第五項において「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。）に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間として財務省令で定める期間終了の日までの期間（以下この項及び第五項にお

いて「積立期間」という。)内において当該投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたものが、当該認定特定新事業開拓投資事業計画に従って取得した当該投資事業有限責任組合の組合財産となる産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者(当該計画の認定を受けた日以後に剰余金の配当をしたものを除く。以下この条において「新事業開拓事業者」という。)の株式(積立期間内における設立(合併及び分割型分割による設立を除く。)又は資本金の額の増加に伴う払込み又は現物出資により交付されるものに限る。以下この条において同じ。)を積立期間内に終了する各連結事業年度(以下この項において「適用連結事業年度」という。)において有している場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適用連結事業年度終了の時に有する当該株式(合併(適格合併を除く。))により合併法人に移転するものを除く。)の当該適用連結事業年度終了の日を終了する当該投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に関する法律第八条第一項の事業年度(以下この項及び第五項において「計算期間」という。)終了の時(当該適用連結事業年度終了の日を終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該適用連結事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時)における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を損金經理の方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたとき(当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた場合を含む。)は、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度において前項の規定により当該前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十五条の第二項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額)がある場合には、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結子法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、認定特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式の全部を積立期間内の日を含む各連結事業年度(以下この項において「適用連結事業年度」という。)の積立期間内において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この条において「適格分割等」という。))により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第九項及び第十項において「分割承継法人等」という。)に移転する場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該適用連結事業年度終了の時として当該株式の当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時(当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時)における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

6 前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割等の日以後二月以内に同項の新事業開拓事業者投資損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が適格合併により合併法人に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該連結親法人又はその連結子法人の当該適格合併の日の前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。

8 前項又は第五十五条の二第六項の場合において、これらの規定の合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人の当該適格合併の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9 第五項に規定する連結親法人又はその連結子法人が適格分割等により分割承継法人等に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該連結親法人又はその連結子法人の当該適格分割等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等に引き継ぐものとする。

10 前項又は第五十五条の二第八項の場合において、これらの規定の分割承継法人等(その適格分割等の後において連結法人に該当するものに限る。)が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等の当該適格分割等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11 第一項及び第五項の規定は、前条第一項又は第八項の規定(第五十五条第一項又は第九項の規定を含む。)の適用を受けた新事業開拓事業者の株式については、適用しない。

12 第四項及び前項に定めるもののほか、第一項、第二項、第五項、第八項及び第十項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の第十八項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第三項まで及び第五項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定事業再編投資損失準備金)

第六十八条の四十三の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間(次項において「特定期間」という。)内に同法第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画(以下この項において「特定事業再編計画」という。))について同条第一項の規定(以下この項及び次項において「計画の認定」という。))を受けたものが、当該計画の認定を受けた日から同日以後十年を経過する日(当該計画の認定に係る特定事業再編計画(同法第二十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。))第三項及び第四項第一号において「認定特定事業再編計画」という。))に記載された同法第十二条第二項に規定する特定事業再編(第一号及び第三項において「特定事業再編」という。))に係る同条第十二項第二号に規定する政令で定める目標を達成した場合に、同項に規定する政令で定める日)までの期間(第一号において「積立期間」という。))内の日を含む各連結事業年度(平成二十六年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。))において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権(以下この項において「特定株式等」という。))の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある連結事業年度(以下この項において「適用連結事業年度」という。))において当該特定株式等(合併により合併法人に移転するものを除く。))の取得価額(第二

号に掲げる特定株式等にあつては、当該適用連結事業年度終了の時に掲げる帳簿価額の百分の七十に相当する金額（当該適用連結事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合に、その減額した金額のうち当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該特定会社の株式若しくは出資（以下この項及び次項において「特定株式」という。）で積立期間内における設立若しくは資本金の額若しくは出資金の額の増加に伴う払込み若しくは合併、分社型分割若しくは現物出資（次項第一号において「設立等に伴う払込み等」という。）により交付されるもの又は当該特定会社に対する貸付金に係る債権（以下この項及び次項において「特定債権」という。）で積立期間内における貸付けに係るもの、当該連結事業年度において当該特定株式又は特定債権の取得（当該計画の認定を受けた日以後最初に当該特定事業再編が行われた日（次号及び次項第二号において「最初特定事業再編実施日」という。）前の取得を除く。次項第一号において「特定取得」という。）をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権 当該連結事業年度が当該最初特定事業再編実施日を含む連結事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「定期期間」という。）内に計画の認定を受けたものが、平成二十六年四月一日を含む連結事業年度において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある連結事業年度（以下この項において「特例適用連結事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該特例適用連結事業年度終了の時に掲げる帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（特定期間の日を含む各連結事業年度のうちに平成二十六年四月一日前に終了した連結事業年度（同日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この項において「特例対象連結事業年度等」という。）又は当該特例適用連結事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合に、その減額した金額のうち当該特例対象連結事業年度等又は当該特例適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該特例適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該特例適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 特定株式で特定期間内における設立等に伴う払込み等により交付されるもの又は特定債権で特定期間内における貸付けに係るもの 特例対象連結事業年度等において当該特定株式又は特定債権の特定取得をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権 特例対象連結事業年度等が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

3 第一項又は前項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の認定特定事業再編計画に係る第一項に規定する積立期間の日を含む各連結事業年度のうち最後の連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その末日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された特定事業再編投資損失準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特定事業再編投資損失準備金の金額（以下この項において「単体特定事業再編投資損失準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）がある場合には、当該認定特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額については、当該基準連結事業年度等の終了の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十（当該特定会社が第一項に規定する政令で定める目標を達成した場合に、当該積立期間開始の日から同項に規定する政令で定める日までの期間の月数を助算して政令で定める数）で除して計算した金額（当該金額が前連結事業年度等から繰り越された当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額を超える場合には、当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、当該連結親法人又はその連結子法人のその該当することとなつた日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 産業競争力強化法第二十七条第二項又は第三項の規定により認定特定事業再編計画の認定を取り消された場合 その取り消された日における当該認定特定事業再編計画に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

二 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等（第一項及び第二項に規定する株式若しくは出資又は債権をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合を除く。） その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた特定株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）

三 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等を移転した場合 その合併の直前における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

- 四 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社が解散した場合、その解散の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額
- 五 当該連結親法人又はその連結子法人が解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特定事業再編投資損失準備金の金額
- 六 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の帳簿価額を減額した場合、その減額をした日における特定事業再編投資損失準備金のうちその減額をした金額に相当する金額
- 七 前項及び前各号の場合以外の場合において特定事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特定事業再編投資損失準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 5 第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結子法人については、適用しない。
 - 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
 - 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
 - 三 清算中の連結子法人
- 6 第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 7 前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。
- 8 第一項及び第二項の規定は、第六十八條の四十三第一項又は第八項の規定（第五十五條第一項又は第九項の規定を含む。）の適用を受けた特定株式会社等については、適用しない。
- 9 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五條の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十二條第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。
- 10 前三項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一條の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第六十八條の四十四第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。
 - 5 第六十八條の四十三の二第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
 - 第六十八條の四十四第八項中、「前条第十項」を、「第六十八條の四十三第十項」に改める。
 - 第六十八條の四十六第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第五項中、「第六十八條の四十四第五項」を、「第六十八條の四十三の二第四項」に改める。
 - 第六十八條の四十八第八項及び第六十八條の五十三第五項中、「第六十八條の四十四第五項」を、「第六十八條の四十三の二第四項」に改める。
 - 第六十八條の五十四第一項中、「第三項」を、「次項」に改め、控除した金額の下に、「当該連結事業年度の月数（当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、同日から当該連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間（以下この項において「積立期間」という。）の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該連結事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数（当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、積立期間の月数）で除して計算した金額（当該連結事業年度が積立期間の末日を含む連結事業年度である場合には、第

- 一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額、第九項において「積立限度額」という。）を加え、同項第一号中、「当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額」を削り、同項第二号を次のように改める。
- 二 当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度（連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この条において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（各連結事業年度終了の日において第五十七條の四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「単体原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該単体原子力発電施設解体準備金の金額を、前連結事業年度等以前の連結事業年度において当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額でその積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額（その積み立てられた事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額）がある場合にはこれらの損金の額に算入されなかつた金額を、それぞれ含むものとし、前連結事業年度の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（第五十七條の四第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）の百分の九十に相当する金額
- 第六十八條の五十四第二項を削り、同条第三項中、「第一項の原子力発電施設解体準備金（を、前項の原子力発電施設解体準備金）」を、「同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「単体原子力発電施設解体準備金の金額」という。）を、「単体原子力発電施設解体準備金の金額」に、若しくは第五項を、「若しくは第四項」に、以下この条を、「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中、「金額」を、「金額（単体原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該単体原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された金額を含む。若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）が、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第三号中、「を廃止した日から一年を経過する日まで」を、「の廃止につき電気事業法第九條第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日まで」の期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三條の三の三第二項の認可の申請を行った場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）に、同日」を、「当該猶予期間の末日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。
 - 6 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 第六十八條の五十四第七項中、「第六十八條の四十四第五項」を、「第六十八條の四十三の二第四項」に改め、同条第八項中、「第五十七條の四第九項」を、「第五十七條の四第十項」に、「第六十八條の五十四第四項」を、「第六十八條の五十四第一項及び第三項」と、同項とあるのは、「これらの規定」に改め、同条第九項中、「第一項及び第三項から第五項」を、「第七項に定めるもののほか、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けたものの当該特定原子力発電施設に係る当該適格合併の日を含む連結事業年度における積立限度額の計算、第一項から第四項」に、「前各項」を、第一項から第六項まで及び前項に改める。

第六十八條の五十五第一項中、「補てん」を、「補填」に改め、同項第六号中、「火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九條の九第一項第三号」を、「中小企業等協同組合法第九條の九第三項に規定する火災等共済組合（第四項において「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第三号」に改め、同条第四項中、「火災共済協同組合」を、「火災等共済組合」に改め、同条第十二項中、「第六十八條の四十四第五項」を、「第六十八條の四十三の二第四項」に改め、同条第十三項中、「補てん」を「補填」に改める。

第六十八條の五十六第一項中、「補てん」を、「補填」に改め、同条第八項中、「第六十八條の四十四第五項」を、「第六十八條の四十三の二第四項」に改め、同条第九項中、「補てん」を「補填」に改める。

第六十八條の五十七第七項、第六十八條の五十七の二第六項及び第六十八條の五十八第八項中、第六十八條の四十四第五項を、「第六十八條の四十三の二第四項」に改める。

第六十八條の六十一第三項中、「若しくは」を、「又は」に改め、同条第七項中、「第六十八條の四十四第五項」を、「第六十八條の四十三の二第四項」に改め、同条第十三項中、「第六十八條の四十三第一項に規定する特定株式会社等」を、「第六十八條の四十三第二項第六号の特定株式会社等（当該海外自主開業法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開業法人の株式又は出資を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む）」に、「同項及び同条第八項」を、「同条第一項及び第八項」に改める。

第六十八條の六十二第一項中、「指定の日以後」を、「提出の日以後」に改め、（同表の第三号の上欄に掲げる連結法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の合計額の百分の二十に相当する金額を限度とする。）を削り、同項の表の第一号の上欄中、「第二十九條第一項」を、「第二十八條第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中、「同項の規定により」を、「同法第二十九條第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八條第二項第三号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）を削り、同表の第二号の上欄中、「第四十二條第一項」を、「第四十一條第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中、「同項の規定により」を、「同法第四十二條第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一條第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）を削り、同表の第三号を削り、同条第七項中、「地区」の下に、「又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区」を加え、同項に、「第一項に規定する提出の日又は第二項に」に、「同項の」を、「これらの」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中、「第一項」の下に、「又は第二項」を加え、同項を「これらの規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中、「第一項」の下に、「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中、「第一項」の下に、「又は第二項」を加え、同項を「これらの規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中、「前項」を、「前二項」に、「これらの規定」に改め、同項第一号中、「第六十八條の十三」を、「第六十八條の十三第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、各連結事業年度終了の日において沖繩振興特別措置法第五十六條第一項の規定による認定を同法第五十五條第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた連結法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立されたもので、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限るものとし、前項の規定を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人を除く。）が、当該各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する連結事業年度に限る。）において、当該連結親法人又はその連結子法人の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額で当該連結事業年度終了の日における当該連結親法人又はその連結子法人の当該地区内の事業所で当該連結親法人又はその連結子法人の事業に従事する者の数の当該連結親法人又はその連結子法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十八條の六十三の二第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改め、又は第六十八條の十五若しくは同条の規定に係る第六十八條の四十一第一項若しくは第十一項の規定を削り、第四項を、「第五項」に改め、同条第七項中、「第二項、第三項」を、「第二項から第四項まで」に、「第四項」を、「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中、「第四項」を、「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中、「前項」を、「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人については、適用しない。

一 第六十八條の十四第一項から第三項まで又は第六十八條の十五第一項から第三項までの規定

二 第六十八條の十四第一項又は第六十八條の十五第一項の規定に係る第六十八條の四十一第一項又は第四項の規定

三 第六十八條の十四第一項又は第六十八條の十五第一項の規定に係る第六十八條の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十八條の六十三の三第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八條の六十四第一項中、「第十二條の二第二項」を、「第十三條第二項」に改め、同条第五項中、「第六十八條の四十四第五項」を、「第六十八條の四十三の二第四項」に改める。

第六十八條の六十五第一項中、「適格現物分配」を、「法人税法第二條第十二号の六に規定する現物分配」に改める。

第六十八條の六十六第五項中、「連結親法人」を、「連結親法人若しくはその連結子法人が各連結事業年度において支出する第一項に規定する交際費等の額のうち同項に規定する接待飲食費の額がある場合又は連結親法人」に、「支出する第一項」を、「支出する同項」に、「同項」を、「同項及び第二項」に、「第一項の」を、「第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中、「前項第二号」を、「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中、「第二号」を、「以下この項」に、「をいう」を、「をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第二條第十五号に規定する役員若しくは従業員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において、「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう」に改め、同項第二号中、「飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第二條第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）」を、「飲食費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項第一号に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八條の六十六第二項を同条第三項とし、同条第一項中、「連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額（当該」を、「前項の場合において、同

第六十八條の七十八第十五項第一号口及び第二号中、「適格現物分配」を、「法人税法第十二條の六に規定する現物分配」に改める。

第六十八條の七十九第一項及び第六十八條の八十中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八條の八十七中、「第七十五條第七項」の下に、「(地方税法第十九條第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「同項」を、「法人税法第八十一條の二十四第三項において準用する同法第七十五條第七項の規定」に改める。

第六十八條の八十八第一項中、「法人税法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ」を、「恒久的施設を有する外国法人である場合には」に、「これらの号」を、「法人税法第四百四十一條第一号イ」に、「のうち」を、「として」に改め、同条第三項中、「同法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する」を、「恒久的施設を有する外国法人である」に、「各事業年度の所得」を、「各事業年度の同法第四百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得」に改め、同条第十七項中、「同項」を、「法人税及び地方税法に定める同項」に改め、同条第十八項中、「の規定の適用については、同法」を、「並びに地方税法第二十六條第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法」に、「とする」を、「と、地方税法第二十六條第一項中、「第七十條第三項」とあるのは、「第七十條第三項(租税特別措置法第六十八條の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「更正の請求(同法」とあるのは、「更正の請求(国税通則法」と、「及び第二項の規定」とあるのは、「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十八條の八十八第十八項の規定」と、「同条第三項」とあるのは、「国税通則法第七十條第三項」と、「同条第三項中、「限り、租税特別措置法第六十八條の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは、「国税通則法」と、「又は第一項の規定」とあるのは、「租税特別措置法第六十八條の八十八第十八項の規定又は第一項の規定」と、「及び第一項の規定」とあるのは、「租税特別措置法第六十八條の八十八第十八項の規定及び第一項の規定」とするに改め、同項第一号中、「課税標準等若しくは税額等」を、「課税標準等(以下この項において「課税標準等」という。若しくは同条第一項に規定する税額等(以下この項において「税額等」という。))」に改め、同項第二号中、「この号」を、「この項」に改め、加算税」の下に、「(第四号において「加算税」という。))」を加え、同項に次の二号を加える。

三 第一号に掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方税法に定める更正決定 当該更正決定に係る地方税法の国税通則法第二條第七号に規定する法定申告期限(第一号の法人税に係る更正が同法第六十一條第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日)

四 第一号に掲げる更正決定又は同号に規定する事実に基づいてする法人税に係る納税申告書の提出若しくは同号に規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方税法に定める更正決定又は納税申告書の提出に伴いその地方税法に定める加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

第六十八條の八十八第十九項及び第二十一項中、「法人税」の下に、「及び地方税法」を加え、同条第二十二項中、「第三百九十九條に規定する条約」を、「第三百九十九條第一項に規定する租税条約」に改め、「延滞税」の下に、「及び地方税法に定める延滞税」を加える。

第六十八條の八十八の二第二項中、「法人税の額」を、「法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方税法の額」に、「及び当該法人税の額」を、「並びに当該法人税の額及び地方税法の額」に改め、同項ただし書中、「法人税の額以外」を、「法人税の額及び地方税法の額以外」に改め、同条第二項ただし書中、「五十万円」を、「百万円」に改め、「である場合」の下に、「その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第四項中、「第四十七條第二項」を、「第四十七條第一項中、「第四十六條(納税の猶予の要件等)」とあるのは、「租税特別措置法第六十八條の八十八の二第二項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)」と、同条第

二項」に、「第三項まで又は第七項」とあるのは、「を」を、「第四項までの規定による申請書の提出があつた」とあるのは、「に、(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)」を、「申請がされた」に改め、同条第五項第三号及び第四号中、「法人税」の下に、「及び地方税法」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 新たに猶予に係る法人税の額及び地方税法の額以外の国税を滞納したとき(税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)

第六十八條の八十八の二第六項中、「法人税」の下に、「及び地方税法」を加え、「及び第十号」を削り、「同法第五百一十一條第一項中、「納税の猶予」を、「同条第十号中、「納税の猶予又は」とあるのは、「納税の猶予(租税特別措置法第六十八條の八十八の二第一項の規定による納税の猶予を含む。))又は」と、同法第五百一十一條第一項中、「納税の要件等」又は「に、納税の猶予)及び」を、「納税の要件等)」に、「納税の猶予」とするを、「納税の猶予)又は」と、同法第五百一十一條の二第二項中、「納税の要件等」とあるのは、「納税の要件等)又は」と、同法第六十八條の八十八の二第二項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)と、同条第二項第一号中、「第三項まで」とあるのは、「第二項まで若しくは租税特別措置法第六十八條の八十八の二第二項」と、「第三項まで」とあるのは、「第三項まで若しくは租税特別措置法第六十八條の八十八の二第二項」と、「同法」とあるのは、「国税通則法」と、「含む」とあるのは、「含む)とあるのは、「含む)又は租税特別措置法第六十八條の八十八の二第五項第五号」とするに改め、同条第七項中、「延滞税」の下に、「及び地方税法に定める延滞税」を加える。

第六十八條の九十一第一項中、「第十二項」を、「第十四項」に改め、「除く」の下に、「及び地方税法第十二條」を加え、同条第八項」を、「法人税法第八十一條の十五第八項」に改める。

第六十八條の九十三の二第九項中、「第二十二項」を、「第二十四項」に改める。

第六十八條の九十三の三第一項中、「第十二項」を、「第十四項」に改め、「除く」の下に、「及び地方税法第十二條」を加え、同条第八項」を、「法人税法第八十一條の十五第八項」に改める。

第六十八條の九十八第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の百一第一項中、「平成二十七年三月三十一日」を、「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十八條の百一の二第二項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の百一の三の次に次の一条を加える。

(特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例)

第六十八條の百一の四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十條第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて同法第二十九條第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合に、その公共施設等運営権の設定は、その設定の日以後に終了する当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、法人税法第八十一條の三第三項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十三條第一項に規定する資産の販売等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第六項第二号中、「提供の期日」とあるのは、「提供の期日(租税特別措置法第六十八條の百一の四第一項(特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例)に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日)とする。

2 前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の百四第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十八條の百四第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成三十一年三月三十一日」に改める。

- 第六十八條の百七の次に次の一条を加える。
 (連結法人の連結国外所得金額の特例)
 第六十八條の百七の二 連結法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各連結事業年度において、当該連結法人の法人税法第六十九條第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等(第十項において「国外事業所等」という。)との間の同号に規定する内部取引(以下この条において「内部取引」という。)の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該連結法人の当該連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となる時、又は損失等の額(当該内部取引に係る同法第二十二條第二項各号に掲げる額に相当するものをいう。)が過少となるときは、当該連結法人の当該連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。
- 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。
 - 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人が第十項において準用する第六十八條の八十八第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該連結法人の各連結事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を検査し又は当該帳簿書類(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。
 - 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類(その写しを含む。)を留め置くことができる。
 - 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 - 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - 第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者
 - 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)(又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
 - 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
 - 第六十八條の八十八第六項及び第十七項から第二十二項まで並びに第六十八條の八十八の二の規定は、国外事業所等を有する連結法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

| | | |
|-----------------|---|---|
| 第六十八條の八十八第六項 | 第一項 | 第六十八條の百七の二第一項 |
| 第六十八條の八十八第十七項 | 同項の | 第六十八條の百七の二第一項の |
| 第六十八條の八十八第十八項 | 租税特別措置法第六十八條の八十八第十八項() | 租税特別措置法第六十八條の百七の二第十項(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十八條の八十八第十八項() |
| | 及び同法 | 及び同法第六十八條の百七の二第十項において準用する同法 |
| | 又は租税特別措置法 | 又は租税特別措置法第六十八條の百七の二第十項において準用する同法 |
| | (租税特別措置法 | (租税特別措置法第六十八條の百七の二第十項において準用する同法 |
| | 並びに租税特別措置法 | 並びに租税特別措置法第六十八條の百七の二第十項において準用する同法 |
| | 、租税特別措置法 | 、租税特別措置法第六十八條の百七の二第十項において準用する同法 |
| 第六十八條の八十八第十九項 | 当該連結法人に係る国外関連業者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた | 第六十八條の百七の二第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした |
| 第六十八條の八十八第二十一項 | 租税特別措置法 | 租税特別措置法第六十八條の百七の二第十項(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例)において準用する同法 |
| 第六十八條の八十八第二十二項 | 連結法人に係る国外関連者の居住者又は法人とされる | 連結法人の第六十八條の百七の二第一項に規定する国外事業所等に所在する |
| 第六十八條の八十八第二十四項 | 国外関連取引に係る第一項に規定する | 第六十八條の百七の二第一項に規定する内部取引に係る同項に規定する |
| 第六十八條の八十八第二十四項 | 第六十八條の八十八の二第一項() | 第六十八條の百七の二第十項(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十八條の八十八の二第一項() |
| 第六十八條の八十八の二第一項の | 第六十八條の八十八の二第一項の | 第六十八條の百七の二第十項において準用する同法第六十八條の八十八の二第一項の |

| | | |
|-----------------|--|---|
| 第六十八條の八十八の二第六項 | 第六十八條の八十八の二第一項の | 第六十八條の百七の第二十項(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十八條の八十八の二第二項(一) |
| 第六十八條の八十八の二第一項の | 第六十八條の百七の第二十項において準用する同法第六十八條の八十八の二第一項の | 第六十八條の八十八の二第一項の |
| 猶予の要件等(一) | 猶予の要件等(一)の規定、 | 猶予の要件等(一)の規定、 |
| 猶予)又は | 猶予)の規定又は | 猶予)の規定又は |
| 若しくは租税特別措置法 | 若しくは租税特別措置法第六十八條の百七の第二十項において準用する同法 | 若しくは租税特別措置法第六十八條の百七の第二十項において準用する同法 |
| 含む。)又は租税特別措置法 | 含む。)又は租税特別措置法第六十八條の百七の第二十項において準用する同法 | 含む。)又は租税特別措置法第六十八條の百七の第二十項において準用する同法 |

11 第三項の帳簿書類(その写しを含む。)の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。
第六十八條の百八第三項中、「法令の規定」の下に、「及び地方税法その他地方税法に関する法令の規定」を加える。

第六十八條の百十第二項及び第六十八條の百十一第二項を削る。
第六十九條の五第一項中、「第七十條の七の四」を、「第七十條の七の五」に改める。
第七十條の二第二項第三号中、「住宅用家屋」を、「住宅用家屋(耐震基準(地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。))又は経過年数基準(住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。))に適合するものに限る。」で、「に改め、同条第九項中、「前二項」を、「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日(以下この項において「取得期限」という。)までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋(耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。))で政令で定めるもの(以下この項において、「要耐震改修住宅用家屋」という。))の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。))を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七條第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

第七十條の三第三項第三号中、「住宅用家屋」を、「住宅用家屋(耐震基準(地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。))又は経過年数基準(住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。))に適合するものに限る。))で、「に改め、同条第八項中、「前項」を、「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日(以下この項において「取得期限」という。)までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋(耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。))で政令で定めるもの(以下この項において、「要耐震改修住宅用家屋」という。))の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。))を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七條第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

第七十條の四第一項中、「農地法第三十二條の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。))に係る」を、「利用意向調査(農地法第三十二條第一項又は第三十三條第一項の規定による同法第三十二條第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。))に係るもの」のうち政令で定める」に改め、同項第一号中、「農地法第三十二條の規定による通知」を「農地法第三十六條第一項の規定による勧告(当該農地が農地中間管理事業の推進に関する法律平成二十五年法律第百一十号)第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域外に所在する場合に、農業委員会その他の政令で定める者が、政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつて農地法第三十六條第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十項第二号において同じ。))」に改め、同項第四号中、「第三十四條第一号」を、「第三十五條第一号」に改め、同条第四項中、「一部」を、「全部」又は「一部」に改め、同条第十項第二号中、「第三十二條の規定による通知があつた日(同条ただし書の規定による公告があつた日)」を、「第三十六條第一項の規定による勧告があつた日」に改め、同項第三号中、「農業経営基盤強化促進法第八條第一項」を、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を、「農地中間管理機構」に改め、同条第十一項中、「同項第一号又は」を、「同項第一号若しくは」に、「農地又は」を、「農地若しくは」に改め、同条第十五項中、「採草放牧地を」を、「採草放牧地(当該譲渡等が第二項第三号イから八までに掲げる区域内に所在する農地等の第三十三條の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地)」を、「に改め、同条第三十八項を同条第三十九項とし、同条第三十五項から第三十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十四條第四号中、「第二十九項」を、「第三十項」に改め、同項第五号中、「第三十項」を、「第三十一項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項を「第三十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中、「第二十九項」を、「第三十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中、「第二十九項又は第三十項」を、「第三十項又は第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中、「第二十九項」を、「第三十項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十八項中、「第三十三項及び第三十四項第一号」を、「第三十四項及び第三十五項第一号」に、「第三十一項第三号」を、「第三十二項第三号」に、「第二十六項」を、「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中、「第二十九項」を、「第三十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中、「第二十九項又は第三十項」を、「第三十項又は第三十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四

項中、「第二十一項」を、「第二十二項」に、「第二十六項」を、「第二十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中、「第二十一項」を、「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中、「第二十三項」を、「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中、「第十七項」を、「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中、「第十九項」を、「第二十項」に改め、同項第三号中、「第十七項」を、「第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16 第四項の場合において、同項に規定する譲渡等（第一項の規定の適用を受ける農地等のうち第二項第三号イから八までに掲げる区域内に所在する農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）があつた日から一年以内に、第一項の規定の適用を受ける農地等以外の同号イから八までに掲げる区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地（同項本文の規定の適用を受ける受贈者が当該譲渡等があつた日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の贈与を受けた日前に取得したものを除く。第二号及び第三号並びに第七十条の五第二項において「代替農地等」という。）で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地としていない場合には、当該譲渡等に係る農地等のうちその農業の用に供していないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合には、当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供した代替農地等は、第一項の規定の適用を受ける農地等とみなす。

第七十条の四の二第一項第一号中、「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）を、農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業」に改め、同条第九項に次の一号を加える。

十 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十八条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

第七十条の四の二第二十一項中、「前条第二十六項」を、「前条第二十七項」に改める。

第七十条の五第一項中、「同条第二十九項」を、「同条第三十項」に、「同条第三十項」を、「同条第三十一項」に、「同条第三十七項」を、「同条第三十八項」に改め、同条第二項中、「又は第十六項の」を、「から第十七項までの規定による」に、「これらの規定」を、「同条第十五項若しくは第十七項の規定」に、「全部又は」を、「全部若しくは」に、「日まで」に、「農地又は」を、「日まで」以下この項において同じ。）に農地若しくは」に改め、とき」の下に、「又は同条第十六項の規定に該当する譲渡等の対価の額の全部若しくは一部に相当する価額の代替農地等について当該譲渡等があつた日以後一年以内に当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地若しくは採草放牧地としていないとき」を加え、又は採草放牧地は」を、「若しくは採草放牧地又は当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供した代替農地等は」に改める。

第七十条の六第一項中、「農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。）に係る」を、「利用意向調査（農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による同法第三十二条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。）に係るものうち政令で定める」に、「及び第二十項」を、「から第二十一項まで」に、「第三十八項第三号」を、「第三十九項第三号」に、「第三十九項第五号」を、「第四十項第五号」に改め、同項第一号中、「農地法第三十二条の規定による通知」を、「農地法第三十六条第一項の規定による勧告（当該農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業の実施地域外に所在する場合には、農業委員会その他の政令で定める者が、政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつて農地法第三十六条第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十二項第二号において同じ。）に、「第十二項第二号及び第三号」を、「同号及び第十二項第三号」に改め、同条第七項中、「一部」を、「全部又は一部」に改め、同条第十二項第二号中、「第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）」を、「第三十六条第一項の規定による勧告があつた日」に改め、同項第三号中、「農業経営基盤強化促進法第八条第一項」を、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を、「農地中間管理機構」に改め、同条第十九項中、「採草放牧地」の下に、「（当該譲渡等が同条第二項第三号イから八までに掲げる区域内に所在する特例農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地）」を加え、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中、「第七十条の四第三十七項」を、「第七十条の四第三十八項」に、「第四十項」を、「第四十一項」に、「同条第三十五項」を、「同条第三十六項」に、「同条第三十七項」を、「同条第三十八項」に、「同条第三十九項」を、「同条第四十項」に、「同条第四十一項」を、「同条第四十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中、「第七十条の四第三十六項」を、「第七十条の四第三十七項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中、「第七十条の四第三十五項」を、「第七十条の四第三十六項」に、「同条第三十五項」を、「同条第三十六項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項第四号中、「第三十四項」を、「第三十五項」に改め、同項第六号中、「第三十五項」を、「第三十六項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中、「第三十四項」を、「第三十五項」に、「第三十五項」を、「第三十六項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項第一号中、「第三十四項又は第三十五項」を、「第三十五項又は第三十六項」に、「第三十九項第五号」を、「第四十項第五号」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中、「第七十条の四第三十一項」を、「第七十条の四第三十二項」に、「同条第三十一項第一号」を、「同条第三十二項第一号」に、「第三十四項又は第三十五項」を、「第三十五項」に改め、同項第三十五項中、「第三十八項」を、「第三十九項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中、「第三十一項」を、「第三十二項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十四項中、「第三十一項」を、「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中、「第三十四項又は第三十五項」を、「第三十五項又は第三十六項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中、「第三十四項又は第三十五項」を、「第三十五項又は第三十六項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十一項」を、「同条第二十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「第二十四項まで」を、「第二十五項まで」に、「同条第二十二項」を、「同条第二十三項」に、「同条第二十四項」を、「同条第二十五項」に、「第二十六項」を、「第二十七項」に、「第七十条の六第三十一項」を、「第七十条の六第三十二項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中、「第二十四項」

第七十条の六第一項中、「農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。）に係る」を、「利用意向調査（農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による同法第三十二条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。）に係るものうち政令で定める」に、「及び第二十項」を、「から第二十一項まで」に、「第三十八項第三号」を、「第三十九項第三号」に、「第三十九項第五号」を、「第四十項第五号」に改め、同項第一号中、「農地法第三十二条の規定による通知」を、「農地法第三十六条第一項の規定による勧告（当該農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業の実施地域外に所在する場合には、農業委員会その他の政令で定める者が、政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつて農地法第三十六条第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十二項第二号において同じ。）に、「第十二項第二号及び第三号」を、「同号及び第十二項第三号」に改め、同条第七項中、「一部」を、「全部又は一部」に改め、同条第十二項第二号中、「第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）」を、「第三十六条第一項の規定による勧告があつた日」に改め、同項第三号中、「農業経営基盤強化促進法第八条第一項」を、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を、「農地中間管理機構」に改め、同条第十九項中、「採草放牧地」の下に、「（当該譲渡等が同条第二項第三号イから八までに掲げる区域内に所在する特例農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地）」を加え、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中、「第七十条の四第三十七項」を、「第七十条の四第三十八項」に、「第四十項」を、「第四十一項」に、「同条第三十五項」を、「同条第三十六項」に、「同条第三十七項」を、「同条第三十八項」に、「同条第三十九項」を、「同条第四十項」に、「同条第四十一項」を、「同条第四十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中、「第七十条の四第三十六項」を、「第七十条の四第三十七項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中、「第七十条の四第三十五項」を、「第七十条の四第三十六項」に、「同条第三十五項」を、「同条第三十六項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項第四号中、「第三十四項」を、「第三十五項」に改め、同項第六号中、「第三十五項」を、「第三十六項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中、「第三十四項」を、「第三十五項」に、「第三十五項」を、「第三十六項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項第一号中、「第三十四項又は第三十五項」を、「第三十五項又は第三十六項」に、「第三十九項第五号」を、「第四十項第五号」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中、「第七十条の四第三十一項」を、「第七十条の四第三十二項」に、「同条第三十一項第一号」を、「同条第三十二項第一号」に、「第三十四項又は第三十五項」を、「第三十五項」に改め、同項第三十五項中、「第三十八項」を、「第三十九項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中、「第三十一項」を、「第三十二項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十四項中、「第三十一項」を、「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中、「第三十四項又は第三十五項」を、「第三十五項又は第三十六項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中、「第三十四項又は第三十五項」を、「第三十五項又は第三十六項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十一項」を、「同条第二十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「第二十四項まで」を、「第二十五項まで」に、「同条第二十二項」を、「同条第二十三項」に、「同条第二十四項」を、「同条第二十五項」に、「第二十六項」を、「第二十七項」に、「第七十条の六第三十一項」を、「第七十条の六第三十二項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中、「第二十四項」

を「第二十五項」に、「第七十条の四第十八項」を「第七十条の四第十七項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項第三号中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20 第七項の場合において、同項に規定する譲渡等（第一項の規定の適用を受ける特別農地等のうち第七十条の四第二項第三号イから八までに掲げる区域内に所在する特別農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）があつた日から一年以内に、第一項の規定の適用を受ける特別農地等以外の同号イから八までに掲げる区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地（同項本文の規定の適用を受ける農業相統人が当該譲渡等があつた日において有していたもの）に限り、当該譲渡等に係る特別農地等の相統の開始があつた日以前に取得したものを除く。第二号及び第三号において、代替特別農地等（以下「代替譲渡等」という。）で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る特別農地等に代わるものとして当該農業相統人の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第七項の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。
- 二 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替特別農地等を当該譲渡等に係る特別農地等に代わるものとして当該農業相統人の農業の用に供する農地又は採草放牧地としていない場合には、当該譲渡等に係る特別農地等のうちその農業の用に供していないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。
- 三 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替特別農地等を当該譲渡等に係る特別農地等に代わるものとして当該農業相統人の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合には、当該譲渡等に係る特別農地等に代わるものとして当該農業相統人の農業の用に供した代替特別農地等は、第一項の規定の適用を受ける特別農地等とみなす。

第七十条の六の二第一項第一号中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相統人

第七十条の六の二第四項中「前条第三十一項」を「前条第三十二項」に改める。

第七十条の七の四の次に次の五号を加える。

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）
第七十条の七の五 認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の九までにおいて「平成二十六年改正医療法施行日」という。）から

起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合には、当該受贈者の当該放棄があつた日の属する年分の贈与税で相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書（当該期限内申告書の提出期限前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が提出する同法第二十八条第二項の規定による期限内申告書を含む。）以下この条において同じ。）が提出する同法第二十八号申告書」という。）の提出により納付すべきものの額のうち、当該放棄により受けた利益以下第七十条の七の七までにおいて「経済的利益」という。）の価額で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の贈与税額（当該経済的利益の価額を当該受贈者に係る当該年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の三及び第七十条の二の四の規定を含む。）を適用して計算した金額をいう。以下この条において同じ。）に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

2 この条から第七十条の七の九までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定医療法人 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）以下この条及び第七十条の七の八第二項において「平成十八年医療法等改正法」という。（附則第十条の四第一項に規定する認定医療法人をいう。）
 - 二 持分 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する持分をいう。
 - 三 認定移行計画 平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項に規定する認定移行計画をいう。
 - 四 厚生労働大臣認定 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第一項の規定による厚生労働大臣の認定をいう。
 - 五 移行期限 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項の規定により認定移行計画に記載された移行の期限をいう。
 - 六 基金拠出型医療法人 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項第一号八に規定する基金拠出型医療法人をいう。
- 3 次に掲げる者が、その者に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者が認定医療法人の持分を放棄したことにより経済的利益については、第一項の規定の適用を受ける場合には、当該経済的利益については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。
- 一 相続税法第二十一条の九第五項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者
 - 二 第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分について当該特定贈与者による放棄があつた日の属する年中において、当該特定贈与者から贈与を受けた同項の規定の適用を受ける経済的利益以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の二の五第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者
- 4 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に同項の認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受ける受贈者又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定の適用を受ける納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日まで）に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分に基き出資額に応じた払戻しを受けた場合、当該払戻しを受けた日

二 当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分の譲渡をした場合、当該譲渡をした日

三 当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに平成十八年医療法等改正法附則第十條の規定による新医療法人への移行をしなければならぬ場合、当該移行期限

四 当該認定医療法人の認定移行計画について平成十八年医療法等改正法附則第十條の四第二項の規定により厚生労働大臣認定が取り消された場合、当該厚生労働大臣認定が取り消された日

五 当該認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除く。）当該解散をした日

六 当該認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において当該受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときその他の政令で定める場合を除く。）当該消滅をした日

6 第一項の規定の適用に係る認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに基金拠出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の平成十八年医療法等改正法附則第十條の三第二項第一号八に規定する基金（以下この項及び第十一項第二号において「基金」という。）として拠出したときは、当該受贈者の納税猶予分の贈与税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更に係る医療法第五十條第一項の規定による都道府県知事の認可があつた日から二月を経過する日（当該認可があつた日から当該二月を経過する日まで）の間に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

7 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が納税猶予分の贈与税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、当該持分の価額が当該納税猶予分の贈与税額に満たないときであつても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合には、この限りでない。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

9 税務署長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一條第一項の規定による命令に応じない場合には、納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合において、同法第四十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

10 受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が第七項本文の規定によりその有する認定医療法人の持分の全てを担保として提供する場合においては、国税通則法第五十條第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するもの）とされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確實と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び租税特別措置法第七十條の七の五第二項第二号（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）に規定する持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一條第一項の規定は、適用しない。

三 前号の場合において、第七項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。

四 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四條第一項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十條の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）」と、同法第七十三條第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十條の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）以下この項において同じ。）とする。

五 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第五項、第六項又は前項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合に、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

六 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第五十二條第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは、「認めるとき（租税特別措置法第七十條の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る同項の認定医療法人の持分が提供された場合には、当該認めるとき又は当該認定医療法人の持分を換価に付しても買受人がないときは、税務署長等）」と、国税徴収法第三十五條第一項中「一年以上」とあるのは、「一年以上（当該滞納に係る国税が贈与税である場合にあっては、当該贈与税に係る贈与の前）」と、同法第四十八條第一項中「財産」とあるのは、「財産（租税特別措置法第七十條の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る同項の認定医療法人の持分が提供された場合において、当該認定医療法人の持分を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同項に規定する受贈者の他の財産を除く。）」とする。

七 第五項、第六項又は前項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八條第三項の規定は、適用しない。

11 第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に、第五項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第九項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する贈与税は、政令で定めるところにより、免除する。

一 第一項の規定の適用を受ける受贈者が有している同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄した場合、納税猶予分の贈与税額

二 当該認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、第一項の規定の適用を受ける受贈者が有している当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき、納税猶予分の贈与税額から第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

12 第一項の規定の適用を受ける受贈者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税に相当する金額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号に規定する贈与税に併せて納付しなければならない。

一 第五項の規定の適用があつた場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 同項に規定する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限
 二 第六項の規定の適用があつた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三 第九項の規定の適用があつた場合 同項に規定する贈与税に係る同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

13 第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに同項の規定の適用を受ける受贈者が死亡した場合には、当該受贈者に係る納税猶予分の贈与税額に係る納付の義務は、当該受贈者の相続人が承継する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

14 厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について、第五項又は第六項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該受贈者又は当該認定医療法人について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該受贈者の納税地の所轄事務署長に通知しなければならない。

15 事務署長は、第一項の場合において厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長の事務（同項の規定の適用を受ける受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があるときは、厚生労働大臣又は当該地方厚生局長若しくは当該地方厚生支局長に対し、当該受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

16 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除）
 第七十条の七の六 認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合において、当該受贈者が当該放棄の時から当該放棄による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間にその有する当該認定医療法人の持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該受贈者については、相続税法第二十一条の五から第二十一条の八までの規定（第七十条の二の三及び第七十条の二の四の規定を含む。）により計算した金額から放棄相当贈与税額を控除した残額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。

2 前項に規定する放棄相当贈与税額とは、同項の経済的利益の価額を同項の受贈者に係るその年の贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該受贈者による同項の認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経済的利益について準用する。

4 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に、当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び同項の放棄相当贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例）
 第七十条の七の七 次条第二項に規定する経過措置医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い当該経過措置医療法人の持分を有する他の個人の当該持分の価額が増加した場合には、当該持分の価額の増加による経済的利益に係る相続税法第九条本文の規定の適用については、同条本文中「贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）とあるのは、贈与」とする。この場合において、当該経済的利益については、同法第十九条第一項の規定は、適用しない。

2 前項前段に規定する場合において、同項の経過措置医療法人が同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であるときは、同項の他の個人は、当該経済的利益について、前二条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項の死亡した個人は第七十条の七の五第一項又は前条第一項に規定する贈与者と、当該他の個人はこれらの規定に規定する受贈者とみなす。

3 第一項の規定は、同項の他の個人が前項の規定により前二条の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

4 第二項の規定により前二条の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）
 第七十条の七の八 個人が経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（第八項において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した場合において、当該経過措置医療法人が当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書（当該期限内申告書の提出期限前に当該持分を取得した個人（以下この条において「相続人等」という。）が死亡した場合には、当該相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が提出する同法第二十七条第二項の規定による期限内申告書を含む。以下この条及び次条において「相続税の申告書」という。）の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であるときは、当該相続人等が当該相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該持分の価額で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

2 この条において、経過措置医療法人とは平成十八年医療法等改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいい、納税猶予分の相続税額とは前項の規定の適用に係る持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該相続人等の相続税の額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。

4 第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得した経過措置医療法人の持分の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない持分は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

5 第七十条の七の第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等の同項の規定の適用を受ける相続税に関する納税の猶予に係る期限について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは、「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは、「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税」とあるのは、「納税猶予分の相続税額に相当する相続税」と、「贈与税の申告書」とあるのは、「相続税の申告書」と読み替えるものとする。

6 第七十条の七の第六項の規定は、第一項の規定の適用に係る認定医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに基金拠出型医療法人への移行をする場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の規定」とあるのは、「第七十条の七の八第一項の規定」と、「受贈者」とあるのは、「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは、「納税猶予分の相続税額」と、「贈与税については、第一項」とあるのは、「相続税については、第七十条の七の八第一項」と、「もつて第一項」とあるのは、「もつて第七十条の七の八第一項」と読み替えるものとする。

7 第七十条の七の第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が納税猶予分の相続税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは、「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは、「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは、「納税猶予分の相続税額」と読み替えるものとする。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等とその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の認定医療法人の持分に係る相続税の申告書に、当該持分につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

9 第七十条の七の第九項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。この場合において、同条第九項中「第一項の規定」とあるのは、「第七十条の七の八第一項の規定」と、「受贈者」とあるのは、「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは、「納税猶予分の相続税額」と、「贈与税に係る第一項」とあるのは、「相続税に係る第七十条の七の八第一項」と読み替えるものとする。

10 相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第七十条の七の第十項第一号から第六号までの規定は、相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二 第五項において準用する第七十条の七の第五項の規定、第六項において準用する同条第六項の規定又は前項において準用する同条第九項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一條第一項の規定は、適用しない。

三 第一項の規定の適用を受ける相続人等が同項の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該相続人等が取得した同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七條第五項又は第五十二條第一項（同法第五十三條第四項第二号口において準じて算出する場合を含む。）の規定を適用する。

11 第七十条の七の第十一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける納税猶予分の相続税額に相当する相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは、「第七十条の七の八第一項」と、「第五項各号」とあるのは、「同条第九項において準用する第五項各号」と、「第九項」とあるのは、「同条第九項において準用する第九項」と、「相当する贈与税」とあるのは、「相当する相続税」と、「受贈者」とあるのは、「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは、「納税猶予分の相続税額」と、「第六項」とあるのは、「同条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

12 第七十条の七の第十二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等が第五項において準用する同条第五項の規定、第六項において準用する同条第六項の規定又は第九項において準用する同条第九項の規定により第一項の納税猶予分の相続税額の全部又は一部に相当する相続税を納付する場合の利子税について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項」とあるのは、「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは、「相続人等」と、「贈与税」とあるのは、「相続税」と、「贈与税の申告書」とあるのは、「相続税の申告書」と、「第五項」とあるのは、「第七十条の七の八第五項において準用する第五項」と、「第六項」とあるのは、「第七十条の七の八第六項において準用する第六項」と、「第九項」とあるのは、「第七十条の七の八第九項において準用する第九項」と読み替えるものとする。

13 第七十条の七の第十三項の規定は、第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに同項の規定の適用を受ける相続人等が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第一項」とあるのは、「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは、「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは、「納税猶予分の相続税額」と読み替えるものとする。

14 第七十条の七の第十四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が同条第十四項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があったことを知った場合について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは、「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは、「相続人等」と、「第五項又は第六項」とあるのは、「同条第五項において準用する第五項又は同条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

15 第七十条の七の第十五項の規定は、税務署長が、前項において準用する同条第十四項の規定による厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長の通知の事務に関し必要があると認める場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第一項の場合」とあるのは、「第七十条の七の八第一項の場合」と、「受贈者」とあるのは、「相続人等」と、「第一項の規定」とあるのは、「同条第一項の規定」と読み替えるものとする。

16 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(医療法人の持分についての相続税の税額控除)

第七十条の七の九 個人（以下この条において「相続人等」という。）が前条第二項に規定する経過措置医療法人（以下この項及び第三項において「経過措置医療法人」という。）の持分を有していた他の個人（第四項において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した場合において、当該経過措置医療法人が当該相続の開始の時に認定医療法人（当該相続に係る相続税の申告書の提出期限又は平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日まで）に厚生労働大臣認定を受けた経過措置医療法人を含む。）であり、かつ、当該持分を取得した相続人等が当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間にその有する当該経過措置医療法人で厚生労働大臣認定を受けたものは、相続税法第十五条から第二十条の二まで及び第二十一条の十五第三項の規定により計算した金額から放棄相当相続税額を控除した残額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項に規定する放棄相当相続税額とは、同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該相続人等により放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の持分に係る相続税の申告書に、当該持分について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び同項の放棄相当相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の八第一項中、「第七十条の四第三十四項第二号」を、「第七十条の四第三十五項第二号」とし、「を(平成二十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該受贈者が当該農地等の全部又は一部につき当該取用交換等による譲渡をしたことにより同号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、零)とする」に改め、同条第三項中、「同条第三十九項第二号」を、「同条第四十項第二号」とし、「を(平成二六年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該農業相続人が当該特別農地等の全部又は一部につき当該取用交換等による譲渡をしたことにより同号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、零)とする」に改める。

第七十条の八の二第一項中、並びに第七十条の十二第一項及び第三項、を、及び第七十条の十二第一項に改め、(当該財産のうち)第七十条の六第一項に規定する特別農地等、第七十条の六の四第一項に規定する特別山林又は第七十条の七の二第一項に規定する特別非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する特別相続非上場株式等に該当するものがある場合には、当該特別農地等の価額は当該特別農地等につき第七十条の六第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額とし、当該特別山林の価額は当該特別山林の価額に百分の二十を乗じて計算した価額とし、当該特別非上場株式等又は当該特別相続非上場株式等の価額は当該特別非上場株式等又は当該特別相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額(当該特別非上場株式等又は当該特別相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額)に当該特別非上場株式等に係る第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社若しくは当該認定承継会社の同号八に規定する特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係(第七十条の七の二第一号)に規定する特別関係係をいう。以下この項において同じ。)がある法人又は当該特別相続非上場株式等に係る第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社若しくは当該認定相続承継会社の同号八に規定する特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人(以下この項において、認定承継会社等)と(いう。)が会社法第二十条第二号に規定する外国会社(当該認定承継会社の第七十条の七の二第二項第一号八に規定する特別関係会社又は当該認定相続承継会社の第七十条の七の四第二項第一号八に規定する特別関係係会社に該当するものに限る。)又は第七十条の七の二第十四項第十号(第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める法人の株式又は出資を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式又は出資を有していないかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式又は出資の価額との合計額)とする。(を)を削り、うち「相続税法」を、「うち「同法」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 課税相続財産の価額を計算する場合において、相続又は遺贈により取得した財産のうち次の各号に掲げる財産があるときは、当該各号に掲げる財産の価額は当該各号に定める価額によるものとする。

- 一 第七十条の六第一項に規定する特別農地等 当該特別農地等につき同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額

二 第七十条の六の四第一項に規定する特別山林 当該特別山林の価額に百分の二十を乗じて計算した価額

三 第七十条の七の二第一項に規定する特別非上場株式等又は第七十条の七の四第一項に規定する特別相続非上場株式等 当該特別非上場株式等又は当該特別相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額(当該特別非上場株式等に係る第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社若しくは当該認定承継会社の同号八に規定する特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係(第七十条の七の二第二項第一号)に規定する支配関係をいう。以下この号において同じ。)がある法人又は当該特別相続非上場株式等に係る第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社若しくは当該認定相続承継会社の同号八に規定する特別関係係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人(以下この号において、認定承継会社等)と(いう。)が会社法第二十条第二号に規定する外国会社(当該認定承継会社の第七十条の七の二第二項第一号八に規定する特別関係係会社又は当該認定相続承継会社の第七十条の七の四第二項第一号八に規定する特別関係係会社に該当するものに限る。)又は第七十条の七の二第十四項第十一号(第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める法人の株式(投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資口を含む。)又は出資を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式又は出資を有していないかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式又は出資の価額との合計額)

四 第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分又は第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の同号に規定する持分

第七十条の十二第一項中(以下この条において「納税義務者」という。)を削り、この条において「物納」を、この項において「物納」に改め、同条第二項中(第四項において「物納申請書」という。)を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第七十一条の十六第一項中(昭和二十五年法律第百三十二号)を削る。

第七十三条中、「及び第七十四条の二第二項」を、「第七十四条の二第二項及び第七十四条の三第一項」に改める。

第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十四条の三 個人が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が増改築等をした建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものを当該宅地建物取引業者から取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 前項に規定する増改築等とは、同項に規定する宅地建物取引業者が同項に規定する住宅用家屋(同項の取得前二年内に当該宅地建物取引業者が取得をしたものに限る。)につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(当該工事と併せて行う当該住宅用家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。)であつて、当該工事に要した費用の総額が当該住宅用家屋の同項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円)以上であることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。

第七十六條中「マンスシヨンの建替えの円滑化等に関する法律第二條第一項第五号」を「マンスシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第五号」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「の各号」を削り、同條第一号中「マンスシヨンの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンスシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同條第二号中「マンスシヨンの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンスシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第八号」を「同項第十一号」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改め、同條第三号中「マンスシヨンの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンスシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同條に次の一項を加える。

2 マンスシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第百十六條に規定する組合が、マンスシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、マンスシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第九号に規定するマンスシヨン敷地売却事業に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

一 マンスシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第百十六條に規定する組合が同法第百二十四條第一項の規定により取得する同法第二條第一項第十号に規定する売却マンスシヨンの同項第十一号に規定する区分所有権又は同項第十六号に規定する敷地利用権の取得の登記

二 マンスシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第百四十條第一項に規定する分配金取得手続開始の登記

三 マンスシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第百五十條第一項に規定する権利消滅期日後の売却マンスシヨン及びその敷地に関する権利について必要な登記

第七十七條の次に次の一條を加える。

（農地中間管理機構が農用地等を取付た場合の移転登記の税率の軽減）

第七十七條の二 農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第四項に規定する農地中間管理機構が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第七條第一号に規定する農地売買等事業により、政令で定める区域内において、同法第四條第一項第一号に規定する農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の十とする。

第八十條第一項中（平成二十五年法律第九十八号）を削り、同項第四号中「次号」を「次号及び第六号」に改め、同條第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十條の二の見出し中「認定経営基盤強化計画等」を「経営強化計画」に改め、同條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第五條第一項（同法附則第八條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第十七條第一項（同法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の決定又は同法第九條第一項（同法附則第八條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第十九條第一項（同法附則第九條第三項の規定により適用される場合を含む。）の変更後の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の承認（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に同法第二條第一項に規定する金融機関等が提出した当該経営強化計画又は当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該決定又は承認の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、当該登記について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十一條の二の規定の適用がある場合については、この限りでない。

第八十條の二第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「次号」を「次号及び第八号」に改め、同条を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の四

第八十條の二第二項に次の一号を加える。

八 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の一

第八十條の二第二項を削る。

第八十一條第五項を削り、同條の次に次の一條を加える。

（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一條の二 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（中心市街地の活性化に関する法律第五十一條第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者をいう。次項において同じ。）が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（同條第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画をいい、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に中心市街地の活性化に関する法律第五十條第四項の規定による経済産業大臣の認定を受けたものに限る。次項において同じ。）に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業（同條第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業をいう。次項において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から一年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において不動産の所有権の取得をした場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の十とする。

2 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するため、中心市街地の活性化に関する法律第五十條第四項の規定による経済産業大臣の認定の日から三年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において建物の建築をした場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の二とする。

第八十二條を次のように改める。

（特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録の税率の軽減）

第八十二條 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第二十九條第二項に規定する空港運営権者が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に同條第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二條第七項に規定する公共施設等運営権の設定を受ける場合には、当該公共施設等運営権の設定の登録に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該設定後一年以内に登録を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。

第八十二條の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十三條第一項中「認定」の下に「国家戦略特別区域法第二十五條第一項の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。」を加え、「同法第二十五條」を「（都市再生特別措置法第二十五條）」に改め、同條第二項中「第十九條の十第二項」を「第十九條の十二第二項又は国家戦略特別区域法第二十五條第一項の」に改める。

第八十三條の二第三項第一号中「第二條第十九項」を「第二條第二十一項」に改める。

第八十三條の四第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十三條の四第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十四条を次のように改める。

(新幹線鉄道の建設に係る不動産の所有権の移転登記等の免税)

第八十四条 特定建設線(全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。)の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が、同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する土地の所有権若しくは地上権の取得又は建物の建築をする場合には、当該土地の所有権の移転若しくは地上権の設定の登記又は当該建物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得又は建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十四条の二中、「附則第二条第一項」を(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に「すべて」を「全て」に改める。

第八十四条の三第五項を削る。

第八十七条の五第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「第二十三条」の下に、「の規定」を加え、同項第二号中、「五十万円」を「六十万円」に改める。

第八十八条の二第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「一萬五百円」を「一萬千円」に改める。

第九十条の三の三第一項、第九十条の三の四第一項、第九十条の四第一項及び第九十条の六第一項中、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の六の二第一項中、「この条において、「石油調製品等」を、「この条及び次条第一項において、「石油調製品等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(非製品ガスに係る石油炭税の還付)

第九十条の六の三 石油の備蓄の確保等に關する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二条第五項に規定する石油精製業者(以下この条において、「石油精製業者」という。)が、平成二十九年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場(同法第二十六条の規定による届出がされた製造場に限り、)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において課税済みの原料(課税済みの原油等又は石油調製品等その他政令で定めるもので石油炭税課税済みのものをいう。以下この条において同じ。)から非製品ガス(閏税率法別表第二七〇・二二号、第二七〇・一九号及び第二七〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七一・一一号に掲げるプロパン、同表第二七一・一二号に掲げるブタンその他政令で定めるものの製造に伴い副次的に製造される同表第二七一・二九号に掲げるその他のものであつて、販売(販売以外の授与を含む。)の用に供するもの以外をいう。以下この条において同じ。)を製造した場合には、政令で定めるところにより、その課税済みの原料から製造された非製品ガスにつき、当該課税済みの原料に係る石油炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油精製業者に(当該石油精製業者が、当該非製品ガスの原料となつた原油又は石油製品に係る石油炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油精製業者が当該石油炭税を納付したものとみなして、当該石油精製業者に)還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する製造場が非製品ガスの数量を適正に計測できない製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、課税済みの原料をその他の物品と区分して蔵置すべきことを命ずることができる。

4 石油炭税法第二十一条及び第二十二條(第一号を除く。)(並びに国税通則法第七十四条の五第四号(口及び二を除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定)、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油精製業者について準用する。この場合において、石油炭税法第二十一条中、「原油の採取者若しくは販

売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する石油精製業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する非製品ガスで当該製造場において製造されたものの製造又は移出」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中、「これらの者」とあるのは「その者」と、原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等)とあるのは「非製品ガス(租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する非製品ガス)と、同法第八中、「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「非製品ガス」と、同法第七十四条の五第五項中、「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等の取引」とあるのは「非製品ガスの製造」と読み替へるものとする。

5 前項の規定により石油炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号(口及び二を除く。)の規定が準用される同項の石油精製業者(同項の規定により準用される石油炭税法第二十一条(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、石油炭税法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十四条(第五号に係る部分に限る。)(及び第二十五条第一項並びに国税通則法第二百七条(第二号及び第三号)同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。)(及び第二百二十九条の規定を適用する。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。
第九十条の七第一項中、「第九十条の六第一項」の下に、「第九十条の六の二第一項」を加え、同条第三項第七号中、「前条第三項」を「第九十条の六の二第三項」に改める。
第九十条の八中、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。
第九十条の八の二第一項中、「又は久米島」を「若しくは久米島」に改め、「(昭和二十九年法律第九十九号)を削り、「航空機」という。)(の下に、「又は沖繩県の区域内の各地間を航行する航空機」を加え、沖繩島、宮古島、石垣島若しくは久米島」を「沖繩県の区域内」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中、「路線を除く」を「路線及び沖繩県の区域内の各地間の路線を除く」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「第十一条」の下に、「の規定」を加え、同条第二項から第六項までの規定中、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一の三第一項中、「平成二十四年五月一日以後」を「平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間」に改め、「当分の間」を削り、同項第二号イ(1)及び(2)中「一萬八千円」を「五千四百円」に改め、同号イ(3)中「七千六百円」を「七千八百円」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「五千円」を「五千四百円」に改め、同号ロ(3)及び(4)中「三千八百円」を「三千九百円」に改め、同条第二項中、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成二十八年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七條第一項の規定による登録又は同法第六十條第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月(軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月)の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車(前条の規定の適用がある検査自動車並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。))に掲げる検査自動車を除く。))に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七條第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三條に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

- 一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者がこれらの事業の用に供する自動車
 - イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）
 - (1) (2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車
 - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千四百円
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 五千四百円
 - (2) 軽自動車 五千四百円
 - (3) 二輪の小型自動車 三千二百円
 - ロ イに掲げる自動車以外の自動車
 - (1) 乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）
 - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千七百円
 - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 二千七百円
 - (2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
 - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千七百円
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 二千七百円
 - (3) 軽自動車 二千七百円
 - (4) 二輪の小型自動車 千六百円
- イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）
 - (1) 乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）
 - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万千四百円
 - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 一万千四百円
 - (2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
 - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万千四百円
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 一万千四百円
 - (3) 軽自動車 八千二百円
 - (4) 二輪の小型自動車 四千六百円
- ロ イに掲げる自動車以外の自動車
 - (1) 乗用自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）
 - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 五千七百円
 - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 五千七百円
 - (2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
 - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千七百円
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 五千七百円
 - (3) 車両総重量一・五トン以下の貨物自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）
 - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 四千百円
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 四千百円
 - (4) 軽自動車 四千百円
 - (5) 二輪の小型自動車 二千三百円

第九十条の十二第一項第四号及び第五号中「掲げる自動車」を「掲げる検査自動車」に改め、同条第四項中「含む」の下に、「以下この項において同じ」を、「には」の下に、「平成二十六年三月三十一日までに第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては」を加え、とするを、とし、同年四月一日以後に第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する」に改める。

第九十三条第一項第二号中「第八項」の下に、「(同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）」を加え、並びにこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合並びに同法「を」、同法「に」、を含む。を、並びに同法第四百四十四条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。及び地方税法第十九条第五項において準用する法人税法第七十五条第七項「に改め、同条第三項第二号中「第七十条の六第三十七項第三号」を、「第七十条の六第三十八項第三号」に改め、同項第三号中「同条第八項」を、「同条第九項」に改め、同条第五項中「第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項」を、「第七十条の四第三十五項及び第七十条の六第四十項」に、「第七十条の六の四第十七項並びに」を、「第七十条の六の四第十七項」に改め、含む。の下に、並びに第七十条の七の五第十二項（第七十条の七の八第十二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十四条第二項中「第五百二十二条」を、「第五百二十二条第三項」に改める。

第九十七条の二第二十五項中（昭和二十五年法律第二百二十六号）を削る。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）を、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項）に改め、同表の市町村の項中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）を、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項）に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項）を、「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（税理士法の一部改正）

第十一条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「定めるものを除く。」の下に、「第四十九条の二第二項第十号を除き、」を加え、同項第二号中「第三十四条」を、「第三十四条第一項」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項第四号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。

第四条第四号及び第六号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。）を受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

第五条第一項第一号中「三年」を、「二年」に改め、同項第五号中「前二号」を、「前三号」に改め、同条第二項中「三年」を、「二年」に改める。

第二十四条第二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を、「非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において」に、「ついでに」を「就いて」に改め、同条第五号中「ふれる」を「触れる」に改め、同条第六号中「心身の故障により」を「次のイ又はロのいずれかに該当し、に、適正を欠く虞」を「その適正を欠くおそれ」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身に故障があるとき。

口 第四条第四号から第十一号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。

第二十四条第七号中「虞があり」を「おそれがある者」に改める。

第二十五条第一項第二号中「第二十四条第六号」の下に「イに係る部分に限る。」を加える。

第二十六条の見出しを「登録の抹消」に改め、同条第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「まづ消しなれば」を「抹消しなければ」に改め、同条第四号中「第九号までの一」を「第十号までのいずれかに」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

第三十三条第五項中「第一百五十一条」の下に「(地方税法(平成二十六年法律第十一号)第三十条において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十四条中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項に規定する申告書を提出した者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該申告書を提出した者への通知は、同項に規定する税理士に対してすれば足りる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(非税理士に対する名義貸しの禁止)

第三十七条の二 税理士は、第五十二条又は第五十三条第一項から第三項までの規定に違反する者に自己の名義を利用してはならない。

第四十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「一年」を「二年」に改める。

第四十五条中「一年」を「二年」に改める。

第四十八条の十六中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第四十八条の二十第一項中「一年」を「二年」に改める。

第四十九条の二第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定

第四十九条の十四第一項第一号中「第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十二号まで」に改める。

第五十九条第一項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十七条の二(第四十八条の十六において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者

第五十九条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第六十三条中「第五十九条第一項第三号」を「第五十九条第一項第二号(第四十八条の十六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。)(若しくは第四号」に改める。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正)

第十二条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中、第二章 国外送金等に係る告知書及び調査書の提出等(第三条・第四条)を「第二章 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等(第三条・第四条)」に改める。

外送金等に係る告知書及び調査書の提出等(第三条・第四条)

国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等(第四条の二・第四条の三)」に改める。

第二章 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等(第三条・第四条)を「第二章 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等(第三条・第四条)」に改める。

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

第二条第六号中「場所」の下に「。第十三号において同じ。」を加え、同条第十一号を同条第十八号とし、同条第七号から第十号までを七号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の七号を加える。

七 金融商品取引業者等 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。)(同法第一条第一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十一項に規定する投資信託委託会社(国外においてこれらの者と同種類の業務を行う者を含む。)(をいう。

八 有価証券 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

九 国内証券口座 金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿をいう。第四条の二第二項において同じ。)(への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

十 国外証券口座 金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するもの(国外にあるものに限る。)(に開設される国内証券口座に類する口座をいう。

十一 国外証券移管 金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国内証券口座から国外証券口座への有価証券の移管をいう。

十二 国外証券受入れ 金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国外証券口座から国内証券口座への有価証券の受入れをいう。

十三 本人証券口座 本人の名義で開設されている国内証券口座で、その国内証券口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所を確認しているものをいう。

第三条第一項中「及び次条第一項」を「から第四条の三第一項まで」に改める。

第四条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項又は前項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国外送金等調査書を提出すべき金融機関が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該金融機関は、同項及び第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該国外送金等調査書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査書の提出等

(国外証券移管等をする者の告知書の提出等)

第四条の二 金融商品取引業者等の営業所等の長にその有する有価証券の国外証券移管又は国外証券受入れの依頼をする者(法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの(次条第一項において「別表法人等」という。)(を除く。)(は、その国外証券移管又は国外証券受入れ(以下「国外証券移管等」という。)(がそれぞれ特定移管又は特定受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外証券移管等の依頼をする際、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融商品取引業者等の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

2 前項に規定する特定移管とは第一号に掲げる国外証券移管をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外証券受入れをいう。

一 その国外証券移管を依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本人証券口座に保管の委託がされている有価証券についてされる国外証券移管

二 その国外証券受入れを依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本人証券口座に保管の委託がされることとなる有価証券についてされる国外証券受入れ

3 第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外証券移管等調書の提出)

第四条の三 金融商品取引業者等は、その顧客(別表法人等を除く。以下この項において同じ。)からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その国外証券移管等ごとに、その顧客の氏名又は名称及び住所、その国外証券移管等をした有価証券の種類及び銘柄その他の財務省令で定める事項を記載した調書(以下「国外証券移管等調書」という。)を、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第四条第二項から第五項までの規定は、国外証券移管等調書を提出すべき金融商品取引業者等について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第一項中「国外送金等調書の」を「国外送金等調書又は国外証券移管等調書の」に、「国外送金等調書を」を「国外送金等調書又は国外証券移管等調書を」に改め、為替取引の下に、「又は国外証券移管等」を加え、同条第三項中「国外送金等調書」の下に、「国外証券移管等調書」を加える。

第九条第一号中「又は」を「若しくは」に、「とき」を「とき又は第四条の第二項の告知書を国外証券移管等の依頼の際に金融商品取引業者等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして金融商品取引業者等の営業所等の長に提出したとき」に改め、同条第二号中「国外送金等調書」の下に、「若しくは国外証券移管等調書」を加える。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十三条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 居住者又は所得税法第七十二条第一項に規定する親族の有する同項に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となった場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出(以下この項において「震災関連原状回復支出」という。)について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかつた居住者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同条第一項に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同項に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額を確保金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。)は同項第一号に規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
二 当該資産の原状回復のための支出(当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。)

三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

第六条第二項中「次条第一項」の下に、「及び第七項」を加える。

第七条第五項中「所得税法」の下に、「第四十四条の第二項第五号中(純損失の繰越控除)とあるのは(純損失の繰越控除)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第七條第一項から第三項まで(純損失の繰越控除の特例)の規定により適用される場合を含む。」と、「同法」を加え、同条に次の一項を加える。

7 その有する棚卸資産、固定資産等又は山林(以下この項において「事業用資産」という。)が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となった場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用(以下この項において「震災関連原状回復費用」という。)について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた居住者が、当該

事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は所得税法第七十条第三項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第二項に係る部分に限る。)の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二 当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用
第十条の第二項中「第十一項」を「第九項」に改め、「償却費の額」の下に、「(以下この項において「普通償却額」という。))を加え、百分の五十」を「から普通償却額を控除した金額」に、「百分の二十五」を「これらの取得価額の百分の二十五」に改め、同項の表の第二号の第二欄中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「及び第六項」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第二項、第六項及び第七項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第七項」に改め、「第六項又は第七項」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とする。

第十条の二の第二項中「提出企業立地促進計画(以下この項)の下に、「及び第三項」を加え、「。第三項において、対象期間」という。を削り、同条第三項中「企業立地促進区域に係る対象期間」を「提出企業立地促進計画の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日の日ずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間(当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間)に改め、同条第八項中「前条第九項」を「前条第七項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に改める。

第十条の二の第三項中「第十條の二第九項」を「第十條の二第七項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に改める。

第十条の三第一項、第十條の三の第二項及び第十條の三の第三項中「他の者」の下に、「(当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。))」を加える。

第十一條第一項の表の第一号中(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十)及び(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十二)を削り、同表の第二号及び第三号中(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の二十)及び(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の二十四)を削る。

第十一條の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十一條の三の次の一條を加える。

(被災した個人に次の債務処理計画が策定された場合の課税の特例)
第十一條の三の二 東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負っている次に掲げる個人で所得税法第二條第一項第四十号に規定する青色申告書を提出するものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすものが策定された場合における租税特別措置法第二十八條の二の二の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める要件」とあるのは、政令で定める要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の三の二に規定する政令で定める要件」とする。

一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十九條第四項に規定する支援決定の対象となつた個人

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九條第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である個人

事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は所得税法第七十条第三項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第二項に係る部分に限る。)の規定を適用する。